

建設業許可申請書類作成の手引

PART 2

長野県建設部建設政策課建設業担当
令和5年7月改訂

目 次

1 許可申請書作成	
① 作成に当たって	…7
② 許可申請書類の記載要領（共通事項）	…7
③ 申請書類の提出方法・必要部数について	…10
④ 許可申請書・添付書類について	…11
⑤ 確認書類について	…12
2 記載要領と記載例	
建設業許可申請書（様式第1号）	…21
役員等の一覧表（別紙1）	…24
営業所一覧表（新規・変更）（別紙2（1））	…25
営業所一覧表（更新）（別紙2（2））	…26
許可手数料領収証書はり付け欄（別紙3）	…27
専任技術者一覧表（別紙4）	…28
工事経歴書（様式第2号）	…29
直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）	…34
使用人数（様式第4号）	…36
誓約書（様式第6号）	…37
令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）	…38
財務諸表（計算書類）	…39
貸借対照表（様式第15号） 損益計算書・完成工事原価報告書（様式第16号）	
株主資本等変動計算書（様式第17号） 注記表（様式第17号の2）	
附属明細表（様式第17号の3）	
貸借対照表（様式第18号） 損益計算書（様式第19号）	
営業の沿革（様式第20号）	…60
所属建設業者団体（様式第20号の2）	…61
健康保険等の加入状況（様式第7号の3）	…62
主要取引金融機関名（様式第20号の3）	…64
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	…65
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）	
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）	
常勤役員等の略歴書	…73
常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙）	
常勤役員等の略歴書（様式第7号の2別紙1）	
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第7号の2別紙2）	

専任技術者証明書（新規・変更）（様式第8号）	…77
(1) 新規・許可換え新規の場合	
(2) 般・特新規の場合	
(3) 業種追加の場合	
(4)～(6) 変更届・廃業届用	
実務経験証明書（様式第9号）	…86
指導監督的実務経験証明書（様式第10号）	…93
許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人）の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）	…94
令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）	…95
株主（出資者）調書（様式第14号）	…96
その他の添付書類について	…97
定款 商業登記事項証明書 納税証明書 事業報告書	
登記されていないことの証明書 身分証明書 委任状	
3 変更・廃業の届出	
変更届出書（様式第22号の2）	…101
届出書（様式第22号の3）	…104
廃業届（様式第22号の4）	…105
変更届出書（決算報告用）	…107
決算変更届出書の訂正に関する届出書	…108
4 譲渡及び譲受け等に関する認可について	
承継等の事前認可について	…111
譲渡及び譲受け認可申請書（様式第22号の5）	…115
合併認可申請書（様式第22号の7）	…117
分割認可申請書（様式第22号の8）	…119
相続認可申請書（様式第22号の10）	…121
誓約書（様式第22号の6、第22号の11）	…123
申請書と添付書類	…125
認可後の届出書類	…129
届出書（様式第22号の9、第22号の12）	…130
5 参 考	
表1 建設工事の内容と例示	…135
表2 技術者有資格コード一覧	…141
表3 建設業の業種別指定学科	…147
表4 建設業許可と他の法令における工事業の関係	…148
表5 建設業許可申請受付機関一覧	…150
表6 申請手数料納入（収入証紙貼付）例	…151
表7 市町村コード一覧	…153

許可申請の主な流れ

許可申請書・提出

○許可要件

- ・経營業務の管理を適正に行うことのできる能力
 - ▷ 一定の要件を満たし適切な経営能力がある常勤役員等がいる (手引 PART1 P.16)
 - ▷ 適切な社会保険に加入 (手引 PART1 P.18)
- ・専任の技術者が常勤している (手引 PART1 P.19)
- ・請負契約に関する誠実性 (手引 PART1 P.21)
- ・財産的基礎又は金銭的信用がある (手引 PART1 P.22)
- ・欠格要件に該当しない (手引 PART1 P.23)

標準処理期間

約45日 ※申請書類等に訂正・不備等がない場合

書類に不足や誤記入等があったときは審査期間が延伸します

許可通知書・交付

■ 毎年度提出

- ・決算変更届 決算終了後4カ月以内に提出 (手引 PART1 P.49)
- (手引 PART2 P.107)

■ 許可内容の変更があったときに提出

- 事実発生後、法定の期限内に提出すべき書類 (手引 PART1 P.51)
- ・変更届出書 (手引 PART2 P.100～)
- ・常勤役員等証明書
- ・専任技術者証明書
- ・届出書
- ・廃業届

■ 許可の更新書類提出

※変更届等が適正に提出されていないと更新できません

- ・許可期限満了30日前までに提出 (手引 PART1 P.50)
- ・許可満了3ヶ月前から受付

許可の満了

- 許可日の5年後の前日まで

○書類提出先

<郵送の場合>

〒380-8570

(※県庁専用郵便番号につき、住所記載不要)

長野県庁建設部建設政策課建設業担当 宛

申請書類及び確認書類等一式をそろえて郵送してください。
必ず書留(レターパックプラス可)で郵送してください。
封筒の表面に「建設業許可申請書在中」と朱書きしてください。

<電子申請の場合>

電子申請の場合は、以下URLより申請してください。

<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/T000001>

<窓口提出の場合>

当面、手引P. 150に記載の建設事務所総務課へ、

申請書類及び確認書類等一式をそろえてお持ちください。

封筒の表面に「建設業許可申請書在中」と朱書きしてください。

なお、建設事務所では、申請書類の受付処理・審査は一切行いません。

○お問い合わせ先

<長野県建設部建設政策課建設業担当>

TEL: 026-235-7293

FAX: 026-235-7420

e-mail: kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp

※書類の提出方法などの詳細は、手引 PART2の P.10 をご覧ください。

○現地相談窓口の設置

申請書類の作成や、必要書類等について専門家による相談会を実施しています。

開催スケジュール等については、以下URLをご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/r4gentimadoguti.html>

1 許可申請書作成について

① 作成にあたって

建設業許可申請書は、申請者が、建設業法に規定する許可の要件に適合しているかどうかを判断する極めて重要なものです。誤りや記入漏れ等のないよう、正確に記載してください。この書類の作成に関し、重要な事項について虚偽の記載があれば、許可を受けられないか、許可を受けたあとであっても許可を取り消されることとなります。

なお、このような理由で許可が取り消された場合には、許可の取り消しの日から5年を経過しなければ新たに許可を受けることができません。

また、建設業法第13条の規定により、許可後、許可申請書類等は公衆の閲覧に供されますので、手書きで記載する場合、黒のボールペンを使用し、文字は楷書で丁寧に記載してください。（パソコンでの入力も可）申請書類の用紙は、国土交通省及び長野県のホームページで入手してください。なお、プリントアウトした用紙で作成する場合は、変色、破損等しないよう保存に耐えられる紙質の用紙を用いてください。

② 許可申請書類の記載要領（共通事項）

(1) □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないよう記入してください。

カラムに数字を記入する場合は、例えば のように右詰で、文字を記入する場合は、例えば のように左詰めで記入してください。

(2) 「商号又は名称」及び「代表者又は個人の氏名」の「(フリガナ)」欄は、カタカナで記入し、その際、濁点及び半濁点を含む文字は のように1文字として扱います。

なお、「代表者又は個人の氏名」のフリガナは、姓と名の間に1カラム空けてください。

《記載例》

《該当箇所》 建設業許可申請書 項番

変更届出書 項番

(3) 「氏名」欄は、姓と名の間に1カラム空けて左詰めで記入してください。

《記載例》

《該当箇所》 建設業許可申請書 項番

経營業務の管理責任者証明書 項番

専任技術者証明書(新規・変更) 項番

変更届出書 項番

届出書 項番

- (4) 経營業務の管理責任者、専任技術者等の「フリガナ」欄は、カタカナで最初から2文字だけカラムに記入し、その際、濁点及び半濁点を含む文字は1文字として扱います。

《記載例》 田 田 (ナガノの場合) 田 田 (ゴトウの場合)

《該当箇所》 経營業務の管理責任者証明書 項番 1 9

専任技術者証明書(新規・変更) 項番 6 3

- (5) 「許可番号」欄の「大臣知事コード」は、現在許可を受けている許可行政庁について該当するコードを記入してください。

また、「許可番号」及び「許可年月日」欄は、カラムに数字を記入するに当たり空位のカラムには「0」を記入してください。

なお、2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものを記入してください。

《記載例》 「大臣知事コード」…… 長野県知事許可 2 0

国土交通大臣許可 0 0

0 1 2 3 4 5 (許可番号が第12345号の場合)

0 3 年 0 1 月 0 4 日 (許可年月日が3年1月4日の場合)

《該当箇所》 建設業許可申請書 項番 1 6

経營業務の管理責任者証明書 項番 1 8

専任技術者証明書(新規・変更) 項番 6 2

変 更 届 出 書 項番 3 5

届 出 書 項番 5 1

廃 業 届 項番 5 5

- (6) 「法人番号」欄は、申請者が法人であって、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第2条第 15 項に規定する法人番号をいう。)が付与されている場合に、当該法人番号を記入してください。

なお、法人番号は、国税庁から送付される「法人番号指定通知書」に記載されています。また、国税庁の「法人番号公表サイト」にて公表されていますので、正確に記入してください。

《記載例》 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (数字のみの 13 桁の番号)

《該当箇所》 建設業許可申請書 項番 1 3

変 更 届 出 書 項番 3 6

変 更 届 出 書 (決 算 報 告 用) 法人番号欄

(7) 様式中、不要な文字は一本線又は二本線で抹消してください。

申請書類	一本線又は二本線による抹消が必要な箇所		
建設業許可申請書 (様式第1号)	「地方整備局長 北海道開発局長 知事」	「国土交通大臣 知事」	「般 特」
営業所一覧表(新規許可 等)(別紙二(1))	「国土交通大臣 知事」	「般 特」	
誓約書 (様式第6号)	「地方整備局長 北海道開発局長 知事」		
経營業務の管理責任者証 明書 (様式第7号)	「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役員} \\ \text{本人} \\ \text{の支配人} \end{array} \right\}$ 」	「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{イ} \\ \text{ロ} \end{array} \right\}$ 」	「地方整備局長 北海道開発局長 知事」
	「国土交通大臣 知事」	「般 特」	
専任技術者証明書 (新規・変更) (様式第8号)	「 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ 」	「地方整備局長 北海道開発局長 知事」	
	「国土交通大臣 知事」	「般 特」	
許可申請者の住所、生年月 日等に関する調書 (様式第12号)	「 $\left(\begin{array}{l} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法人代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」		
健康保険等の加入状況 (様式第20号の3) 変更届出書 (様式第22号の2) 届出書 (様式第22号の3) 廃業届 (様式第22号の4)	「地方整備局長 北海道開発局長 知事」	「国土交通大臣 知事」	「般 特」
変更届出書 (ガイドライン別紙8)	「国土交通大臣 知事」	「地方整備局長 北海道開発局長 知事」	

(8)建設業の業種の略号は下記のとおりです。《略号一覧》

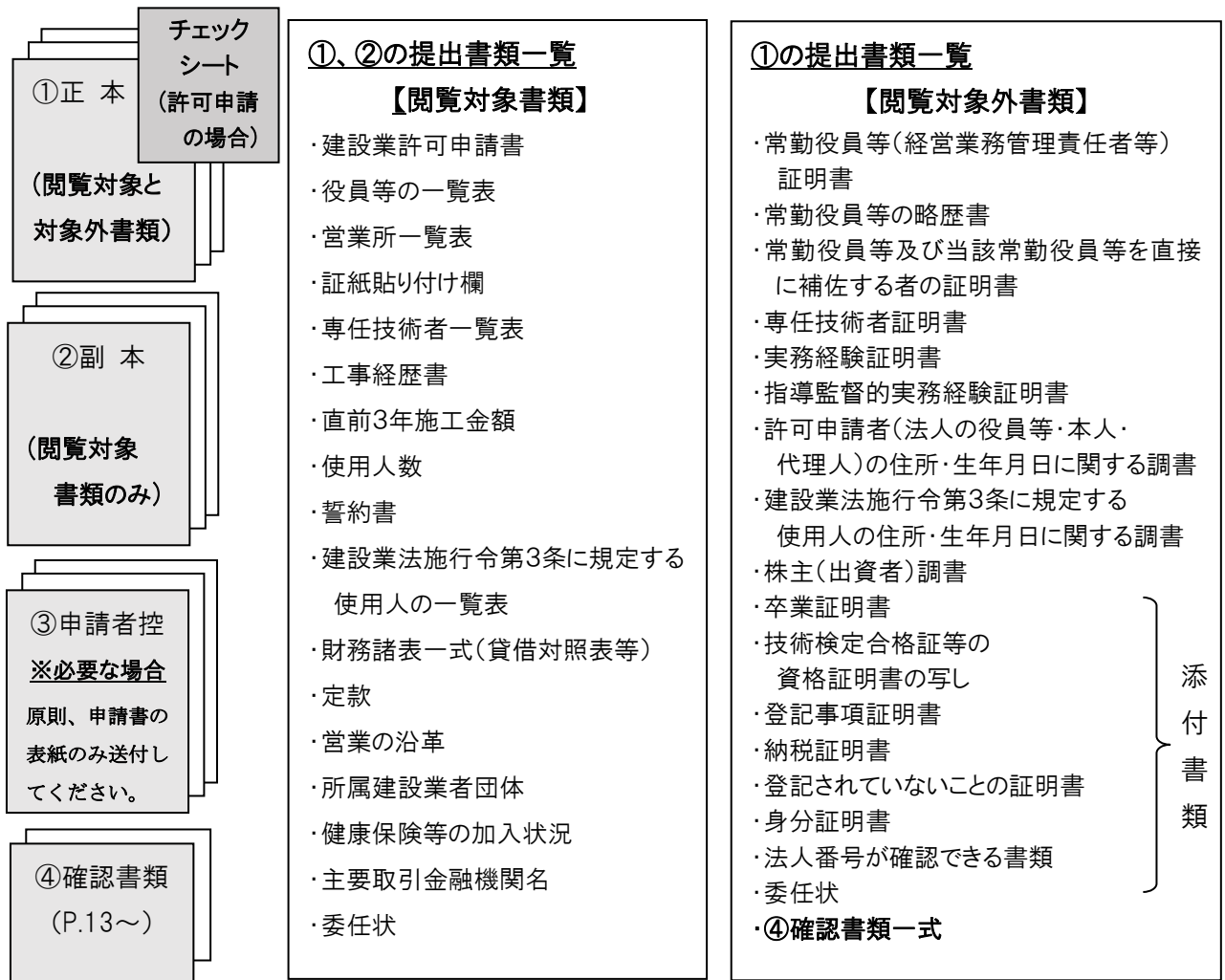
業種	略号	業種	略号	業種	略号
土木一式工事	(土)	鉄筋工事	(筋)	熱絶縁工事	(絶)
建築一式工事	(建)	舗装工事	(舗)	電気通信工事	(通)
大工工事	(大)	しゅんせつ工事	(しゅ)	造園工事	(園)
左官工事	(左)	板金工事	(板)	さく井工事	(井)
とび・土木・コンクリート工事	(と)	ガラス工事	(ガ)	建具工事	(具)
石工事	(石)	塗装工事	(塗)	水道施設工事	(水)
屋根工事	(屋)	防水工事	(防)	消防施設工事	(消)
電気工事	(電)	内装仕上工事	(内)	清掃施設工事	(清)
管工事	(管)	機械器具設置工事	(機)	解体工事	(解)
タイル・レンガブロック工事	(タ)				
鋼構造物工事	(鋼)				

③ 申請書類の提出方法と必要部数について

■ 書面申請の場合

提出先	長野県 建設部 建設政策課 建設業担当 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2(住所記載不要)
提出部数	<ul style="list-style-type: none"> ・正本1部(閲覧対象と対象外書類両方提出) →正本には「申請書類等チェックシート」を添付してください。 ・副本1部(閲覧対象書類のみ) ・申請者控1部(収受印を押印したものが必要な場合のみ提出) →申請者控を提出する場合は返信用封筒(普通郵便で可)も提出してください。 代理人へ許可通知書郵送を希望する場合は、その返信用封筒も同封してください。 ・確認書類1部
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず書留(レターパックプラス可)で提出してください。 ・封筒の表面に「建設業許可申請書在中」と朱書きしてください。

- ・閲覧対象書類及び閲覧対象外書類の中から、申請内容に合わせて必要な書類を提出してください。
- ・副本は、正本をコピーしたものでも差し支えありません。
- ・書類を綴る順序は、「許可申請書と添付書類(P. 11)」及び「変更等の届出事項と提出書類(P. 12)」のとおりとしてください。
- ・書類をホチキスやひも等で綴じるのは控えてください(クリップ留めは可)。
- ・変更等届出の場合は、「申請書類等チェックシート」の添付は不要です。



■ 電子申請の場合

電子申請の場合は、以下URLより申請してください。

<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO00001>

④ 許可申請書・添付書類について

＜許可申請書の提出書類＞

○印：必ず必要 ☆印：場合によって必要 △印：変更があった場合は必要 空白：省略可能

区分	縦 る 順 序	様 式 番 号	手 引 P A R T 2 掲 載 順 序	申 請 書 及 び 添 付 書 類	申 請 区 分									
					新 規	許 可 換 え 新 規	般 ・ 特 新 規	業 種 追 加	更 新	般 ・ 特 新 規 + 業 種 追 加	般 ・ 特 新 規 + 更 新	業 種 追 加 + 更 新	般 ・ 特 新 規 + 業 種 追 加 + 更 新	
関 覧 対 象 書 類	1	様式第1号	21	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	別紙1	24	役員等の一覧表〔法人〕	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	別紙2(1)	25	営業所一覧表(新規許可等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		別紙2(2)	26	営業所一覧表(更新)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	別紙3	27	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	別紙4	28	専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	様式第2号	29	工事経歴書 ※申請直前の事業年度に施工した工事を記載	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	様式第3号	34	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	様式第4号	36	使用人数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9	様式第6号	37	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10	様式第11号	38	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11	様式第15号	39	貸借対照表〔法人〕	○	○								
	(11)	様式第18号	48	貸借対照表〔個人〕	○	○								
	12	様式第16号	42	損益計算書・完成工事原価報告書〔法人〕	○	○								
	(12)	様式第19号	50	損益計算書〔個人〕	○	○								
	13	様式第17号	44	株主資本等変動計算書〔法人〕	○	○								
	14	様式第17号の2	45	注記表〔法人〕	○	○								
	15	様式第17号の3	-	附属明細表(注)※資本金1億円又は負債総額200億円超の株式会社のみ必要	○	○								
	16		97	定款〔法人〕	○	○			△		△	△	△	△
	17	様式第20号	60	営業の沿革	○	○			○		○	○	○	○
18	様式第20号の2	61	所属建設業者団体	○	○			△		△	△	△	△	
19	様式第7号の3	62	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20	様式第20号の3	64	主要取引金融機関名	○	○			△		△	△	△	△	
関 覧 対 象 外 書 類	1	様式第7号	65	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	別紙	73	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(1)	様式第7号の2	68	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ※様式第7号で証明する場合は提出不要(2-1,2-2も同様)	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	(2-1)	別紙1	74	常勤役員等の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2-2)	別紙2	75	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	様式第8号	77	専任技術者証明書(新規・変更)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	様式第9号	86	実務経験証明書	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆
	5	様式第10号	93	指導監督の実務経験証明書 ※特定建設業の許可申請の場合のみ	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆
	6	様式第12号	94	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所・生年月日等に関する調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7	様式第13号	95	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所・生年月日等に関する調査	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	8	様式第14号	96	株主(出資者)調査〔法人〕	○	○			△		△	△	△	△
	9	添付書類	-	卒業証明書(実務経験証明書とあわせて 原本提出)	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆
			-	技術検定合格証明書等の資格証明書の写し(監理技術者資格者証の写しでも可)	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆
97			登記事項証明書	○	○			△		△	△	△	△	
97			納税証明書(県税、建設業許可申請用)	○	○									
98			成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (登記されていないことの証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
98			成年被後見人又は被保佐人と見なされる者に該当せず、又破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(身分証明書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-	法人番号が確認できる書類	○	○											
10		99	委任状 ※代理人に手続きを委任する場合は、申請者の押印のある委任状が必要になります。(電子申請の場合不要)											

(注) 有価証券報告書提出会社の場合はその写しで可

※第三者から発行される証明書等(登記事項証明書、納税証明書、身分証明書、卒業証明書、資格者証等)は、押印のあるものが必要です。
※ 上記の他に、許可要件の確認のため別途他の書類の提出を求める場合があります。

個人事業主、個人事業主の支配人、法人の役員及び令第3条の使用人について、提出が必要です。

<変更等の届出事項と提出書類>

○印：必ず必要 ☆印：場合によって必要 △：変更があった場合必要

区分	繰る順序	様式番号	手引PART2掲載先頭ページ(P)	変更届出書等の様式及び添付書類	毎事業年度経過後の届出	専任技術者		常勤役員等(経営業務の管理責任者等)・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者		新たに令第3条に規定する使用人を置いたとき	健康保険の加入状況に変更があったとき(従業員数のみの変更を除く)	従たる営業所の名称・所在地		主たる営業所の商号・名称又は所在地		従たる営業所の新設		法人の資本金額(出資総額)の変更		新たに法人の役員等・個人事業の支配人となった者があるとき		法人の役員等・個人の事業主又は支配人の氏名の変更(退任・帰国等による変更※役員者の変更を除く)		廃業等の届出	
						変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき	変更	要件を欠いたとき
提出時期					事業年度経過後4か月以内	事実発生後2週間以内								事実発生後30日以内											
閲覧対象書類	1	様式第22号の2	101	変更届出書																					
	2		107	変更届出書(決算報告用)	○																				
	3	様式第22号の4	105	廃業届																					○
	4	別紙1	24	役員等の一覧表(法人)			○	○	○														○	○	
	5	別紙4	28	専任技術者一覧表															○						
	6	様式第2号	29	工事経歴書	○																				
	7	様式第3号	34	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○																				
	8	様式第4号	36	使用人数	△																				
	9	様式第6号	37	誓約書											○										
	10	様式第11号	38	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△										○								○	○	
	11	様式第15号	39	貸借対照表(法人)	○																				
	(11)	様式第18号	48	貸借対照表(個人)	○																				
	12	様式第16号	42	損益計算書・完成工事原価報告書[法人]	○																				
	(12)	様式第19号	50	損益計算書(個人)	○																				
	13	様式第17号	44	株主資本等変動計算書(法人)	○																				
	14	様式第17号の2	45	注記表(法人)	○																				
	15	様式第17号の3	-	附属明細表(注)	☆																				
	16		97	事業報告書(株式会社)	○																				
17		97	定款(法人)	△																					
18	様式第7号の3	62	健康保険等の加入状況	△(変更が従業員数のみ)							○														
閲覧対象外書類	1	様式第7号	65	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書			○	○																	
	2	別紙	73	常勤役員等の略歴書			○	○																	
	(1)	様式第7号の2	68	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ※様式第7号で証明する場合は提出不要(2-1,2-2も同様)			○	○																	
	(2-1)	別紙1	74	常勤役員等の略歴書			○	○																	
	(2-2)	別紙2	75	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書			☆	☆																	
	3	様式第8号	77	専任技術者証明書(新規・変更)														○							
	4	様式第9号	86	実務経験証明書																			☆		
	5	様式第10号	93	指導監督の実務経験証明書																				☆	
	6	様式第12号	94	許可申請者の住所・生年月日等に関する調書																				○	
	7	様式第13号	95	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所・生年月日等に関する調書																				○	
	8	様式第14号	96	株主(出資者)調書																				○	
10	添付資料	-	卒業証明書																						
		-	技術検定資格証明書等の資格証明書の写し(監理技術者資格証の写しても可)																						
			97	登記事項証明書																					○
			97	納税証明書(県税、建設業許可変更届用)	○																				
			98	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(登記されていないことの証明書)																					
			98	成年被後見人又は被保佐人と見なされる者に該当せず、又破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長証明書(身分証明書)																					○
		戸籍抄本又は住民票の抄本																						☆	
11		99	委任状 ※代理人に手続きを委任する場合は、申渡しの押印のある委任状が必要になります。(電子申請の場合不要)																						

(注) 資本金1億円超又は負債総額200億円超の株式会社、但し有価証券報告書提出会社の場合はその写しで可

※第三者から発行される証明書等(登記事項証明書、納税証明書、身分証明書、卒業証明書、資格者証等)は、押印のあるものが必要です。

※ 上記の他に、許可要件の確認のため別途他の書類の提示又は提出を求める場合があります。

※ 一部廃業については変更事項に係る書類の提出も必要になります。

(手引PART2「確認書類について P.13~」参照)

個人事業主・個人事業主の支配人、法人の役員及び令第3条の使用人について、提出が必要です。

⑤ 確認書類について

■ 書面申請の場合

(1) 申請書類及び確認書類の提出漏れがないか確認するため、許可申請書類一式と併せて、

「申請書類等チェックシート①、②」を必ず添付してください。

※チェックシートの様式は長野県公式HPからダウンロードして使用してください。

(2) 建設業の許可申請、許可後における経營業務の管理責任者等(補佐する者がいる場合は、その分も必要)、専任技術者の変更等の届出については、決められた様式の申請書類の提出の他に、経營業務の管理責任者としての経験や経營業務の管理責任者の常勤性、専任技術者の専任性、営業所の実態など許可要件を満たしていることの確認が必要となります。

次に掲げる事項については、あらかじめ必要な書類を用意し、申請等に併せて**写しを提出**してください。

■ 電子申請の場合

電子申請の場合、確認書類は全て、PDF等の電子データをシステム上でアップロードしてください。

健康保険等の加入状況に関する書類

○:必ず提出 △:変更がある場合提出

必要な書類		申請・届出区分			
		新規 許可換 え新規	般・特 新規 業種 追加	更新	変更届
厚生年金保険及び 健康保険 確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・領収証書又は納入証明書の写し →申請時の直前の保険料の納入に係るもの 				
	<ul style="list-style-type: none"> ○個人経営で常時使用する従業員が5人未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・賃金台帳の写し ・労働者名簿の写し ・源泉徴収簿の写し ・青色申告決算書、白色収支報告書の写し のいずれか ○法人又は従業員5人以上の個人事業主が国民健康保険組合(建設国保等)に加入している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者適用除外承認証の写し <u>又は</u> ・国民健康保険被保険者登録事項証明書の写し 	○	○	○	△
雇用保険 確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険概算・確定保険料申告書の写し <u>及び</u> ・申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し →申請時の直前の保険料の納入に係るものかつ、 「雇用保険」の記載が分かるもの(「労災」は不可) <p>※上記2つとも提出が必要になります。</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> (事務組合委託の場合) ・労働保険料等納入通知書の写し <u>及び</u> ・労働保険料等領収書の写し 				

経營業務の管理責任者等に関する書類

○:必ず提出 △:変更がある場合提出

必要な書類		申請・届出区分			
		新規	般・特 新規	更新	経營業務 の管理責 任者の変 更
		許可換 え新規	業種 追加		
健康 保 険 証 の 写 し	○事業所名が確認できるもの				
	○健康保険証で事業所名称を確認できない場合 (市町村国保、建設国保、後期高齢者医療制度等) ・住民税特別徴収税額通知書 ・直近3か月分の役員報酬明細 ・源泉徴収簿 ・確定申告書(個人事業主の場合) ・出勤簿・タイムカード等(3か月分) ・厚生年金保険70歳以上被用者該当届 (※) ・被用者算定基礎届 (※) のいずれか (※後期高齢者等の場合のみ)	○	○	○	○
	○法人の新規設立から3か月を超えない日に新規申請をする場合 若しくは新たに法人の役員に就任した日から3か月を超えない者を経營業務の管理責任者とする場合 ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書				
できる書類 経験及び地位確認が	○経營業務の管理責任者としての経験の場合 ・役員等であったことを確認できる登記事項証明書等 ※長野県の建設業許可業者での経験がある場合、 建設業許可通知書、建設業許可申請書副本、変更届出書等をこちらで確認します。(廃棄等により、こちらで確認できない場合があります。) ※書類の詳細については、次のページをご覧ください。	○	—	—	○

※健康保険証等の被保険者(整理)番号はマスキング等で番号を伏せて提出してください。

経營業務の管理責任者等としての地位確認及び経験の確認ができる書類について

下記のとおり、それぞれの届出内容に応じて必要な資料を提出してください。
なお、常勤役員等を補佐する者を置いている場合はその方の分も提出が必要です。

(1) 経營業務の管理責任者としての経験の場合(法7条第1号イ(1)該当)

① 法人の役員及び営業所長(支店長)経験がある場合(※1)

ア 証明者における被証明者の役員等としての経験が確認できる登記事項証明書(現在、履歴、閉鎖事項証明書等)

イ 建設業を営んでいたことを証する資料(下記のいずれか)

- ・建設工事の請負契約書
 - ・請書・注文書控
 - ・請求書控、見積書控、工事台帳等
- } 1年に1件、計5年分確認します

(※1)証明者が長野県知事許可を受けている建設業者である場合、こちらで許可申請書等の確認をします
ので、上記ア、イの確認資料の提出は不要です。ただし、廃業又は失効している業者の場合は、許
可通知書の写しの提出が必要です。

また、許可申請書等で確認できない部分がある場合、イの資料の提出をお願いすることがあります。

② 個人事業主の経験がある場合(※2)

ア 被証明者が証明者本人であることが確認できる確定申告書控

イ 建設業を営んでいたことを証する資料(下記のいずれか)

- ・建設工事の請負契約書
 - ・請書・注文書控
 - ・請求書控、見積書控、工事台帳等
- } 1年に1件、計5年分確認します

(※2)証明者が長野県知事許可を受けている建設業者である場合、こちらで許可申請書等の確認をします
ので、上記イの確認資料の提出は不要です。ただし、廃業又は失効している業者の場合は許可通知
書等の提出が必要です。

また、許可申請書等で確認できない部分がある場合、イの資料の提出をお願いすることがあります。

(2) 経營業務の管理責任者に準ずる地位(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)にある、 執行役員等としての経営管理経験の場合(法第7条第1号イ(2)該当)

ア 執行役員等の地位が経營業務の管理責任者に準ずる地位にあったことを確認できる組織図
その他これに準ずる書類

イ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認
できる業務分掌規程その他これに準ずる書類

ウ 建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な
権限委譲を受けていることを確認できる資料

- ・定款
- ・執行役員規程、執行役員職務分掌規程
- ・取締役会規則、取締役就業規程
- ・取締役会の議事録
- ・その他これらに準ずる書類

エ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認できる資料

- ・取締役会の議事録
- ・辞令、人事発令書、その他これらに準ずる書類

(3) 経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって経營業務を補佐した経験の場合

①法人での補佐経験がある場合

ア 被証明者が準ずる地位にあったことを確認できる組織図その他これに準ずる書類

イ 被証明者の経験が補佐経験に該当することを確認できる資料

- ・業務分掌規程
- ・過去の稟議書その他これらに準ずる書類

ウ 被証明者の補佐経験の期間が確認できる辞令、人事発令書その他これらに準ずる書類

エ その他、準ずる地位にあって経營業務を補佐していたことを確認できる書類

- ・職務権限表
- ・取締役会議事録等その他これらに準ずる書類

※ 行っていた業務の内容が、建設工事の施工に関するものであることが必要です。

②個人事業主の補佐経験がある場合

ア 事業専従者等であったことが確認出来る確定申告書等

※ 行っていた業務の内容が、建設工事の施工に関するものであることが必要です。

(4) 常勤役員等を直接に補佐する者の場合

ア 被証明者が常勤役員等を直接補佐する地位にあることが確認できる組織図その他これに準ずる書類

イ 被証明者の経験が財務管理(労務管理・業務運営)の業務経験に該当することを確認できる資料

- ・業務分掌規程
- ・過去の稟議書その他これらに準ずる書類

ウ 被証明者の経験の期間が確認できる辞令、人事発令書その他これらに準ずる書類

※それぞれの場合について、必要年数分の書類が確認できる必要があります。例えば、(1)の場合、5年間役員
員の任期が確認できなければ許可の要件は満たすことができません。

※資料について、事前に確認を希望する場合は別途ご相談ください。

専任技術者に関する書類

○:必ず提出 △:変更がある場合提出

必要な書類		申請・届出区分			
		新規	般・特 新規	更新	専任技 術者の 変更
		許可換 え新規	業種 追加		
健康 保 険 証 の 写 し	○事業所名が確認できるもの				
	○健康保険証で事業所名称を確認できない場合 (市町村国保、建設国保、後期高齢者医療制度等) ・住民税特別徴収税額通知書 ・直近3か月分の役員報酬明細 ・源泉徴収簿 ・確定申告書(個人事業主の場合) ・出勤簿・タイムカード等(3か月分) ・厚生年金保険70歳以上被用者該当届 (※) ・被用者算定基礎届 (※) のいずれか (※後期高齢者等の場合のみ)	○	○	○	○
	○法人の新規設立から3か月を超えない日に新規申請をする場合 若しくは新たに雇用した日から3か月を超えない者を専任技術者とする場合 ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書				
資格要件が確認できる書類	○国家資格の場合 ・資格証明書の写し(合格証、監理技術者証等)				
	○実務経験の場合 ▷ 実務経験の内容が確認できる資料 ・実務経験証明書に記載された工事に係る 請負契約書、注文書・請書控 ・請求書控、見積書控、工事台帳等 ・事業年度経過後の決算変更届出書の工事経歴書 (証明者が建設業許可業者である場合) ・その他実務経験証明書に記載された工事の内容が 確認できる書類 ▷ 指定学科卒業+実務経験の場合は上記に加え、 指定学科を卒業したことが分かる資料 ・卒業証明書(原本)	○	○	△	○

※健康保険証等の被保険者(整理)番号はマスキング等で番号を伏せて提出してください。

財産的要件に関する書類

△：財産的要件を満たさない場合提出
 ー：提出不要

必要な書類		申請・届出区分			
		新規	般・特 新規	更新	変更届
		許可換 え新規	業種 追加		
財産的 要件 確認 書類	<p>○残高証明書または融資証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本額が500万円未満の場合に必要です。 ・個人事業で白色申告の場合等、財務諸表の信頼性が低い場合は、自己資本が500万円以上ある場合でも提出が必要です。 ・残高証明は、申請日から<u>1ヶ月以内</u>に確認されたものが必要です。 ・融資証明は申請時点で有効期間内である必要があります。 ・残高証明と融資証明の金額の合計が500万円以上でも要件を満たしません。 	△	△	△	ー

営業所に関する書類

○：必ず提出 △：変更がある場合提出

必要な書類		申請・届出区分			
		新規	般・特 新規	更新	営業所 新設 (移転)
		許可換 え新規	業種 追加		
営業所 の 確認 事項	<p>○写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観の全景が確認できるもの ・外観のうち、看板等名称が分かるもの ・事務所内部の状況が確認できるもの ・建設業許可の許可標識が写っているもの (すでに許可がある場合) <p>→上記4種の写真を、できるだけ1枚にまとめて提出してください。</p>	○	ー	ー	○

※必要な場合は、他にも書類の提出を求めることがあります。

2 申請書の記載例及び記載要領

000001

建設業許可申請書

必ず日付（提出日又は郵送日）を記入

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

主たる営業所の本店・自宅が異なる場合は、
（法人）登記上の本店所在地及び主たる営業所の所在地
（個人）個人事業主の自宅住所及び主たる営業所の所在地
を併記する

令和 ○ 年 1 月 8 日

地方整備局長
北海道開発局長
長野県 知事 殿

（長野市大字南長野字幅下123-1）
長野市大字南長野字幅下692-2
株式会社 ナガノ
代表取締役 長野 太郎

申請者

押印不要

※項番01～03は記載しない

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード		国土交通大臣 知事	許可（ <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特）	第	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	号	令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	
許可番号	項番	3	<input type="text"/>	0	1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>		
申請の区分	3	<input type="text"/>	0	2	<input type="text"/>														
申請年月日	3	<input type="text"/>	0	3								令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日	

（1.新 規 4業 種 追 加 7.般・特新規+更新
2.許可換え新規 5更 新 8.業 種 追 加 + 更 新
3.般・特新規 6般・特新規+業種追加 9.般・特新規+業種追加+更新

許可の有効期間の調整 2 (1. する
2. しない)

既に許可を受けている業種の全部を、この申請に併せて更新する場合（許可年月日の一本化）は「1」、それ以外は「2」を記入

許可を受けようとする建設業	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 4	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1
申請時において既に許可を受けている建設業	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 15	<input type="checkbox"/> 20	<input type="checkbox"/> 25	<input type="checkbox"/> 30	<input type="checkbox"/> 35	<input type="checkbox"/> 40	<input type="checkbox"/> 45	<input type="checkbox"/> 50	<input type="checkbox"/> 55	<input type="checkbox"/> 60	<input type="checkbox"/> 65	<input type="checkbox"/> 70	<input type="checkbox"/> 75	<input type="checkbox"/> 80
商号又は名称のフリガナ	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 6	ナ	ガ	ノ	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 15	<input type="checkbox"/> 20	<input type="checkbox"/> 25	<input type="checkbox"/> 30	<input type="checkbox"/> 35	<input type="checkbox"/> 40	<input type="checkbox"/> 45	<input type="checkbox"/> 50	<input type="checkbox"/> 55	<input type="checkbox"/> 60	<input type="checkbox"/> 65
商号又は名称	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 7	(株)	ナ	ガ	ノ	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 15	<input type="checkbox"/> 20	<input type="checkbox"/> 25	<input type="checkbox"/> 30	<input type="checkbox"/> 35	<input type="checkbox"/> 40	<input type="checkbox"/> 45	<input type="checkbox"/> 50
代表者又は個人の氏名のフリガナ	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 8	ナ	ガ	ノ	タ	ロ	ウ	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 15	<input type="checkbox"/> 20	<input type="checkbox"/> 25	<input type="checkbox"/> 30	<input type="checkbox"/> 35	<input type="checkbox"/> 40	<input type="checkbox"/> 45	<input type="checkbox"/> 50
代表者又は個人の氏名	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 9	長	野	太	郎	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 15	<input type="checkbox"/> 20	<input type="checkbox"/> 25	<input type="checkbox"/> 30	<input type="checkbox"/> 35	<input type="checkbox"/> 40	<input type="checkbox"/> 45	<input type="checkbox"/> 50	<input type="checkbox"/> 55	<input type="checkbox"/> 60
主たる営業所の所在地市区町村コード	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 0	2	0	2	0	1	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 15	<input type="checkbox"/> 20	<input type="checkbox"/> 25	<input type="checkbox"/> 30	<input type="checkbox"/> 35	<input type="checkbox"/> 40	<input type="checkbox"/> 45	<input type="checkbox"/> 50	<input type="checkbox"/> 55
主たる営業所の所在地	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 1	大	字	南	長	野	字	幅	下	6	9	2	-	2	<input type="checkbox"/> 23	<input type="checkbox"/> 25	<input type="checkbox"/> 30	<input type="checkbox"/> 35
郵便番号	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	3	8	0	-	8	5	7	0	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 15	<input type="checkbox"/> 20	<input type="checkbox"/> 25	<input type="checkbox"/> 30	<input type="checkbox"/> 35	<input type="checkbox"/> 40
ファックス番号	<input type="checkbox"/> 0	<input type="checkbox"/> 2	6	-	2	3	2	-	0	1	1	1	<input type="checkbox"/> 3	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 15	<input type="checkbox"/> 20	<input type="checkbox"/> 25	<input type="checkbox"/> 30

（1. 一般
2. 特定）

法人の略号は記入しない
濁点・半濁点も含めて1マスに記入

法人の場合は略号を記入
例 株式会社:(株)
有限会社:(有)
合同会社:(合) など

姓と名の間を1マス空ける
濁点・半濁点も含めて1マスに記入

支配人の氏名

市・郡町村名を記入

市町村以下を記入
「丁目」「番地」は記入しない

FAX番号を記入

法人又は個人の別	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 3	1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	資本金額又は出資総額	4	<input type="text"/>	5	<input type="text"/>	10	<input type="text"/>	0	0	0	0	（千円）	法人番号	13	<input type="text"/>	15	<input type="text"/>	20	<input type="text"/>	25	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>						
兼業の有無	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 4	1	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	建設業以外に行っている営業の種類	産業廃棄物処理・収集運搬業										法人の場合、13桁の法人番号を記入																	
許可換えの区分	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 5	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 2	<input type="checkbox"/> 3	(1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)																												

旧許可番号	<input type="checkbox"/> 1	<input type="checkbox"/> 6	<input type="text"/>	大臣 知事	コード		国土交通大臣 知事	許可（ <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特）	第	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	号	令和	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	日
-------	----------------------------	----------------------------	----------------------	----------	-----	--	--------------	---	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	----	----------------------	---	----------------------	---	----------------------	---

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

※申請者の連絡先を必ず記入する

連絡先
所属等 **総務課** 氏名 **上田 一郎** 電話番号 **026-232-0111**
ファックス番号 **026-235-7482** 書類作成者
連絡先 氏名 TEL

行政書士に委任している場合、必ず行政書士の連絡先を記入する

記 載 要 領	誤 記 入 及 び 不 備 な 例																				
<p>1 「申請者」欄には、申請者が法人の場合は、本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載し、申請者が個人の場合は、本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載してください。 主たる営業所と登記上の所在地(個人事業主の場合は住民票上の住所)が異なる場合は、登記上の所在地(住民票上の住所)を括弧書きしてください。</p> <p>2 申請を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、申請人に加え代理人の氏名を併記してください。この場合、委任状等権限を有することを証する書面を申請書の最後に添付してください。</p> <p>3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「許可を受けようとする建設業」欄は、この申請書により許可を受けようとする業種について、P. 9の略号一覧表に基づき、一般建設業の場合は「1」、特定建設業の場合は「2」をカラムに記入してください。</p> <p>4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「申請時において既に許可を受けている建設業」欄は、業種追加、更新等の申請で既に許可を受けている業種があれば、6と同じ要領で記入してください。</p> <p>5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「商号又は名称」欄の商号は、商業上自己を表すために実際に用いられているものを、名称は、商号を用いない事業経営者が商業上自己を表すために実際に用いているものをそれぞれ記入し、会社である法人は商業登記簿と、会社以外の事業協同組合等は事業協同組合登記簿等と一致する記載をしてください。 法人の種類を表す略号は以下の通りです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請年月日が記載されていない。 ・法人登記事項証明書、納税証明書等と「申請者」の表示が異なっている。 ・代理人を通じた申請である場合に、委任状等の添付がない。 ・有効期間の調整をしない場合に、<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> に他の許可年月日の業種が記入されている。 ・新規以外の申請の場合に、既許可の状況が記載されていない。 ・法人の種類を表す文字について略号で記入されていない。 ・略号の記入方法が誤っている。 正 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 誤 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>略号</th> <th>組 織</th> <th>略号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>(株)</td> <td>特例有限会社</td> <td>(有)</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>(名)</td> <td>合資会社</td> <td>(資)</td> </tr> <tr> <td>合同会社</td> <td>(合)</td> <td>協同組合</td> <td>(同)</td> </tr> <tr> <td>協業組合</td> <td>(業)</td> <td>企業組合</td> <td>(企)</td> </tr> </tbody> </table>	組 織	略号	組 織	略号	株式会社	(株)	特例有限会社	(有)	合名会社	(名)	合資会社	(資)	合同会社	(合)	協同組合	(同)	協業組合	(業)	企業組合	(企)	
組 織	略号	組 織	略号																		
株式会社	(株)	特例有限会社	(有)																		
合名会社	(名)	合資会社	(資)																		
合同会社	(合)	協同組合	(同)																		
協業組合	(業)	企業組合	(企)																		
<p>6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 「代表者又は個人の氏名」欄は、法人の場合は代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を記入してください。</p> <p>7 「支配人の氏名」欄は、申請者が個人の場合で、商法第22条の規定に基づき登記されている支配人(事業主にかわってその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人)を置いている場合に記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「商号又は名称」、「氏名」の漢字が登記簿等と異なる。 例 沢⇔澤 高⇔高 滝⇔瀧 崎⇔崎 国⇔國 広⇔廣 辺⇔邊⇔邊 齊⇔齋⇔齋 																				

8 ① ⑩「主たる営業所の所在地市区町村コード」欄は、表7「市町村コード一覧」(P.153)により、主たる営業所の所在する市町村のコードを記入してください。

9 ① ①「主たる営業所の所在地」欄は、法人の場合は原則として商業登記簿等と一致させてください。

《記載例》 長野市大字南長野字幅下692の2

① ① 因字園長野字幅下692の2

10 ① ②の「電話番号」欄は、市外局番、局番、番号をそれぞれ(ハイフン)で区切ってください。

《記載例》 026-232-0111

11 ① ③「資本金額又は出資総額」欄は、許可申請者が法人の場合で、株式会社は払込資本金額、その他の法人は出資総額を右詰めで記入(単位:千円)してください。個人は、記入しません。

12 ① ④「兼業の有無」欄は、建設業以外の営業がある場合に「1」と記入し、営業の具体的な内容を記載してください。

兼業がない場合は「2」と記入してください。

13 ① ⑤ 及び ① ⑥ の欄は、許可換え新規の場合のみ記入してください。

14 「許可申請事務担当者」欄は、許可申請者自身の許可申請事務担当部課名、担当者名、電話番号を記載し、申請業務を代行している者がある場合は、下部余白に代行者名、電話番号を記載してください。

・市町村名から記入されている。

・「丁目」、「番地」、「号」がー(ハイフン)を用いずそのまま記入されている。

・金額の単位が誤っている。

・財務諸表に兼業売上があるにもかかわらず、兼業なしとしている。

・兼業の有無が「1」であるにもかかわらず、営業の内容が記載されていない。

・「許可申請事務担当者」欄に申請業務代行者の氏名が記載されている。

役員等の一覧表

令和〇年1月8日

役員等の氏名及び役名等			
フリ 氏	カナ 名	役名等	常勤・非常勤の別
	ナガノ 太郎 長野 太郎	代表取締役	常勤
	マツモト 一郎 松本 一郎	取締役	常勤
	ウエダ 一郎 上田 一郎	取締役	常勤
	スワ シロウ 諏訪 四郎	取締役	非常勤
	イナ サブロウ 伊那 三郎	顧問	常勤
	イダ コロウ 飯田 五郎	株主等	
<p>＜記載方法＞</p> <p>1 「役員等の一覧表」には、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者(以下「役員等」という。)について記載してください。</p> <p>「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員 「取締役」とは株式会社(特例有限会社を含む)の取締役 「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役 「これらに準ずる者」とは法人格のある各種組合等の理事等 を言います。</p> <p>また、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者」として、「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人である者に限る。以下「株主等」という。)についても記載してください。</p> <p>この他に、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合は、その者についても記載してください。</p> <p>※執行役員や事務局長等(以下「執行役員等」という。)は本欄の役員等には含まれませんが、建設業の業務執行に関し代表取締役等から具体的な権限移譲を受けた執行役員等(建設業法施行規則第7条第1号イ(2))や常勤役員等を直接に補佐する者(建設業法施行規則第7条第1号ロ)は記載が必要です。</p> <p>2 個人事業主の場合は、提出不要です。</p> <p>3 「常勤の役員」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに常時所定の時間中その職務に従事している者を言います。</p>			

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。

2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

営業所一覧表(新規許可等)

行政庁側記入欄																				
区	分	項番	3																	
		8	1	1																
				大臣	コード															
				知事																
許可番号	項番	3								国土交通大臣	許可(一般)	第	5	10	号	令和	11	13	15	日
	8	2								知事										

(主たる営業所)

※主たる営業所しか存在しない場合は、余白に「該当なし」と記載するのみでよい。

主たる営業所の称		フリガナ	ホ ン テ ン																						
本 店																									
営業しようとする建設業	8	3	1				1	1				1	1	1	1				1		1				
変更前																									

(従たる営業所)

従たる営業所の称		フリガナ	マ ツ モ ト シ テ ン																						
松 本 支 店																									
従たる営業所の所在地市区町村	8	5	2	0	2	0	2	都道府県名				長 野 県	市区町村名				松 本 市								
従たる営業所の所在地	8	6	大	字	島	立	1	0	2	0															
郵便番号	8	7	3	9	0	-	0	8	5	2	電話番号		0	2	6	3	-	4	7	-	7	8	0	0	
営業しようとする建設業	8	8	1				1	1				1	1	1									1		

(従たる営業所)

従たる営業所の称		フリガナ																							
従たる営業所の所在地市区町村	8	5					都道府県名					市区町村名													
従たる営業所の所在地	8	6																							
郵便番号	8	7				-			電話番号																
営業しようとする建設業	8	8																							

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる営業所	本 店	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 026-232-0111		土と石 管 舗 しゅ 鋼 園 水 塗 園 水
	松本支店	〒390-0852 松本市大字島立1020 0263-47-7800		土と石 鋼 舗 しゅ 水 舗 しゅ 水
従たる営業所	主たる営業所しか存在しない場合は、余白に「該当なし」と記入するのみでよい。			

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、[P.9《略号一覧》](#)に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

許可手数料領収証書はり付け欄

- 1 「許可手数料領収証書はり付け欄」には、
申請の区分に応じた額の長野県の収入証紙をはり付け、**正本に添付してください。**
なお、収入証紙には消印を押印しないでください。
- 2 手数料の額は、「表6 申請手数料納入(収入証紙貼付) 例」(P.151～152)等を参考にしてください。

専任技術者一覧表

令和〇年1月8日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	ナガノ タロウ 長野 太郎	土 - 7 と - 7 石 - 7 管 - 7 鋼 - 7 舗 - 7 しゅ - 7 塗 - 7 園 - 7 水 - 7	13 29 33
松本支店	マツモト ジロウ 松本 次郎	土 - 7 と - 7 石 - 7 鋼 - 7 舗 - 7 しゅ - 7 水 - 7	14
<p><記載方法></p> <p>1 「営業所一覧表」(別紙2)に記載した営業所順に専任技術者名を記入してください。</p> <p>2 「建設工事の種類」欄は、専任技術者が担当している業種の全てについて、P.9の「略号一覧」の記載に従い、該当する数字と業種の略号を「-」(ハイフン)で結んで記入してください。</p> <p><記載例></p> <p>○一般建設業の舗装工事で10年以上の実務経験を有する場合 …… 舗-4</p> <p>○一般建設業の土木一式工事で二級土木施工管理技士の場合 …… 土-7</p> <p>○特定建設業の水道施設工事で二級土木施工管理技士、かつ、2年以上の指導監督的な実務経験を有する場合 …… 水-8</p> <p>○特定建設業の建築一式工事で一級建築施工管理技士の場合 …… 建-9</p> <p>※特定建設業の場合、指定建設業(土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業)については「3」又は「9」以外の数字は記入されません。</p> <p>3 「有資格区分」欄は、表2(P.141~146)の分類に従い、該当するコードを記入してください。</p>			

大工

（建設工事の種類）

該当するものに○印

工事（税込・税抜）

工事経歴書

各工事現場に置かれた
配置技術者について、
該当する箇所にし点を記入

記載例①

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	配置技術者の別（該箇所に記載）主任技術者又は主任技術者	請負代金の額	着工年月	工期 完成又は 完成予定年月	
〇〇市	元請		〇〇市民館修繕大工事	長野県〇〇市	長野 太郎	○	2,100千円	令和3年3月	令和3年4月	
〇〇町	元請		〇〇町民文化会館控室改修工事	長野県〇〇町	長野 太郎	○	735千円	令和3年12月	令和3年12月	
			公共元請			計	2,835千円			
T	元請		「邸床改修工事	長野県〇〇市	松本 次郎	○	7,500千円	令和3年12月	令和3年12月	
N	元請		N宅客間壁改修工事	長野県〇〇市	松本 次郎	○	2,575千円	令和3年6月	令和3年8月	
NA	元請		A宅壁改修工事	長野県〇〇町	松本 次郎	○	1,865千円	令和3年3月	令和3年4月	
(有)△△販売	元請		△△販売店造作工事	長野県●●市	長野 太郎	○	800千円	令和3年8月	令和3年8月	
M	元請		M宅床改修工事他計18件	長野県〇〇市	配置されていた技術者氏名を記入		4,376千円			
			民間元請			計	17,116千円			
(株)◇◇ホー ム信越	下請		※※共同住宅新築大工事	長野県××市	長野 太郎	○	4,500千円	令和3年3月	令和3年7月	
(有)◎◎工務 店	下請		○宅新築大工事	長野県〇〇町	松本 次郎	○	4,300千円	令和3年11月	令和3年12月	
◆◆建設(株)	下請		S邸新築大工事	長野県▽▽村	松本 次郎	○	3,150千円	令和3年8月	令和3年9月	
(有)△△組	下請		▼△宅窓枠木工工事	長野県〇〇市	長野 太郎	○	2,600千円	令和3年11月	令和3年11月	
小計							28件	元請工事に係る請負金額の合計を記入	19,951千円	
合計									元請工事に係る請負金額の合計を記入	19,951千円

※工事名に個人名が含まれる場合
個人名はアルファベット

ページごとの完成工事
の件数及び請負代金
の額の合計を記入

「公共元請」「民間元請」「下請」ごと、請負金額大きい順に記入する

配置されていた技術者氏名を記入

工事現場の都道府県及び市区町村名を記入（郡不要）

注文者や工事名が個人の場合はすべてアルファベット表記とする

小計	28件	元請工事に係る請負金額の合計を記入	19,951千円
合計			元請工事に係る請負金額の合計を記入

工事経歴書

大工

（建設工事の種類） 工事 （税込・税抜）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月	工期 完成予定年月	
										(株)◎●◎●住宅建設
◎×◎×建築	下請		☆☆☆店舗改装大工事	長野県○○市	長野 太郎	V	900千円	令和3年9月	令和3年9月	令和3年9月
※☆☆☆工務店	下請		I宅床改修工事	長野県▽▽村	松本 次郎	V	787千円	令和3年5月	令和3年5月	令和3年5月
◆建設(株)	下請		K邸壁改修工事	長野県▽▽村	松本 次郎	V	642千円	令和3年6月	令和3年7月	令和3年7月
(有)* * 産業	下請		# # 店舗改修大工事	長野県○○市	長野 太郎	V	420千円	令和3年10月	令和3年10月	令和3年10月
◎▽▽組(株)	下請		T邸型枠工事	長野県□□町	松本 次郎	V	289千円	令和3年8月	令和3年8月	令和3年8月
(有)△▽組	下請		U邸増築大工事他計34件	長野県○○市 他			7,591千円	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月
			下 請			計	26,179千円	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月
			総 合 計			計	46,130千円	令和 年 月	令和 年 月	令和 年 月

「公共元請」「民間元請」「下請」の区分ごとに、
①請負金額の合計7割以上
②500万円未満の工事10件以上のいずれかで記載した後、記載されていない工事については「他計○○件」等として、まとめて記入する

すべての工事のうち、元請工事の請負金額の合計を記入

小	計	40件	11,629千円	元請工事	千円
合	計	68件	46,130千円	うち 元請工事	千円
				19,951千円	千円

最終ページにおいて、すべての完成工事の件数及び請負金額の合計を記入

工事経歴書

記載例②

土木一式

（建設工事の種類） 工事 （税込・税抜）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	氏 名	配 置 技 術 者 主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所にV印を記載） 主任技術者 監理技術者	請 負 代 金 の 額 うち	工 期 着手年月 完成又は 完成予定年月		
〇〇市	元請	JV	長野県〇〇市	千曲 一男	V	50,000千円	令和3年3月		
長野県◇◇地 域振興局	元請		長野県◇◇市	茅野 次男	V	44,000千円	令和3年10月		
長野県△△建 設事務所	元請		長野県△△村	安曇 八郎	V	28,500千円	令和2年2月		
▲▲町	元請		長野県▲▲町 他			43,662千円	平成 年 月		
			公共 元請		計	166,162千円	平成 年 月		
〇〇開発(株)	元請		長野県※※市	臼田 七海	V	45,150千円	令和3年9月		
□■不動産	元請		長野県〇〇市	茅野 次男	V	4,200千円	令和2年11月		
			民間 元請		計	49,350千円	令和 年 月		
▽▲建設(株)	下請		長野県◇◇市	飯山 美咲	V	22,850千円	令和3年7月		
(株)◎◎〇〇 土木	下請		長野県〇〇市	飯田 五郎	V	18,000千円	令和3年4月		
(株)××興業	下請		長野県△△村	安曇 八郎	V	17,600千円	令和3年8月		
□■建設工業 (株)	下請		長野県※※市 他			19,854千円	令和 年 月		
			下 請		計	78,304千円	令和 年 月		
小 計						293,816千円	215,512千円	28,000千円	28,000千円
合 計						293,816千円	215,512千円	28,000千円	28,000千円

「PC」
「法面処理」「鋼橋上
部」に係る工事の請負
金額を記入

共同企業体(JV)として
行った工事には「JV」と
記入する

農業集落排水事業〇〇
地区工事

小 計	17件	293,816千円	215,512千円	28,000千円	28,000千円
合 計	17件	293,816千円	215,512千円	28,000千円	28,000千円

記 載 要 領	誤 記 入 及 び 不 備 な 例
<p>1 この経歴書は、請け負った建設工事の種類(業種)ごとに作成してください。許可申請の場合は申請する業種、事業年度終了後の届出の場合は許可を有している業種全てについて作成し、実績がない業種も「実績なし」と記載をしてください。</p> <p>2 記載に当たっては、工事の内容に応じ適切な業種に分類してください。業種の分類は、「表1 建設工事の内容と例示(P.135)」や「Q&A「2 建設工事について(P.4)」を参考としてください。 同一の工事を二以上の業種に二重に計上することはできません。 【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築一式工事として請け負った1件の工事を、大工、電気、屋根工事等に分割し、それぞれの業種に計上することはできません。 ・ 水道本管管理設工事は通常水道施設工事に該当しますが、道路の大規模な改修等と複合し、一式工事とみなし得る場合は、土木一式工事に計上できます。しかし、両方の業種に重複して計上することはできません。 ・ 建築物の間仕切りのように、大工工事とも内装工事ともいずれにも区分しがたい工事については、該当すると思われるいずれか一方の建設工事の工事に計上してください。 <p>3 記載するのは、申請・届出の直前の事業年度の完成工事です。以下のように分類し順序を付け、記載してください。</p> <p>(1) 公共元請・民間元請・下請の3区分に分類してください。「公共」とは、国、地方公共団体、国立大学法人、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、土地開発公社、土地改良区、土地区画整理組合、日本下水道事業団、高速道路株式会社等を言います。詳細には、法人税法別表第一及び建設業法施行規則第18条で定める法人です。</p> <p>(2) 記載する順序は、(1)の区分ごとに、請負金額の大きい順です。</p> <p>(3) (1)の区分ごとの請負金額の合計の7割に達するまで、工事1件ごとに記載してください。それ以降の分は、工事名に「〇〇工事他計〇〇件」と記載し、まとめて記載してください。ただし、小規模工事が多いため、7割に達する前に500万円(建築一式工事は1500万円)未満の工事の記載が10件以上となる場合は、11件目以降はまとめて記載してください。 ※500万円(建築一式は1500万円)未満の工事を10件まで記載する際の金額の判断は、書類を税抜で作成している場合でも、税込に換算した場合に500万円(1500万円)になるか否かで判断します。</p> <p>4 許可を有していない業種の工事の実績がある場合は、建設工事の種類を「その他(〇〇)」とし、業種ごとに工事経歴書を別途作成してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社社屋等の工事が記載されている。(申請者自身の所有財産に係る工事の場合は請負契約に該当しない。) ・ 設備の保守点検、施設の維持管理、除雪、草刈り等、工事に当たらないものが含まれている。 ※ 工事に該当しないものの具体例はQ & Aの「2 建設工事について(P.4)」参照 ・ 請負金額の大きい順に記載されていない。 ・ 完成工事の7割もしくは500万円(建築一式工事は1500万円)未満の工事10件までが記載されていない。 ・ 税抜で500万円未満の工事が10件記載してあるが、うち1件は税込に換算すると500円以上となり、500万未満の工事が9件となる。 ・ 許可を有していない複数の業種の工事が混在している。

5 工事名は、請負契約書の工事名を基本とし、工事の内容が判断出来るように具体的に記載してください。また、工事名だけでは工事内容が不明な場合は()書きで工事内容を記載してください。

《記載例》

道路改良工事の下請で盛土工事のみ行った場合

「国道〇〇号△△△△地区道路改良工事(盛土工事)」

建築一式工事で居間、屋根等のリフォーム工事を行った場合

「〇〇邸リフォーム工事(居間、台所、風呂、屋根工事)」

6 「請負代金の額」の記載は千円単位とし、千円未満の金額は記載しません。

例1.「消費税込み10,000,000円」→「税抜き9,523,810円」

→「9,524千円」(四捨五入により切り上げ)

例2.「消費税込み 8,000,000円」→「税抜き7,619,048円」

→「7,619千円」(四捨五入により切り捨て)

なお、端数処理のため、計・小計・合計が一致しないことがあります
が、差し支えありません。

7 契約の履行途中で増工等により請負金額が変更された場合、最終的に確定した金額が完成工事高となります。

8 一定の期間にわたり充足される履行義務(≒工事進行基準)に基づき、未成工事の期末出来高を計上する場合は、「請負代金の額」欄を二段書きとし、完成工事高の他に当該工事の契約総額も()書きで付記してください。

※ 法人税法上工事進行基準を用いる長期大規模工事の要件は、
①工事期間が1年以上②請負金額が10億円以上とされています。

9 業種ごとの公共元請・民間元請・下請の金額は、「直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)」の対応する各欄と一致します。

又、工事経歴書の完成工事高の合計は、損益計算書の完成工事高と一致します。

10 配置技術者については、配置した主任技術者又は監理技術者について記載してください。工事の途中で技術者の変更があった場合は、変更前を含むすべての技術者を記載してください。監理技術者補佐を置いた場合はその旨と補佐した者の氏名も記載してください。特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合は、その旨を記載してください。

・工事名の記載が不正確又は必要以上に簡略化されているため、工事の内容が判断出来ない。

・直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)、損益計算書(様式第16号)と記載が一致しない。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

該当するものに○印

（税込・税抜）単位：千円

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	大工工事	とび・土工・コンクリート工事		
第29期 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	元請	公共						598,400
		民間						14,800
	下請							227,900
	計							841,100
第30期 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	元請	公共						560,250
		民間						19,100
	下請							318,500
	計							897,850
第31期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	元請	公共	166,162	24,000	2,835	214,500	0	407,497
		民間	49,350	3,250	17,116	0	5,730	75,446
	下請		78,304	9,350	26,179	118,204	2,950	234,987
	計		293,816	36,600	46,130	332,704	8,680	717,930
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

許可を受けようとする業種及び既に許可を受けている業種を記入

許可を有していない業種の実績を記入

請負金額の内訳は、直近の決算期のみ記入

合計は工事経歴書及び損益計算書の完成工事高の合計金額と一致する
また、「その他の～」と「合計」はページが複数枚ある場合、最後のページのみ記入

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

記 載 要 領	誤 記 入 及 び 不 備 な 例
<p>1 申請・届出を行う直前の決算期(個人は12月31日)から起算して、過去3年間の事業年度の完成工事高の合計を記載します。直前の事業年度については、業種別の金額を記載し、「工事経歴書」の完成工事高と一致させてください。 2・3年前の各事業年度については業種別の内訳は不要とし、合計の欄のみ記載してください。 ※決算期変更等によって、3期分記載しても3年に満たない場合は、3年以上になるように記載する決算期を増やして記載してください。</p> <p>2 事業年度は、古いものから順に上から記載してください。 新規開業等で工事経歴が全くない場合は、「工事経歴なし」と記載してください。</p> <p>3 「注文者の区分」欄は、「公共元請」・「民間元請」・「下請」に分けて記載してください。直前の事業年度については、工事経歴書の同区分と金額を一致させてください。</p> <p>4 「許可に係る建設工事の施工金額」欄は、許可を申請・有している業種は実績が無くても全て記載し、実績が無い業種の場合は「0」を記載してください。</p> <p>5 「その他の建設工事の施工金額」欄は、許可を有していない業種の場合は金額を記載してください。</p> <p>6 金額の記載は千円単位とし、千円未満の金額は記載しません。(工事経歴書と同様の記載方法です。)そのため、計・合計が一致しないことがあります。差し支えありません。</p> <p>7 事業年度によって、税抜・税込が異なる場合は、合計額の欄外にその旨を明記してください。</p>	<p>・直前の事業年度の施工金額の記載が、工事経歴書の業種・注文者の区分ごとの金額と一致していない。</p> <p>・直前の事業年度の施工金額の合計が、損益計算書の完成工事高と一致していない。</p> <p>・施工金額のない建設工事の種類が記載されていない。</p>

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
本店	6	2	2	10
松本支店	2	0	1	3
<p><記載方法></p> <p>1 営業所ごとの、建設業に従事している使用人数を記入してください。営業所が複数ある場合は、「営業所一覧表」に記載した順に、記入してください。</p> <p>2 「使用人」とは、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者のことで、この場合は個人事業の事業主、法人の代表権を有する役員も含まれます。<u>非常勤の役員、監査役は含みません。</u></p> <p>3 建設業以外の営業(兼業)を行っている場合、兼業のみを営業している営業所は記入しません。建設業を営業している営業所に、兼業部門のみに従事している使用人がいる場合も、記入しません。又、臨時雇用の従業員等は計上しません。</p> <p>4 「その他技術関係使用人」欄は、その左の「法第7条第2号イ、……に該当する者」欄に記載する法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する技術関係使用人以外で、技術関係の業務に従事している者を記入します。</p>				
合計	8 人	2 人	3 人	13 人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

不要箇所の見え消し忘れずに！
（基本的には「申請者」残し）

{ 申 請 者
~~譲 受 人~~
合 併 存 続 法 人
分 割 承 継 法 人 }、 { 申 請 者
~~譲 受 人~~
合 併 存 続 法 人
分 割 承 継 法 人 } の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 ○ 年 1 月 8 日

申 請 者
~~譲 受 人~~
合 併 存 続 法 人
分 割 承 継 法 人

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
長野県 知事 殿

長野市大字南長野字幅下692-2
株式会社 ナガノ
代表取締役 長野 太郎

押印不要

記載要領

{ 申 請 者
~~譲 受 人~~
合 併 存 続 法 人
分 割 承 継 法 人 }、 「 申 請 者
~~譲 受 人~~
合 併 存 続 法 人
分 割 承 継 法 人 」 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事 」 については不要なものを消すこと

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
令和〇年1月8日

営業所の名称	職名	フリ 氏 名	カナ 名
松本支店	松本支店長	マツモト 松本	ジロウ 次郎

<記載方法>

- 1 個人事業で支配人を置いている場合、及び従たる営業所がある場合の営業所の代表者について記入してください。
- 2 法人の場合で、従たる営業所の代表者が法人の役員を兼ねている場合でも、必ず記入が必要です。
その場合は「職名」欄の記載は「取締役 ○○支店長」等としてください。
- 3 従たる営業所が複数ある場合、記載する順序は別紙2「営業所一覧表」と同じにしてください。
- 4 建設業を営業するのが主たる営業所のみで従たる営業所が存在しないなど、記入の必要がない場合も、「該当なし」と記入し必ず添付してください。

貸借対照表

令和 4年 3月 31日 現在

(会社名) (株)ナガノ

資産の部

I	流動資産			千円
	現金預金		37,190	
	受取手形		5,430	
	完成工事未収入金		9,438	
	有価証券			
	未成工事支出金		37,429	
	材料貯蔵品			
	短期貸付金			
	前払費用			
	その他		6,579	
	貸倒引当金	△	962	
	流動資産合計		95,107	①
II	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	建物・構築物		7,800	
	減価償却累計額	△	2,145	5,655
	機械・運搬具		15,528	
	減価償却累計額	△	8,478	7,050
	工具器具・備品		2,186	
	減価償却累計額	△	837	1,349
	土地			24,343
	リース資産			
	減価償却累計額	△		
	建設仮勘定			
	その他			
	減価償却累計額	△		
	有形固定資産合計		38,399	②
(2)	無形固定資産			
	特許権			
	借地権			
	のれん			
	リース資産			
	その他		318	
	無形固定資産合計		318	③

(3) 投資その他の資産		
投資有価証券	
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	4,621
貸倒引当金	△	
投資その他の資産合計	4,621 ...④
固定資産合計	43,339
		...②+③+④=⑤

III 繰延資産		
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計⑥
資産合計	138,446
		...①+⑤+⑥=⑦

負債の部 負債純資産合計
と一致

I 流動負債		
支払手形	12,308
工事未払金	32,170
短期借入金	
リース債務	
未払金	
未払費用	
未払法人税等	39,500
未成工事受入金	
預り金	
前受収益	
..... 引当金	
その他	218
流動負債合計	84,197 ...⑧

II 固定負債		
社債	
長期借入金	
リース債務	
繰延税金負債	
退職給付引当金	2,930

負ののれん
その他
固定負債合計	<u>2,930</u> ... ⑨
負債合計	<u>87,127</u>
	... ⑧ + ⑨ = ⑩

純 資 産 の 部

I 株 主 資 本	財産的要件の 「資本金の額」となる	<u>30,000</u>
(1) 資本金	
(2) 新株式申込証拠金	
(3) 資本剰余金	
資本準備金	
その他資本剰余金	
資本剰余金合計	
(4) 利益剰余金	
利益準備金	<u>3,410</u>
その他利益剰余金	
準備金	
任意積立金	<u>12,000</u>
繰越利益剰余金	<u>5,909</u>
利益剰余金合計	<u>21,319</u>
(5) 自己株式	△
(6) 自己株式申込証拠金	
株主資本合計	<u>51,319</u> ... ⑪
II 評価・換算差額等		
(1) その他有価証券評価差額金	
(2) 繰延ヘッジ損益	
(3) 土地再評価差額金	
評価・換算差額等合計 ⑫
III 新株予約権	財産的要件の 「自己資本額」となる	... ⑬
純資産合計	<u>51,319</u> ... ⑪ + ⑫ + ⑬ = ⑭
負債純資産合計	<u>138,446</u>
		... ⑩ + ⑭ = ⑮
	資産合計と 一致	

損 益 計 算 書

自 令和 3年 4月 1日

至 令和 4年 3月 31日

(会社名)

(株)ナガノ

I	売 上 高		千円
	完成工事高	717,930	
	兼業事業売上高	82,111	
		<u>800,042</u>	…①
II	売 上 原 価		
	完成工事原価	644,183	
	兼業事業売上原価	72,699	
		<u>716,882</u>	…②
	売上総利益 (売上総損失)		
	完成工事総利益 (完成工事総損失)	73,747	
	兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	9,412	
		<u>83,159</u>	…①-②=③
III	販売費及び一般管理費		
	役員報酬	31,458	
	従業員給料手当	18,386	
	退職金	1,307	
	法定福利費	2,477	
	福利厚生費	592	
	修繕維持費	319	
	事務用品費	599	
	通信交通費	1,143	
	動力用水光熱費	2,085	
	調査研究費		
	広告宣伝費	3,151	
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	交際費	3,103	
	寄付金	10	
	地代家賃		
	減価償却費	2,454	
	開発費償却		
	租税公課	1,662	
	保険料	333	
	雑 費	3,445	
		<u>72,529</u>	…④
	営業利益 (営業損失)	<u>10,630</u>	…③-④=⑤

IV	営業外収益		
	受取利息及び配当金	275	
	その他	<u>1,804</u>	<u>2,079</u> …⑥
V	営業外費用		
	支払利息	51	
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	その他	<u>106</u>	<u>158</u> …⑦
	経常利益（経常損失）		<u>12,552</u> …⑤+⑥-⑦=⑧
VI	特別利益		
	前期損益修正益		
	その他	<u>943</u>	<u>943</u> …⑨
VII	特別損失		
	前期損益修正損	1,230	
	その他	<u>8,000</u>	<u>9,230</u> …⑩
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）		<u>4,264</u>
	法人税、住民税及び事業税	1,791	…⑧+⑨-⑩=⑪
	法人税等調整額		<u>1,791</u> …⑫
	当期純利益（当期純損失）		<u><u>2,473</u></u> …⑪-⑫=⑬

完成工事原価報告書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

(会社名)

(株)ナガノ

		千円
I	材料費	<u>334,562</u>
II	労務費	<u>8,554</u>
	(うち労務外注費)	
III	外注費	<u>259,157</u>
IV	経費	<u>41,907</u>
	(うち人件費)	<u>26,314</u>
	完成工事原価	<u><u>644,183</u></u>

労務費 …直接雇用していない人
工等に支払った額が該当
経費 …直接雇用している従業員
(人件費) に支払った額が該当

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 記 載 例

自 至
 令和 3年 4月 1日
 令和 4年 3月 31日

(株)ナガノ
 (会社名)

千円

	株 主 資 本				本 資 金				評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合 計			
	資本金	資本剰余金	利益準備金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等	新株予約権					
	新株式 申込証 拠金	資本 準備金	資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	利益 剰余金	繰越 利益 剰余金	繰越 利益 剰余金	自己 株式	株主 資本 合計	評価・換算差額等	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・換算差額等	新株 予約権	純資産 合 計
当期首残高	30,000				3,410	12,000	3,436	18,846	△	48,846						48,846
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当																
当期純利益																
自己株式の処分																
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)																
当期変動額合計																
当期末残高	30,000				3,410	12,000	5,909	21,319	△	51,319						51,319

損益計算書の「当期純利益」と一致

「新株の発行」等以外の項目がある場合は項目追加・変更して作成

貸借対照表の「純資産合計」と一致

注 記 表
自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月 31日

記 載 例
〔 会計監査人なし、株式
譲渡制限会社の場合 〕

新規設立法人(開始貸借対
照表提出の法人)及び個人
業の場合は添付不要！

(会社名)

(株)ナガノ

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産:最終仕入原価法 有価証券:移動平均法による原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
建物:定額法 その他有形固定資産:定率法 無形固定資産:定額法
 - (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金の計上基準:法人税法の規定による法定繰入率
 - (4) 収益及び費用の計上基準
工事完成基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
税抜処理
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
該当なし
- 3 会計方針の変更
該当なし
- 4 表示方式の変更
該当なし
- 4-2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 ^{ひゅう}誤謬の訂正
該当なし
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額

- (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高	千円
裏書手形譲渡高	千円
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

- (1) 「売上高」のうち関係会社に対する部分
- (2) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高
- (3) 「売上原価」のうち工事損失引当金繰入額
- (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
普通株式（〇〇〇株）
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
該当なし
- (3) 剰余金の配当
該当なし
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当なし

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17 - 2 収益認識関係

18 その他

該当なし

貸 借 対 照 表

令和3年12月31日 現在

商号又は名称 長野工業

資 産 の 部

I 流 動 資 産	千円
現金預金	11,477
受取手形	2,916
完成工事未収入金	2,927
有価証券	400
未成工事支出金	3,494
材料貯蔵品	2,700
その他	△
貸倒引当金	△
流動資産合計	23,915 … ①
II 固 定 資 産	
建物・構築物	415
機械・運搬具	5,115
工具器具・備品	1,559
土地	3,085
建設仮勘定	△
破産更生債権等	△
その他	△
固定資産合計	10,175 … ②
資産合計	34,090 … ①+②=③

負債純資産合計
と一致

負 債 の 部

I 流 動 負 債	
支払手形	2,012
工事未払金	2,724
短期借入金	2,735
未払金	1,755
未成工事受入金	1,911
預り金	48
引当金	△
その他	165
流動負債合計	11,353 … ③
II 固 定 負 債	
長期借入金	5,625
その他	△
固定負債合計	5,625 … ④
負債合計	16,979 … ③+④=⑤

純 資 産 の 部

期首資本金 事業主借勘定 事業主貸勘定 事業主利益 純資産合計 負債純資産合計	財産的要件の 「資本金の額」となる	14,171 …⑥ 471 2,434 4,903	…⑦ …⑥+⑦=⑧ …⑤+⑧=⑨
	基本的には 財産的要件の 「自己資本額」 となる	△ 17,111 …⑧+⑦=⑧ 34,090 …⑤+⑧=⑨	
	資産合計と 一致		

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
 - 期首資本金 — 前期末の資本合計
 - 事業主借勘定 — 事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
 - 事業主貸勘定 — 事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
 - 事業主利益（事業主損失） — 損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
 - ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

損 益 計 算 書

自 令和 3年 1月 1日
至 令和 3年 12月 31日

商号又は名称 長野工業

		千円	
I	完成工事高 兼業事業売上高	63,450 <u>7,382</u>	<u>70,832</u> … ①
II	完成工事原価		
	材料費	17,636	
	労務費	13,722	
	(うち労務外注費 0)		
	外注費	11,910	
	経費	13,404	
	完成工事総利益 (完成工事総損失)		<u>60,785</u> … ②
			<u>10,046</u> … ① - ② = ③
III	販売費及び一般管理費		
	従業員給料手当	1,110	
	退職金	887	
	法定福利費	240	
	福利厚生費	279	
	維持修繕費	470	
	事務用品費	214	
	通信交通費	52	
	動力用水光熱費	147	
	広告宣伝費	91	
	交際費	561	
	寄付金		
	地代家賃	149	
	減価償却費	210	
	租税公課	424	
	保険料	137	
	雑 費	206	
	営業利益 (営業損失)		<u>5,182</u> … ④
			<u>4,864</u> … ③ + ④ = ⑤
IV	営業外収益		
	受取利息及び配当金	209	
	その他	70	
			<u>279</u> … ⑥
V	営業外費用		
	支払利息	240	
	その他		
	事業主利益 (事業主損失)		<u>240</u> <u>4,903</u> … ⑤ + ⑥ - ⑦ = ⑧

「直前3年の～施工金額」の合計額と一致する

兼業事業売上原価
4,111

※兼業事業売上原価がある場合は、記入してください。

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

記 載 要 領	誤 記 入 及 び 不 備 な 例
<p>1 法人は、申請の直前の事業年度末日(新規設立の法人で決算期が未到来の場合の貸借対照表は設立日)現在で、個人は決算日(12月末日)現在で作成してください。</p> <p>2 新規設立等で決算期が未到来の場合は損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表の添付を省略出来ます。ただし、この場合貸借対照表には「開始貸借対照表」と記載してください。</p> <p>3 金額の記載は千円単位です。千円未満の金額は記載しません。そのため、計・小計・合計が一致しないことがあります。差し支えありません。</p> <p>5 消費税の処理方法(税抜方式又は税込方式)及び棚卸法等については、注記表に明示してください。なお、簡易課税方式を採用している場合も前記の消費税処理方法に従って記載してください。</p> <p>6 完成工事原価報告書の「労務費」は、工事に直接従事した日雇作業員等(「使用人数」に記載されない直接雇用の作業員)に対する賃金、給料、手当等を記載します。その内の「(うち労務外注費)」は、労務費のうち工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものを記載します。 「使用人数」に記載される従業員が、工事に直接従事した給料、手当等は「経費」の「(うち人件費)」に記載します。</p> <p>7 資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社は、許可申請書及び毎事業年度経過後に提出する変更届出書に、財務諸表とともに附属明細表を添付してください。それ以外の会社は、附属明細表の添付は不要です。</p> <p>8 その他、各様式の記載要領に従い作成してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日付、会社名(商号又は名称)が記載されていない。 ・法人であるのに個人の様式が添付されている。 ・貸借対照表の「資産合計」と「負債純資産合計」が一致していない。 ・直前三年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)の合計と損益計算書の完成工事高が一致していない。 ・損益計算書の「完成工事原価」と完成工事原価報告書の「完成工事原価」が一致していない。 ・消費税の処理方法が記載されていない。 ・貸借対照表の「繰越利益剰余金」と株主資本等変動計算書の当期末残高における同項目が一致していない。

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 「流動資産」の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。「投資その他の資産」の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する「親会社株式」についても同様に、「投資その他の資産」に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に把握することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差異を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載にあつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59条に規定する遡及適用又は同項第64条に規定する誤謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のもが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
- ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
- ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
- ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
- ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
 - (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法。

- (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法。
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。
- 14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとを選択することができる。
- 15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとを選択することができる。
- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
(2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 評価・換算差額等
- ① その他有価証券評価差額金
その他有価証券の売却又は減損処理による増減
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
- ② 繰延ヘッジ損益
ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
- (2) 新株予約権
新株予約権の発行
新株予約権の取得
新株予約権の行使
新株予約権の失効
自己新株予約権の消却
自己新株予約権の処分
- 17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。
- (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
- この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによってもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。
- なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。
- 18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{ひょうご} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17-2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○…記載要、×…記載不要

2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6項に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4 注に掲げる事項で該当事項がない場合には「該当なし」と記載すること。

5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。

6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との工事契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる

事項を記載する。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
 - ② ① に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
 - ③ ① 及び② に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの
- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。

ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
 - ② 当該会計方針の変更の理由
 - ③ 会計計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
 - ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積り変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
- イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
- ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
- ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注4-2

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。

ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会計計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬^{びやう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬^{びやう}の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載をすることを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
(2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者毎に記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第154条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - ② 収益を理解するための基礎となる情報
 - ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
- なお、①から③に掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、記載を要しない。

注18 注1から注17-2に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和 40年 1月 1日	長野興業 創業
	昭和 51年 2月 10日	長野土木建設工業(有) 設立（資本金300万円）建設業を開始
	昭和 58年 9月 1日	資本金増資(資本金1,000万円)
	昭和 58年 10月 15日	(株)長野土木建設工業 に組織変更
	平成 10年 2月 10日	松本支店 開設
	平成 12年 12月 25日	商号を(株)ナガノに変更
	平成 15年 4月 1日	主たる営業所の所在地「長野市大字南長野字幅下692-2」へ移転
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	昭和 51年 10月 15日	長野県知事許可(般-51)第12345号 土・と・舗・水
	昭和 63年 2月 3日	業種追加(般-63)第12345号 管・しゅ・園
	年 月 日	
	年	<p><記載方法></p> <p>1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開、所在地変更等を記入します。</p> <p>2 創業日と建設業の営業を開始した日が異なる場合は、該当日に「建設業を開始」と記入してください。</p> <p>3 別の者から建設業を譲り受けた沿革を有する場合は、それについても記入してください。</p> <p>4 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の登録及び許可等（登録・許可番号、業種、般・特の別、廃業等。更新は記載の必要なし。）について記入してください。</p> <p>5 「賞罰」の欄は、建設業法を始めとした他の法律（建築士法、宅地建物取引業法等）による行政罰は、もちろん、刑罰その他の賞罰について記入してください。該当が無ければ「なし」と記入してください。</p>
	年	
	年	
	年	
	年	
年		

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<p style="text-align: center;">(一社)長野県建設業協会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>・「建設業団体」とは、建設業法第27条の37の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事に届け出た団体をいいます。 長野県知事に届け出のあった団体は、以下の3団体です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (一社)長野県建設業協会 2 (一社)長野県電設業協会 3 (一社)長野県空調衛生設備業協会 <p>・団体加入がない場合は「該当なし」と記入して提出してください。</p> <p>※上記以外の団体に該当していても「該当なし」となります。</p> </div>	<p style="text-align: center;">平成9年4月1日</p>

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

健康保険等の加入状況

以前提出したことがある本様式のうち、「保険の加入状況」に変更があった場合は、(2)を○で囲み、提出してください。

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和〇年 1月 8日

—地方整備局長
—北海道開発局長
長野県 知事 殿

長野市大字南長野字幅下692-2
株式会社 ナガノ
申請者 代表取締役 長野 太郎
届出者

許可年月日
許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可(一般) 第 30 号 12345 号 平成 30 年 4 月 15 日
長野県 知事

押印不要

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	18人 (2人)	1	1	1	健康保険	11アイ00111
					厚生年金保険	11アイ00111
					雇用保険	20301-111111-000
松本支店	5人 (0人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	23人 (2人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	

加入は「1」、適用除外は「2」、本店一括の場合は「3」を記入
※未加入に該当する番号はありません。

事業所整理記号及び事業所番号を記入
※建設国保等の場合は、「建設国保」のように該当するものを記入

【留意事項】
法人の営業所又は個人経営で、常時5人以上の労働者を使用する営業所であっても、健康保険の被保険者となるべき従業員が年金事務所長の承認を受けて建設業に係る国民健康保険組合(建設国保等)に加入している場合は、適用除外(「保険加入の有無」の「健康保険」の欄に2と記入)となります。

営業所一覧表に記載した順に記入

役員(非常勤含む)又は個人事業主を含めすべての人数を記入

<記載方法>

- 「保険の加入状況」欄は、適用事業所(※)単位で、健康保険等の資格を取得したことについての届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険、厚生年金保険の適用が除外される場合は「2」を、本店一括の事業所の場合は「3」を記入してください。
※「適用事業所」とは、健康保険・厚生年金保険にあっては法人の事業所(営業所)及び個人経営で常時5人以上の労働者を使用する事業所(営業所)をいい、雇用保険にあっては労働者を1人でも雇用する事業所(営業所)をいいます。
- 以前に提出したことがある本様式のうち、「保険加入の状況」に変更が生じた場合は、届出が必要です。その際、届出時点の状況を記入してください。(保険の加入状況に関する確認書類は、**確認書類**についてP.13参照)
- その他、様式の記載要領に従い作成してください。(記載要領は次のページ)

記載要領

- 1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - （１）
 - ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
 - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
 - （２）
 - ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
 - ②新たに営業所を追加した場合この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 2 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「一般 特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者 届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
<p style="text-align: center;">国民政策金融公庫 〇〇支店</p>	<p style="text-align: center;">〇〇銀行〇〇支店</p>	<p style="text-align: center;">△△信用金庫本店</p>	<p style="text-align: center;">□□農業協同組合 〇〇支所</p>
<p> 主要な取引金融機関を、本店・本所、支店・支所、営業所等まで正確に記入してください。 （残高証明書の添付がある場合は、基本的に証明書発行元の金融機関の記入が必要です。） </p>			

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
 （例 〇〇銀行〇〇支店）

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ

(1) 不要なもの見え消しする
(2) に掲げる経験を有することを証明します。
(3)

役職名等 **取締役、代表取締役**

経験時点の役職名を記入する
(代表取締役、取締役、理事、事業主等)

経験年数 **平成12年10月から令和4年12月まで満22年2月**

証明者と被証明者との関係

役員

提出日の前月を記入する

備考 **平成12年10月1日～16年3月31日 取締役
平成16年4月1日～現在 代表取締役**

令和〇年1月8日

証明者から見た被証明者の立場を記入する
(例)証明者が法人、被証明者が取締役の場合→「役員」
証明者が個人事業主(被証明者本人)の場合→「本人」

**長野市大字南長野字幅下692-2
株式会社 ナガノ
代表取締役 長野 太郎**

証明者

押印不要

(2) 下記の者は、許可申請者

(常勤の役員) 本人
(支配人) } 第7条第1号イ (1) に該当する者であることに相違ありません。
(2)
(3)

令和〇年1月8日

地方整備局長
北海道開発局長
長野県知事 殿

不要なもの見え消しする

申請者
届出者

**長野市大字南長野字幅下692-2
株式会社 ナガノ
代表取締役 長野 太郎**

押印不要

申請又は届出の区分
項番 1 7 3

新規

変更届

業種追加・更新

(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

項番17で「2」にした場合のみ記入する

大臣コード 項番17で「2」又は「3」にした場合は記入する
知事 許可年月日
許可番号 1 8 2 0 国土交通大臣 長野県知事 許可(一般特 3 0) 第 0 1 2 3 4 5 号 平成 3 0 年 0 4 月 1 5 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ナ ガ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 2 0 長 野 太 郎

生年月日 S 3 1 年 0 1 月 0 1 日

住所 **長野市大字南長野南県町686-1**

◎【変更前】

項番17で「2」にした場合のみ記入する

氏名 2 1

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

記 載 要 領	誤記入及び不備な例
<p>◎常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)</p> <p>1 経營業務の管理責任者等の要件については、手引PART1の4の(1)(P.16)を参照してください。</p> <p>2 この証明書は、被証明者一人について証明者が複数ある場合は、証明者別に証明してください。</p> <p>3 原則として新規許可、変更の届出については、証明期間の内、許可要件を満たすことが確認出来る5年又は6年以上の期間(原則として申請時から直近)に係る、経験が確認出来る書類の提示が必要です。提示出来ない場合は、申請や届出を受理出来ない場合があります。(「提出書類について(P.13)」参照)</p> <p>4 「経験年数」欄には、被証明者が具体的に経營業務の管理責任者等としての経験を有した期間(初月を算入せず期間計算した経験月数)を記載してください。(経験期間が休職や出向等で中断している場合でも、「経験年数」欄に実際の経験期間を別々に明記すれば、1枚の証明書で証明出来る。)</p> <p>5 (1)の第7条第1号イについては、(1)～(3)のうち該当するものを残し、不要なものを削除します。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ(1)該当・・・建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p style="padding-left: 2em;">イ(2)該当・・・建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者</p> <p style="padding-left: 2em;">イ(3)該当・・・建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者</p> <p>6 「証明者」欄には、証明者が法人である場合には、その本店の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名を記載し、個人である場合には、その本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人成りの場合に、個人営業の期間を法人が証明している。(個人営業期間の証明は、元事業主本人の個人による自己証明となる。) ・証明者が法人である場合に、現在の代表取締役ではなく、対象期間当時の代表取締役が証明者となっている。 ・証明者が使用者(法人の代表者等)ではなく、営業所長等となっている。 ・使用者の証明が得られない場合に、理由が「備考」欄に記載されていない。 ・使用者又は被証明者と同等以上の役職にあった者がいるにもかかわらず、本人が証明している。

7 「証明者」は、原則として使用者でなければなりません。ただし、法人の解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者としてすることが出来ます。

なお、これらの者の証明を受けることができない正当な理由があり、やむを得ず自己証明する者については、「備考」欄にその理由を記載し、「証明者」欄には経験時の商号又は名称を「元〇〇」又は「(〇〇)」等と記載してください。この場合、その事実を証し得る第三者の証明、又はその他の書類を徴することがあります。

8 有限会社⇒株式会社等の組織変更の場合は、期間を通算して1枚で証明出来ますが、「備考」欄にその旨を記載してください。

10 「区分」欄は、次の分類は以下のとおりです。

「1.新規」…………… 許可を受けようとする行政庁に対し初めて常勤役員等としての証明を行う場合

「2.変更」…………… 現在証明されている常勤役員等に変更があった場合

「3.常勤役員… 常勤役員等について、現在証明されている者のまま等の更新等」 …… とする場合

※「1」「2」以外の場合は「3」を記入します。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **取締役**
 経験年数 **平成31年4月から令和3年12月まで満2年8月**
 証明者と被証明者との関係 **役員**
 備考 **平成31年4月1日～現在 取締役**

勤めていた時期により勤務先(証明者)が異なる場合は、第1面を証明者ごとに複数枚作成してください。

令和〇年1月8日

※様式第7号を提出する場合は、本様式(様式7号の2、第1面～第4面)の提出は不要です。

この様式が必要な者は、

- (1)建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有する者
- (2)5年以上役員等としての経験を有し、かつ建設業に関し2年以上役員等としての

証明者 **長野市大字南長野字幅下692-2
株式会社 ナガノ
代表取締役 長野 太郎**

押印不要

(2) 下記の者は、許可申請者 $\left\{ \begin{matrix} \text{の常勤の役員} \\ \text{本人} \\ \text{の支配人} \end{matrix} \right\}$ で第7条第1号ロ $\left\{ \begin{matrix} (1) \\ (2) \end{matrix} \right\}$ に該当する者であることに相違ありません。

令和〇年1月8日

地方整備局長
北海道開発局長
長野県知事 殿

申請者届出者 **長野市大字南長野字幅下692-2
株式会社 ナガノ
代表取締役 長野 太郎**

押印不要

申請又は届出の区分 $\left\{ \begin{matrix} \text{項番} \\ 1 \\ 7 \\ 1 \end{matrix} \right\}$ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(般特)第 5 10 号 許可年月日 令和 11 13 15 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ $\left\{ \begin{matrix} 1 \\ 9 \\ \text{ウ} \\ \text{エ} \end{matrix} \right\}$ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 氏名 $\left\{ \begin{matrix} 2 \\ 0 \\ \text{上} \\ \text{田} \\ \text{一} \\ \text{郎} \end{matrix} \right\}$ 生年月日 $\left\{ \begin{matrix} 13 \\ \text{S} \\ 14 \\ \text{3} \\ 16 \\ \text{年} \\ 18 \\ \text{0} \\ \text{5} \\ \text{月} \\ 18 \\ \text{0} \\ \text{5} \\ \text{日} \end{matrix} \right\}$
 住所 **上田市材木町1-2-6**

◎【変更前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 氏名 $\left\{ \begin{matrix} 2 \\ 1 \end{matrix} \right\}$ 生年月日 $\left\{ \begin{matrix} 13 \\ \text{ } \\ 14 \\ \text{ } \\ 16 \\ \text{年} \\ 18 \\ \text{ } \\ \text{月} \\ 18 \\ \text{ } \\ \text{日} \end{matrix} \right\}$

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

記載例では財務管理・労務管理・業務運営の業務経験を有する者を1名で配置できる場合の例として記載していますが、3つの分野を別の方が担当することも可能です。

令和〇年1月8日

地方整備局長
北海道開発局長
長野県知事 殿

申請者
届出者
長野市大字南長野字幅下692-2
株式会社 ナガノ
代表取締役 長野 太郎

押印不要

役職名等 建設部長
経験年数 平成24年4月から令和3年12月まで満9年8月
証明者と被証明者との関係 社員
備考 平成24年4月1日～現在 建設部長

申請又は届出の区分 2 2 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可(一般) 第 5 10 号 許可年月日 令和 11 13 15 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】
氏名のフリガナ スザ
氏名 須坂 県太
住所 須坂市大字須坂字中縄手1699-11
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S45年07月08日
◎【変更前】
氏名
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和〇年1月8日

地方整備局長
北海道開発局長
長野県知事 殿

長野市大字南長野字幅下692-2
株式会社 ナガノ
代表取締役 長野 太郎

押印不要

役職名等 建設部長
経 験 年 数 平成24年4月から令和3年12月まで満9年8月
証明者と被証明者との関係 社員
備 考 平成24年4月1日～現在 建設部長

申請又は届出の区分 3 1 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣知事コード 国土交通大臣知事許可(一般)第 号 許可年月日 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ スザ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 須坂 県太 生年月日 S45年07月08日
住 所 須坂市大字須坂字中縄手1699-11

◎【変 更 前】

氏 名 生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記 載 要 領	誤記入及び不備な例
<p>◎常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (様式第7号の2)</p> <p>1 本様式は、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の体制で業務を行う場合に提出が必要な書類です。 <u>※常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)を提出する場合には提出不要です。</u></p> <p>2 記載については、常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)の留意事項を参考としてください。</p> <p>3 第1面の証明者が複数になる場合には、第1面を証明者ごとに作成して提出してください。 なお、第1面を複数提出する場合でも、第2面～第4面は1枚ずつの提出になります。</p> <p>例: 法第7条第1号ロ(2)に該当する場合、「5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者」としての証明をすることになりますが、「5年以上の役員等としての経験」と「建設業に関する2年以上の役員等としての経験」を証明する者が別の者である場合、「様式第7号の2 第1面」は2枚提出が必要です。</p>	

本様式は、常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)を提出する場合に、提出が必要となります。
(基本的には本様式を使用します)

常勤役員等の略歴書

現住所	長野市南長野南県町686-1		
氏名	長野 太郎	生年月日	昭和31年 1月 1日生
職名	代表取締役(常勤)	現在の職名を記入する(法人:「役員等の一覧表」の役名と一致 個人:「事業主」職名に続けて、常勤・非常勤の別を()書きする	
	期間	従事した職務内容	
職	自 S53年 4月 1日 至 H2年 3月 31日	長野土木建設工業(有)((株)長野土木建設工業、現(株)ナガノ)入社 土木工事の施工に従事	
	自 H2年 4月 1日 至 H9年 9月 30日	〃	工事課長に就任
	自 H9年 10月 1日 至 H11年 9月 31日	〃	建設部長に就任
	自 H12年 10月 1日 至 H16年 3月 31日	〃	取締役(常勤)に就任 経營業務を管理
	自 H16年 4月 1日 至 年 月 日	〃	代表取締役(常勤)に就任 経營業務を管理 現在に至る
	自 年 月 日 至 年 月 日		
歴	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			押印不要
令和〇年 1月 8日		氏名	長野 太郎

現在に至るまでの職歴を記入
※職歴のみなので学歴等は
記入不要

・「従事した職務の内容」欄は、職務の内容や役名を具体的に記入し、建設業の経営経験が明らかになるよう具体的に記入してください。
法人の役員としての職歴の場合は、常勤・非常勤の別も必ず記入してください。

・「賞罰」欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記入するものとし、該当がない場合でも空欄とせず、必ず「なし」と記入します。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等の略歴書

本様式は、「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2)」を提出する場合に、提出が必要となります。
 なお、常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(別紙2)も併せて提出が必要です。

現住所	上田市材木町1-2-6		
氏名	上田 一郎	生年月日	昭和 35 年 5 月 5 日生
職名	取締役(常勤)		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 S57 年 4 月 1 日 至 H6 年 3 月 31 日	長野土木建設工業(有)((株)長野土木建設工業、現(株)ナガノ)入社 営業に従事	
	自 H6 年 4 月 1 日 至 H13 年 3 月 31 日	" 営業課長に就任	
	自 H13 年 4 月 1 日 至 H24 年 3 月 31 日	" 営業部長に就任	
	自 H25 年 4 月 1 日 至 H30 年 3 月 31 日	(株)ナガノ住宅販売 取締役(常勤)に就任 (建設業以外の分野を担当)	
	自 H30 年 4 月 1 日 至 年 月 日	(株)ナガノ 取締役(常勤)に就任 経營業務を管理 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇 年 1 月 8 日		氏 名 上田 一郎	

押印不要

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

本様式は、「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2)」を提出する場合に、提出が必要となります。
 なお、常勤役員等の略歴書(別紙1)も併せて提出が必要です。

現住所	須坂市大字須坂字中縄手1699-11		
氏名	須坂 県太	生年	昭和45年 7月 8日生
職名	建設部長(常勤)		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 H4年 4月 1日 至 H13年 3月 31日	(株)長野土木建設工業(現(株)ナガノ)入社 土木工事の施工に従事	
	自 H13年 4月 1日 至 H24年 3月 31日	// 工事課長に就任	
	自 H24年 4月 1日 至 年 月 日	// 建設部長(常勤)に就任 経營業務を補佐(財務管理・労務管理・業務運営を担当) 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和〇年 1月 8日		氏名 須坂 県太	

押印不要

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記 載 要 領	誤記入及び不備な例
<p>◎ 常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙)</p> <p>1 この略歴書は、常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)を提出する場合に、そこに記載された常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の方について作成し、添付してください。</p> <p>2 「職名」欄は、現在の職名を記載してください。法人の場合は、「別紙1 役員等の一覧表」の役名と一致させてください。個人事業の場合は「事業主」と記載してください。 職名に続けて、常勤・非常勤の別を()書きしてください。</p> <p>3 「職歴」欄には、現在に至るまでの職歴を記載し、特に建設業に係る職歴は全て記載してください。</p> <p>4 「従事した職務の内容」欄は、職務の内容や役名を具体的に記載し、建設業の経営経験が明らかになるよう具体的に記載してください。 法人の役員としての職歴の場合は、常勤・非常勤の別も必ず記載してください。</p> <p>5 「賞罰」欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がない場合でも空欄とせず、必ず「なし」と記載します。</p> <p>◎ 常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙1)及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書(様式第7号別紙2)</p> <p>1 本様式は、常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(様式第7号の2)を提出する場合に、そこに記載された常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の方について作成し、添付してください。 <u>※常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙)を提出する場合は、提出不要です。</u></p> <p>2 記載については、常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙)の留意事項を参考としてください。</p>	<p>・現住所等が他の書類と一致しない。</p> <p>・常勤・非常勤の別が記載されていない。</p> <p>・最近の職歴しか記載されていない。</p> <p>・同時に2以上の会社の常勤の役員となっている。</p> <p>・法人として受けた賞罰が記載されている。</p> <p>・建設業法や他の法令により受けた罰金等について記載されていない。</p>

記 載 要 領	誤記入及び不備な例
<p>1 記載する専任技術者は、別紙2(1)「営業一覧表(新規許可等)」の営業所の順としてください。</p> <p>2 [6][4] 「今後担当する建設工事の種類」欄は、記載する技術者が今後専任技術者となる業種の全てについて、次ページの表の記載に従い、該当する数字を建設業の略号の下のカラムに記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※特定建設業の内、<u>指定建設業(土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業)</u>については「3」又は「9」以外の数字は記入されません。</p> </div> <p>3 [6][5]「有資格区分」欄は、表2(P.141～)の分類及び次ページの表の記載に従い、該当するコードをカラムに記入してください。 なお、他に資格を有する場合でも、専任技術者として担当する業種に係る資格のみを記入してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙2(1)「営業所一覧表(新規許可等)」の[8][3]、[8][8]「営業しようとする建設業」と、この表の[6][4]「今後担当する建設工事の種類」が一致しない。 ・特定建設業の許可において、1級の資格者又は国土交通大臣認定以外の者が、指定建設業の技術者として証明されている。 ・現住所が著しく遠隔地の者が記載されている。 ・技術者が役員や事業主の場合に、様式第7号別紙の経營業務の管理責任者の略歴書又は第12号の許可申請者の住所・生年月日に関する調書と記載されている住所が異なる。

<専任技術者証明書に記載するコード一覧表>

○一般建設業の場合

専任技術者の資格	⑥④ 建設工事の 種類欄への記入	添付書類
1 学科+実務経験	1	学 校 の 卒業証明書 (原 本) } + 大学、短期大学及び高等専門学校卒 は3年以上の実務経験証明書(P86) 高校卒は5年以上の実務経験証明書
2 実務経験	4	10年以上の実務経験証明書(P86)
3 国土交通大臣の 認めた免許・資格 (表2 P.141 参照)	7	合格証か免許証の写し (資格・免許に加えて実務経験が必要になるものについては、さらに実務経験証明書(P86)が必要)

○特定建設業の場合

専任技術者の資格	⑥④ 建設工事の 種類欄への記入	添付書類
4 上記1の資格 + 指導監督的実務経験	2	上記1の添付書類 + 2年以上の指導監督的実務経験証明書(P93)
5 国土交通大臣が9と 同等以上の能力を有す ると認定した者	3	国土交通大臣の特別認定書
6 上記2の資格 + 指導監督的実務経験	5	上記2の添付書類 + 2年以上の指導監督的実務経験証明書(P93)
7 国土交通大臣が4、 6又は8と同等以上の 能力を有する者と認 定した者	6	認定を証する書類の写し
8 上記3の資格 + 指導監督的実務経験	8	上記3の添付書類 + 2年以上の指導監督的実務経験証明書(P93)
9 国土交通大臣の認 めた免許・資格 (表2P.144 参照)	9	合格証か免許証の写し

【変更届・廃業届用】

④担当業種、有資格区分又は営業所の変更の場合

専任技術者証明書（新規・変更）

令和〇年1月15日

長野市大字南長野字幅下692-2

株式会社 ナガノ

代表取締役 長野 太郎

押印不要

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者のうち、次に伴う削除の届出をします。

(1)に〇印

一般…「第7条」を残す
特定…「第15条」残す

「2」を記入

- 1. 新規許可等
- 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更
- 3. 専任技術者の追加
- 4. 専任技術者の交替に伴う削除
- 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

現在の許可番号等を記入

許可年月日

長野県知事 殿

区分

項番 612

大臣知事コード

許可番号

6220

長野県知事 許可(一般) 30

第012345号

平成30年04月15日

記

担当業種を変更する場合

項番 フリガナ (フリガナ) ナガノ タロウ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

63

ナガノ 太郎

生年月日 S 31年 01月 01日

士建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

今後担当する建設工事の種類

64

77777777777777777777

「今後担当する建設工事の種類」から数字を削除

現在担当している建設工事の種類

77777777777777777777

有資格区分

65

13

例：管工事業と造園工事業を担当業種から外す

変更、追加又は削除の年月日

令和 3年 12月 26日

担当業種等を変更した日を記入

営業所の名称 (旧所属) 本店

「旧所属」「新所属」両方記入

専任技術者の住所

長野市大字南長野南県町686-1

現住所を記入

営業所の名称 (新所属) 本店

有資格区分を変更する場合

項番 フリガナ (フリガナ) イダ ゴロウ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

63

イイ 飯田 五郎

生年月日 S 35年 05月 05日

士建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

今後担当する建設工事の種類

64

77777777777777777777

実務経験のコード「1」「4」から「今後担当する建設工事の種類」に国家資格のコード「7」を記入

現在担当している建設工事の種類

77777777777777777777

有資格区分

65

30 34

例：資格区分を実務経験から国家資格に変更

変更、追加又は削除の年月日

令和 3年 1月 12日

営業所の名称 (旧所属) 飯田支店

専任技術者の住所

飯田市追手町2-678

営業所の名称 (新所属) 飯田支店

担当業種と営業所を変更する場合

項番 フリガナ (フリガナ) ナガノ タロウ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

63

ナガノ 太郎

生年月日 S 31年 01月 01日

士建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

今後担当する建設工事の種類

64

77777777777777777777

「今後担当する建設工事の種類」から数字を削除

現在担当している建設工事の種類

77777777777777777777

有資格区分

65

13

「旧所属」「新所属」両方記入
「新所属」は今後配置される営業所を記入

変更、追加又は削除の年月日

令和 3年 1月 12日

営業所の名称 (旧所属) 本店

専任技術者の住所

飯田市追手町2-678

営業所の名称 (新所属) 飯田支店

【変更届・廃業届用】

⑤専任技術者の追加の場合

専任技術者証明書（新規・変更）

令和 〇 年 1 月 15 日

- ① 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- ② 下記のとおり、専任の技術者の交替による削除の届出をします。

(1)に〇印

一般…「第7条」を残す
特定…「第15条」残す

「3」を記入

- 1. 新規許可等
- 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更
- 3. 専任技術者の追加
- 4. 専任技術者の交替に伴う削除
- 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

申請者
届出者

長野市大字南長野字幅下692-2

株式会社 ナガノ

代表取締役 長野 太郎

押印不要

地方整備局長
北海道開発局長
長野県 知事 殿

区 分

項 番
6 1 3

大臣
知事 コード

国土交通大臣 許可（一般特）
長野県 知事

現在の許可番号等を記入

許可年月日

許 可 番 号

6 2 2 0

3

長 野 県

知 事

許 可 (一 般 特)

第

0

1

2

3

4

5

号

平 成

3

0

年

0

4

月

1

5

日

記

氏 名	項 番	フリガナ (フリガナ)	元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)
6 3	3	オオマチ アイコ	〇 〇 〇 〇
生年月日	5	10	15
S 4 6 年 0 6 月 0 6 日			
今後担当する建設工事の種類	6 4	7	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	6 5	1 4	
変更、追加又は削除の年月日	令和 3 年 12 月 26 日	追加した日を記入	営業所の名称 (旧所属)
専任技術者の住所	大町市大町1058-2	現住所を記入	営業所の名称 (新所属) 大町支店
交替による追加の場合、旧技術者の削除(⑥)と併せて行うこと			
氏 名	項 番	フリガナ (フリガナ)	元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)
6 3	3		〇 〇 〇 〇
生年月日	5	10	15
〇 〇 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日			
今後担当する建設工事の種類	6 4		
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	6 5		
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日		営業所の名称 (旧所属)
専任技術者の住所			営業所の名称 (新所属)
氏 名	項 番	フリガナ (フリガナ)	元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)
6 3	3		〇 〇 〇 〇
生年月日	5	10	15
〇 〇 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日			
今後担当する建設工事の種類	6 4		
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	6 5		
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日		営業所の名称 (旧所属)
専任技術者の住所			営業所の名称 (新所属)

【変更届・廃業届用】
⑥専任技術者の交替に伴う削除の場合

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、{建設業法第7条第2号
建設業法第15条第2号}に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

(2)に〇印

地方整備局長
北海道開発局長
長野県 知事 殿

令和〇年1月15日

長野市大字南長野字幅下692-2

申請者 株式会社 ナガノ
届出者 代表取締役 長野 太郎

押印不要

大臣コード

項番 3 [4]を記入
6 1 4

1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

現在の許可番号等を記入 許可年月日

許可番号 6 2 2 0 長野県 国土交通大臣 許可(一般特) 2 8 第 0 1 2 3 4 5 号 平成 2 8 年 0 4 月 1 5 日

記

氏名	項番 フリガナ (フリガナ) 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)
6 3 キソ ナナオ	5 10 15 18 20
6 3 キソ 木曾 七男	生年月日 S 3 7 年 0 7 月 0 7 日
6 4	1 2 3 4 5 6 7 8
6 4	9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
6 5	3 5 7 9 11 13 15 17
令和 3 年 12 月 26 日	営業所の名称 (旧所属) 木曾支店
令和 年 月 日	営業所の名称 (新所属)

「4」を記入

「今後担当する建設工事の種類」への記入不要

記入不要

削除した日を記入

「旧所属」のみ記入
「新所属」は記入不要

新たな専任技術者の追加(⑤)と、併せて行うこと

記 載 要 領	誤 記 入 及 び 不 備 な 例
<p><④担当業種、有資格区分又は営業所の変更の場合> 現在営業所にいる専任技術者について、担当業種の変更や資格の取得により有資格区分が変わった場合に提出します。</p> <p>1 [6][4]「今後担当する建設工事の種類」欄は、記載する専任技術者が今後担当する業種の全てについて、該当する数字(新規・許可換え新規の記載要領参照)を建設業の略号の下のカラムに記入してください。</p> <p>3 [6][4]「現在担当している建設工事の種類」欄は、記載する専任技術者が現在担当している業種の全てについて、該当する数字をカラムに記入してください。</p> <p>4 [6][5]「有資格区分」欄は、該当するコード(新規・許可換え新規の記載要領参照)をカラムに記入してください。 なお、他に資格を有する場合でも、専任技術者として担当する業種に係る資格のみを記入してください。</p> <p><⑤専任技術者の追加の場合> 新たに専任技術者を追加した場合に提出します。</p> <p>1 [6][4]「今後担当する建設工事の種類」欄は、記載する技術者が今後専任技術者として担当する業種の全てについて、該当する数字(新規・許可換え新規の記載要領参照)を建設業の略号の下のカラムに記入してください。</p> <p>2 [6][4]「現在担当している建設工事の種類」欄は、記入しないでください。</p> <p>3 [6][5]「有資格区分」欄は、該当するコード(新規・許可換え新規の記載要領参照)をカラムに記入してください。 なお、他に資格を有する場合でも、専任技術者として担当する業種に係る資格のみを記入してください。</p> <p><⑥専任技術者の交代に伴う削除の場合> すでに許可を受けている業種について、現在の専任技術者が退任した場合に提出します。</p> <p>2 [6][4]「今後担当する建設工事の種類」欄は記入しません。</p> <p>3 [6][4]「現在担当している建設工事の種類」欄は、削除する専任技術者がこれまで担当していた業種全てについて、該当する数字をカラムに記入してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の業種を廃業し、専任技術者の担当業種に変更があったにもかかわらず、提出がない。 ・同一営業所の同一業種を担当する専任技術者が2人以上いる。 ・氏名、生年月日が資格証明書等と一致しない。 ・特定建設業の許可において、1級の資格者又は大臣認定者以外の者が指定建設業の技術者として証明されている。 <p>！注意！</p> <p>※1現在の専任技術者に代えて新たな者を置く場合は、⑤と⑥両方の提出が必要になります。</p> <p>※2現在証明の専任技術者が婚姻等により氏名の変更があった場合には、変更前の氏名で「⑤追加」をし、変更前の氏名の者を「⑥削除」する届出をそれぞれ提出してください。</p> <p>※3削除する者に替わる技術者がおらず、許可を受けている一部の業種を廃業する場合、本届出ではなく「届出書」及び廃業届の提出が必要です。(P104参照)</p>

実務経験証明書

下記の者は、**建築一式** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年 1月 15日

実務経験証明書は、申請直前月の経験まで記載してください。

「役員」「社員」「本人」等が入る

長野市大字南長野字幅下692-2
株式会社 ナガノ
代表取締役 長野 太郎

証明者
被証明者との関係

社員

押印不要

記

技術者の氏名	飯田 五郎	生年月日	S 3 5 . 5 . 5	使用された期間	平成2年 4月から 令和3年 12月まで
使用者の商号 又は 名 称	(株)ナガノ		経験年数ではなく、 実際に雇用されていた 期間を記入		
職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数			
現場員	〇〇宅新築工事の施工	・個人名はふせずそのまま記入 ・一式工事の場合は工事1件ごとに記入 ・具体的な工事の内容が分かるように記入		平成18年10月から 平成19年2月まで	
〃	××宅新築工事の施工	平成19年3月から 平成19年8月まで			
記載された工事を施工 していた当時の職名を 記入	△△宅新築工事の施工	平成19年9月から 平成20年3月まで			
〃	□□マンション新築工事の施工	平成20年4月から 平成21年6月まで			
〃	◇◇アパート新築工事の施工	平成21年7月から 平成21年12月まで			
工事主任	●●邸増築工事の施工監督	平成22年3月から 平成22年7月まで			
〃	××宅リフォーム工事の施工監督	平成22年7月から 平成22年9月まで			
〃	▲▲邸新築工事の施工監督	平成22年10月から 平成23年4月まで			
〃	■ ■ 邸改築工事の施工監督	平成23年4月から 平成23年12月まで			
〃	〇〇□□テナントビル建設工事の施工	平成24年2月から 平成24年11月まで			
〃	▲▲▼▼オフィスビル建設工事の施工	平成25年1月から 平成25年12月まで			
工事係長	〇●〇●店舗新築工事の施工監督	平成26年3月から 平成26年8月まで			
〃	■□・●〇複合ビル建設工事の施工監督	平成26年8月から 平成27年1月まで			
〃	◇◆◇◆保養施設建設工事の施工監督	平成27年3月から 平成27年11月まで			
〃	□■□■共同住宅建設工事の施工監督	平成28年2月から 平成28年12月まで			
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由				合計	満 年 月

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

実務経験証明書

下記の者は、**建築一式** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年 1月 15日

長野市大字南長野字幅下692-2

株式会社 ナガノ

代表取締役 長野 太郎

証明者

被証明者との関係

社員

押印不要

記

技術者の氏名	飯田 五郎	生年月日	S 3 5 . 5 . 5	使用された 期間	平成2年 4月から
使用者の商号 又は 名称	(株)ナガノ				令和2年 12月まで
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事係長	※※※※コンドミニアム建設工事の施工監督			平成29年1月から 平成29年10月まで	
〃	〇×〇×ショッピングセンター建設工事の施工監督			平成29年10月から 平成29年12月まで	
〃	◇◆□■×〇ビル建設工事の施工監督			平成30年8月から 平成31年2月まで	
〃	〇▲□×事務所建設工事の施工監督			令和1年6月から 令和1年12月まで	
〃	〇〇邸新築工事の施工監督			令和2年2月から 令和2年7月まで	
〃	〇◆□店舗新築工事の施工監督			令和3年2月から 令和3年8月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
	証明者が使用者と異なる場合は、正当な理由がないと、経験として認められない。 正当な理由がある場合は「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」欄に、 ・「令和〇年〇月事業主死亡のため」等の具体的な理由を記入 ・個人事業主が本人による証明をする場合は、「個人業のため他から証明が得られない」等の記入が必要			年 月から 年 月まで	
				各工事の経験年数の合計年数を記入	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 11 年 4 月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

実務経験証明書

下記の者は、**内装仕上** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 〇年 1月 15日

専門工事について、工期が1か月に満たない小工事のみを施工した経験を事業年度ごとに記載した場合についても、申請直前月まで記入してください。

長野市大字南長野字幅下692-2
株式会社 ナガノ
代表取締役 長野 太郎

被証明者との関係 **社員** 押印不要

記

技術者の氏名	須坂 一男	生年月日	S 4 5 . 8 . 5	使用された期間	平成4年 4月から 令和3年 12月まで
使用者の商号又は名称	(株)ナガノ				
職名	実務経験の内容			実務経験年数	
現場員	△△宅インテリア工事ほか22件の施工			平成22年4月から 平成23年3月まで	
〃	□□マンション防音工事ほか16件の施工			平成23年4月から平成24年3月まで	
〃	◇◇アパート床仕上工事ほか20件の施工			平成24年4月から 平成25年3月まで	
工事主任	●●邸天井仕上工事ほか24件の施工			平成25年4月から平成26年3月まで	
〃	××宅床仕上及び壁張り工事ほか21件の施工			平成26年4月から 平成27年3月まで	
〃	▲▲邸インテリア工事ほか20件の施工			平成27年4月から平成28年3月まで	
〃	■■邸壁張り工事ほか21件の施工			平成28年4月から 平成29年3月まで	
工事係長	○○□□テナントビル天井仕上工事ほか15件の施工			平成29年4月から平成30年3月まで	
〃	▲▲▽▽オフィスビル防音工事ほか16件の施工			平成30年4月から 平成31年3月まで	
〃	××宅インテリア工事ほか19件の施工			平成31年4月から 令和2年3月まで	
〃	○○宅床仕上及び壁張り工事ほか17件の施工			令和2年4月から 令和3年3月まで	
〃	××宅インテリア工事ほか20件の施工			令和3年4月から 令和3年12月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得られない場合は	専門工事の場合、工期が1か月に満たない工事を施工した経験の場合は、1年(決算期)ごとにまとめて記載可能 その場合は、「～工事」ほか「〇件」とする			合計 満 10 年 9 月	

合計年数の数え方については次ページの記載要領参照

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

記 載 要 領	誤記入及び不備な例																		
<p>1 この証明書が必要なのは、専任技術者の内で下表に該当する者です。なお、下表「イ」又は「ハ」該当の場合は、この証明書の他に、卒業証明書(原本の添付)、合格証書又は免状(写しの添付と原本の提示)が必要です。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 510 421 584">法第7条第2号の該当区分</th> <th colspan="2" data-bbox="421 510 979 584">必要な実務経験年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 584 421 745" rowspan="2">イ 所定の学科(P.42表3)を修めて学校を卒業した者</td> <td data-bbox="421 584 876 663">大学・高専 卒業者</td> <td data-bbox="876 584 979 663">3年以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 663 876 745">高 校 卒業者</td> <td data-bbox="876 663 979 745">5年以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 745 421 837">ロ 10年以上実務経験を有する者</td> <td colspan="2" data-bbox="421 745 979 837">10年以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 837 421 1693" rowspan="3">ハ イ又はロと同等以上と認定された者</td> <td data-bbox="421 837 876 1182"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者 ・ 職業能力開発促進法による技能検定のうち、平成15年度以前に2級の検定職種に合格した者 ・ 登録地すべり防止工事資格試験に合格した者 ・ 建築士法による建築設備に関する知識技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者 ・ 登録計装試験に合格した者 </td> <td data-bbox="876 837 979 1182">1年以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 1182 876 1469"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた者 ・ 職業能力開発促進法による技能検定のうち、平成16年度以降に2級の検定職種に合格した者 ・ 学校教育法による専修学校の専門課程卒業生で、所定の学科(P.42表3)を修めた者のうち、専門士又は高度専門士の称号を付与された者 </td> <td data-bbox="876 1182 979 1469">3年以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="421 1469 876 1693"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法による電気主任技術者免状の交付を受けた者 ・ 電気通信事業法による電気通信主任技術者証の交付を受けた者 ・ 学校教育法による専修学校の専門課程卒業生で、所定の学科(P.42表3)を修めた者 </td> <td data-bbox="876 1469 979 1693">5年以上</td> </tr> </tbody> </table>	法第7条第2号の該当区分	必要な実務経験年数		イ 所定の学科(P.42表3)を修めて学校を卒業した者	大学・高専 卒業者	3年以上	高 校 卒業者	5年以上	ロ 10年以上実務経験を有する者	10年以上		ハ イ又はロと同等以上と認定された者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者 ・ 職業能力開発促進法による技能検定のうち、平成15年度以前に2級の検定職種に合格した者 ・ 登録地すべり防止工事資格試験に合格した者 ・ 建築士法による建築設備に関する知識技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者 ・ 登録計装試験に合格した者 	1年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた者 ・ 職業能力開発促進法による技能検定のうち、平成16年度以降に2級の検定職種に合格した者 ・ 学校教育法による専修学校の専門課程卒業生で、所定の学科(P.42表3)を修めた者のうち、専門士又は高度専門士の称号を付与された者 	3年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法による電気主任技術者免状の交付を受けた者 ・ 電気通信事業法による電気通信主任技術者証の交付を受けた者 ・ 学校教育法による専修学校の専門課程卒業生で、所定の学科(P.42表3)を修めた者 	5年以上	
法第7条第2号の該当区分	必要な実務経験年数																		
イ 所定の学科(P.42表3)を修めて学校を卒業した者	大学・高専 卒業者	3年以上																	
	高 校 卒業者	5年以上																	
ロ 10年以上実務経験を有する者	10年以上																		
ハ イ又はロと同等以上と認定された者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者 ・ 職業能力開発促進法による技能検定のうち、平成15年度以前に2級の検定職種に合格した者 ・ 登録地すべり防止工事資格試験に合格した者 ・ 建築士法による建築設備に関する知識技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者 ・ 登録計装試験に合格した者 	1年以上																	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた者 ・ 職業能力開発促進法による技能検定のうち、平成16年度以降に2級の検定職種に合格した者 ・ 学校教育法による専修学校の専門課程卒業生で、所定の学科(P.42表3)を修めた者のうち、専門士又は高度専門士の称号を付与された者 	3年以上																	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法による電気主任技術者免状の交付を受けた者 ・ 電気通信事業法による電気通信主任技術者証の交付を受けた者 ・ 学校教育法による専修学校の専門課程卒業生で、所定の学科(P.42表3)を修めた者 	5年以上																	
<p>2 この証明書は、業種ごとに作成してください。1枚の証明書で2人以上の者を証明することは出来ません。又、途中で勤務する建設業者が替わった場合などは、証明者ごとに必要となります。証明する年数は、直近まで記載し、必要な年数分以前は不要です。</p>	<p>・最近の経験があるにもかかわらず、古いものが記載されている。</p>																		

3 「実務の経験」とは、許可を受けようとする業種の工事に関する技術上の経験を言います。従って、工事の施工を指揮・監督した経験及び建設機械の操作等によって実際に施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を修得するための見習中の技術的経験も含みます。また、請負人の立場における経験に限らず、注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれます。しかし、工事現場の単なる雑務や事務系の仕事の経験は含まれません。

4 「証明者」欄は、経營業務の管理責任者証明書の「証明者」に準じて記載してください。

なお、個人事業主としての経験を証明する場合は、他に証明する者がいないため、原則的に本人による自己証明となります。その場合、「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」欄に「自営のため他から証明が得られない」等と記載してください。

5 「実務経験の内容」欄は、**原則として工事1件ごとに、「使用された期間」内において建設工事に携わった実務の経験について具体的な工事名をあげ、建設工事に関する実務経験内容が具体的な(工事の施工、工事の監督等)に明らかになるように記載してください。**

なお、一式工事ではなく専門工事で、工期が1か月に満たない小工事のみを施工した経験の場合は、1年(決算期間)ごとに「実務経験の内容」欄に「〇〇工事ほか〇〇件の施工」等と記載し、「実務経験年数」欄には実際に従事した期間(工事実績がない期間は除く。)をまとめて1行に記載しても差し支えありません。

ただし、年間を通じて工事に従事したと認定するに足りない場合(「年間を通じて毎月1件以上」に満たない場合等)は、全ての工事について工期を確認しますので、工期が確認できる資料を提示してください。なお「毎月1件以上」とは、「1か月のうちで工期が15日以上の場合」に該当するものとします。(1件の工事で工期が複数月にわたる場合は、それぞれの月における工期の日数により判断するものとします。)

6 経験年数の合計に当たっては、記載を月単位で行うことによる過不足を調整するため、工事ごとの経験年数の初月は一律に算入せず期間計算します。(ex.5月～8月⇒3か月)そして、その月数を合計した期間を「合計」欄に記載し、それが上記1表の必要な実務経験年数を満たしている必要があります。なお、2つの工事の経験期間に重複がある場合、原則として二重には計算されませんが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務経験の期間として二重に計算できるものとします。

・使用者が法人の場合に、代表取締役が変わっているにもかかわらず、当時の代表取締役の証明となっている。

・法人成りの場合に、法人を設立する以前の経験が法人名で証明されている。

・一式工事の場合に、1年ごとの証明となっている。

・1年ごとに記載する場合、決算期間ごとに記載されていない。

※ 契約書に工期の始期・終期が明記されており、月の初日から、月の最終日までが明確に確認出来る場合にあつては、例外的に片月落としをしないことを認めます。

記載する行数が多いため証明書が2枚以上になる場合は、それぞれに記名してください。

7 証明者が使用者と異なる場合は、正当な理由がある場合以外は、経験として認められません。正当な理由がある場合は、「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」欄に「令和〇年〇月事業主死亡のため」等の具体的な理由を記載してください。

8 「証明者と被証明者の関係」欄は、証明者から見た被証明者との関係を記載してください。(役員、社員、元社員等)

9 この証明書を提出する場合は、原則として記載された工事に係る契約書、注文書等の内容が確認出来る書類の提示が必要です。

(「5 確認書類について(P.13)」参照)

10 電気工事、消防施設工事の場合は、電気工事士法、消防法等により、電気工事士や消防設備士でなければ一定の工事に直接従事出来ません。また、解体工事の場合は、建設リサイクル法施行後は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものでなければ、経験期間として算入出来ませんので注意してください。

《実務経験要件の緩和について》

法第7条2号ロについて、営業所の専任技術者となろうとする業種での実務経験とその他の業種での実務経験をあわせて12年以上有し、かつ、営業所の専任技術者となろうとする業種について8年を超える実務経験を有していれば、営業所の専任技術者となる資格を有することができます。詳細については次のページをご覧ください。

と、しゅ、水、大、屋、内、ガ、防、絶、解のいずれかの業種について、営業所の専任技術者となろうとする場合に対象となります。

→この場合の項番 **6** **4** は「7」、項番 **6** **5** は「99」になります。

<実務経験の振替について>

(1)振替のできる業種

① 一式工事から専門工事への実務経験の振替

土木一式	→	とび・土工、しゅんせつ、水道施設、解体
建築一式	→	大工、屋根、内装仕上、ガラス、防水、熱絶縁、解体

※矢印の方向のみ振替が可能です。右側の専門工事間の振替はできません。

② 専門工事間での実務経験の振替

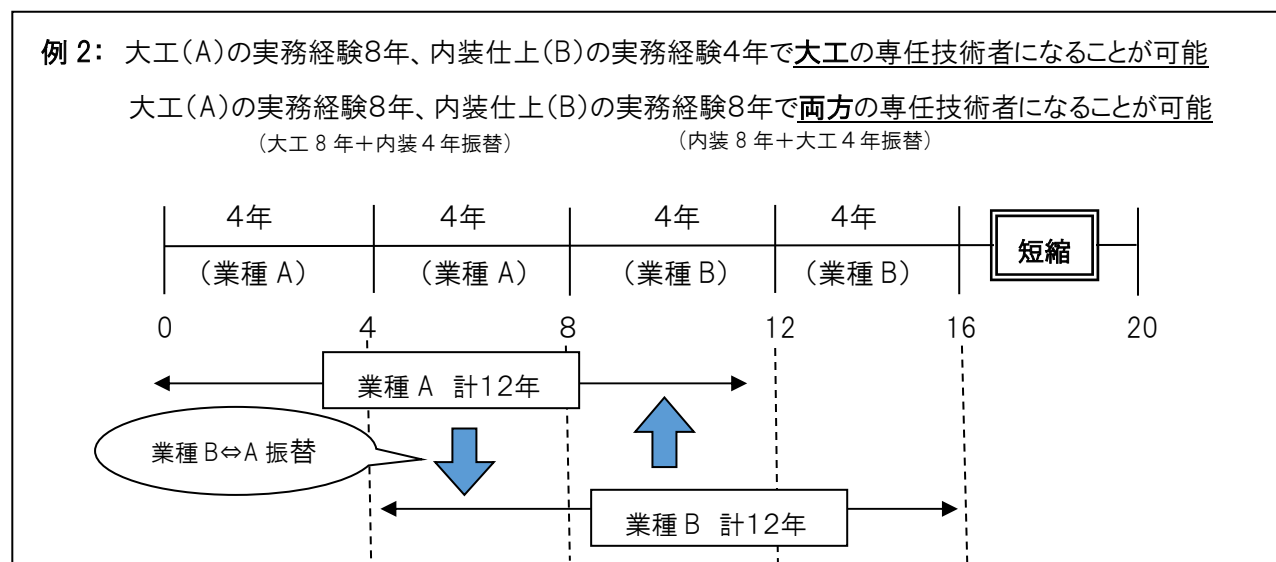
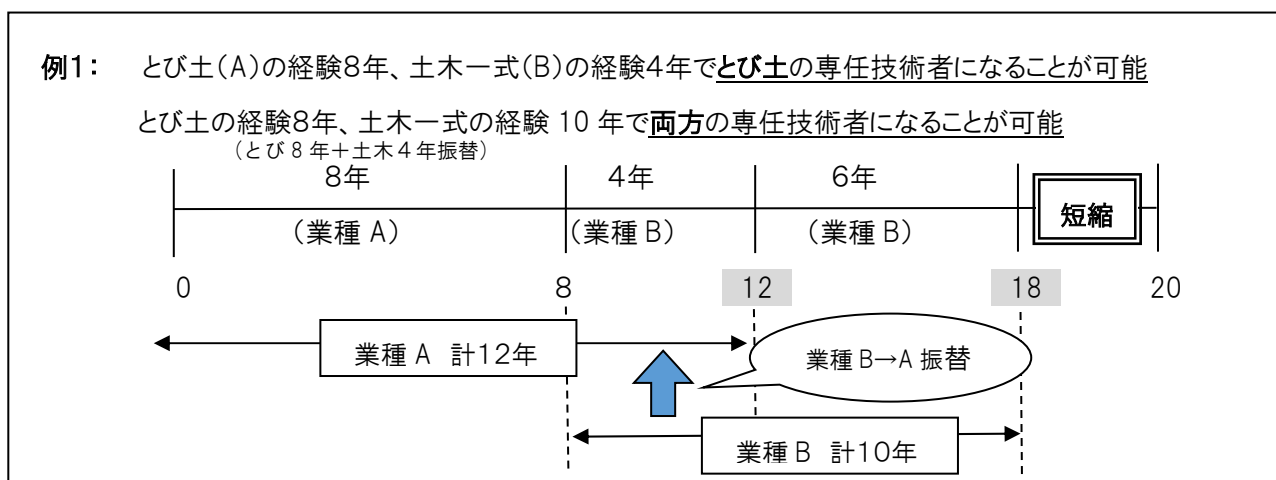
大工	⇔	内装仕上
解体	⇔	とび・土工

※双方による振替が可能です。

(2)振替をした場合の実務経験年数について

専任技術者になろうとする業種での実務経験と振替可能な業種での実務経験を、あわせて12年以上(専任技術者となろうとする業種については8年以上の実務経験が必要)有していれば、専任技術者となる資格を有しているということができます。

(振替分については、双方の業種の実務経験として算入します。)



指導監督的実務経験証明書

下記の者は、**機械器具設置** 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年 1月 15日

基本的な記載方法は「実務経験証明書」と同じです。

長野市大字南長野字幅下692-2
株式会社 ナガノ
代表取締役 長野 太郎

証 明 者

被証明者との関係

社 員

押印不要

記

技術者の氏名	千曲 一男		生年月日	S41.11.1	使用された期間	平成4年 4月から 令和3年 12月まで
使用者の商号又は名称	(株)ナガノ					
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容		実務経験年数	
(株)●●電器産業	65,000千円	工事係長	〇〇工場製造プラント設置工事の現場主任		平成28年4月から平成28年10月まで	
◇◇市	47,800千円	〃	◇◇市××浄水場排水機器設備工事の現場主任		平成30年4月から平成30年7月まで	
△△市	91,000千円	〃	△△市営立体駐車場設備工事の現場監督		平成31年1月から令和1年8月まで	
〇〇百貨店	49,000千円	工事課長	〇〇百貨店エレベーター設置工事の現場副所長		令和2年4月から令和2年10月まで	
■■県	54,200千円	〃	■■地区流域下水道汚泥処理施設機械設備修理設置工事の現場副所長		令和3年1月から令和3年8月まで	
	千円				年 月から 年 月まで	
					年 月から 年 月まで	
					年 月から 年 月まで	
					年 月から 年 月まで	
					年 月から 年 月まで	
					年 月から 年 月まで	
					年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由					合計	満 2年 5月

工事ごとに請負金額を記載

工事の内容と被証明者の関わった立場が分かるよう具体的に記載(工事名と立場両方記載する)

1 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験です。
なお、この経験は、発注者から最初の元請負人として請け負った建設工事に関する経験であり、注文者の側における経験又は下請負人としての経験は含まれません。
また、1件の工事の同一の期間で、指導監督的実務経験が認められる者は1人です。

2 指導監督的実務経験として認められる工事は、1件の請負代金の額が4,500万円以上(昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上)のものであります。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

許可申請者 **（ 法人の役員等
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員等 ）** の住所、生年月日等に関する調書

住 所	安曇野市豊科4960-1		
氏 名	松本 一郎	生 年 月 日	昭和33 年 3 月 9 日生
役 名 等	取締役(常勤)		
賞	年 月 日	現在の職名と常勤・非常勤の別を記載	罰 の 内 容
		なし	
罰			
上記のとおり相違ありません。			押印不要
	令和 〇 年 1 月 8 日	氏 名	松本 一郎

記載要領

- 「 **（ 法人の役員等
本 人
法 定 代 理 人
法定代理人の役員等 ）** 」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

- この調書は、役員等の一覧表(様式第1号別紙1)に記載された者について作成し、添付してください。
ただし、常勤役員等(経營業務の管理責任者等)と常勤役員等を直接に補佐する者については、作成の必要はありません。
- 「職名」欄は、現在の職名を記入してください。法人の場合は、「別紙1 役員等の一覧表」の役名と一致させてください。個人事業の場合は「事業主」と記入してください。
法人の役員については、職名に続けて、常勤・非常勤の別を()書きしてください。
- 「賞罰」欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がない場合でも空欄とせず、必ず「なし」と記入します。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	松本市大字島立1020		
氏 名	松本 次郎	生 年 月 日	昭和32 年 2 月 2 日生
営 業 所 名	松本支店	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 配置されている営業所名と 営業所長等の現在の職名を 記入 </div>	
職 名	松本支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			押印不要
令和 〇 年 1 月 8 日		氏 名 松本 次郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

- 1 「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成してください。
ただし、法人の役員等を兼ねている者については、添付不要です。
また、主たる営業所(本店)以外の営業所がない場合も添付不要です。
- 2 記載方法等は、「許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書」に準じます。

株 主 （出 資 者） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
長 野 太 郎	長野市大字南長野南県町686-1	400株
松 本 次 郎	安曇野市豊科4960-1	150株
上 田 一 郎	上田市材木町1-2-6	150株
諏 訪 四 郎	諏訪市上川1-1644-10	150株
飯 田 五 郎	飯田市追手町2-678	150株

1 この調書は、許可申請者が法人の場合に作成が必要です。

株式会社の場合・・・ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主
 その他の法人の場合・・・ 出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者
 を記載してください。

ただし、資本金額について商業登記等がなされていない場合（例：合名会社、合資会社）は株主又は出資者全員について記入してください。

2 「所有株数又は出資の価額」欄は、株数を記入する場合は「株」、出資の価額を記入する場合は「円」と、単位を必ず記入してください。

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

◎ その他の添付書類について

◎ 定 款

- 1 新規許可申請への添付と、定款の内容に変更があった場合は届出が必要です。申請・届出時点で、最も新しい定款(最新の内容を反映した定款)を添付してください。また、原本証明である旨の記載がされていることが必要になります。
- 2 建設業を営業する者であることから、目的にその趣旨が読み取れる記載があることが望ましいです。

◎ 登記事項証明書

- 1 法人の場合、又は個人で支配人の商業登記がされている場合に必要となります。新規許可申請への添付と、商号又は名称、資本金額、所在地、役員構成等、登記されている事項に変更があった場合に届出をする際に必要です。
- 2 申請・届出の日から**3か月以内**に発行された、履歴事項又は現在事項の全部証明書(原本)が必要です。
なお、変更等の届出にあたっては、変更された事項及び期日が確認できるものを添付してください。

◎ 納税証明書

- 1 新規許可申請と、毎事業年度終了後の届出に添付が必要です。
- 2 主たる営業所を管轄する県税事務所長が交付する法人事業税又は個人事業税の、申請直前の納付すべき額と納付済額の記載のある証明書を添付してください。
- 3 新規設立の法人など、申請直前の事業年度がなく納税証明書の交付が受けられない場合は、「納税証明書を添付することができない理由書」(任意様式)を作成し、納税証明書の代わりに添付してください。

◎ 事業報告書

- 1 株式会社(特例有限会社を除く)の場合に、事業年度終了後提出する変更届出書に添付してください。
- 2 株式会社は、会社法第435条第2項において、計算書類(財務諸表)と併せて事業報告を作成・保存し、第438条においてそれを取締役が定時株主総会に提出し、報告することが義務付けられています。これと同一のものを、添付してください。
- 3 事業報告の内容については、会社法施行規則第118条～第128条で、会社の状況に関する重要な事項等と定められていますが、株式公開会社、会計監査人設置会社等に当たらない場合は、具体的な項目などに関する規定はありません。
又、建設業法においても特段様式や項目を定めてはいません。
- 4 事業報告書が、定時株主総会に株主を招集するための通知書等として、計算書類(財務諸表)とともに同一の冊子にまとめられている場合は、それを添付してください。

◎ 登記されていないことの証明書(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)

1 個人事業主、個人事業主の支配人、法人の役員及び令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の証明書です。東京法務局後見登録課(郵送申請及び窓口申請)及び長野地方法務局等各法務局・地方法務局戸籍課(窓口申請のみ)で発行されます。

※ 法務局の支局では発行されません。

※ 証明の対象者の本籍地に関わりなく発行されます(本籍地が長野県内でない方も、長野地方法務局で証明書の交付が受けられます)。

※ 外国籍の方にあつては、本籍に国籍の記載された登記されていないことの証明書を取得してください。

※ 詳細は法務省HP(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/GUARDIAN/7-1.html>)を御覧ください。

2 新規、業種追加、更新等の全ての許可申請のときと、変更届出書(様式第22号の2)による届出のうち、上記1の対象者に新たに加わった者がいるときに添付が必要です。

※ 取締役→代表取締役、令第3条に規定する使用人→取締役 などの届出の場合は不要です。

3 申請・届出の日から3か月以内に発行されたものとしてください。

4 記載する住所は、住民票の住所を記載してください。(住民票の住所と実際に居住している住所が異なっている場合も、住民票の住所を記載してください。)

◎ 身分証明書

(成年被後見人又は被保佐人と見なされる者に該当せず、又破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書)

1 個人事業主、個人事業主の支配人、法人の役員及び令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、又破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書です。対象者の、本籍地の所在する市区町村役場で発行されます。

「登記されていないことの証明書」を提出した者について添付が必要です。

2 申請・届出の日から3か月以内に発行されたものとしてください。

3 対象者が外国籍の者である場合は、添付は不要です。

◎ 医師の診断書

1 役員等が、成年被後見人又は被保佐人に該当する場合添付が必要です。

2 診断書には、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨及びその根拠が記載されている必要があります。

◎ 委任状

- 1 行政書士等の代理人を通じて許可申請や届出を行う場合は、委任状を各申請や届出ごとに作成し添付してください。
- 2 委任状の作成に当たっては、以下の点に留意してください
 - (1) 委任の範囲は「建設業許可」、「変更届」、「廃業届」など申請、届出の区分に応じて委任事項を具体的に記載してください。
 - (2) 行政書士の登録番号(行政書士証票の番号)を記載してください。
 - (3) 委任状の日付は、申請・届出から3か月以内としてください。
 - (4) 委任状には、必ず委任者(申請者・届出者)の押印をしてください。
- 3 申請者・届出者の欄は、申請者と代理人を併記します。
- 4 電子申請の場合は、提出不要です。

3 変更・廃業の届出

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
(建設業法第15条第2号)

変更があった(1)~(8)のうち
該当するものに○印

令和 〇 年 1 月 8 日

地方整備局長
北海道開発局長
長野県知事 殿

届出者 **安曇野市明科中川手4235
マツモト組建築 株式会社
代表取締役 松本 花男** 押印不要

大臣コード
知事

許可年月日

許可番号 3520 国土交通大臣 許可(一般) 01 第098765号 令和01年06月15日

法人番号 36123456789△△△△

登記事項証明書等に記載されている、
実際に変更があった年月日を記入

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
主たる営業所の所在地	松本市大字島立1020	安曇野市明科中川手4235	RO/1/1	
代表者	安曇 八郎	松本 花男	RO/1/1	
資本金額	1,000万円	1,500万円	RO/1/1	
郵便番号	390-0852	399-7102	RO/1/1	
電話番号	0263-47-7800	0263-62-3257	RO/1/1	
役員等の氏名	代表取締役(常勤) 安曇 八郎		RO/1/1	役員退任
"	取締役(常勤) 松本 花男	代表取締役(常勤) 松本 花男	RO/1/1	代表取締役変更
役員等の氏名 (経營業務管理責任者の変更)	代表取締役(常勤) 安曇 八郎		RO/1/1	役員退任・経營業務 管理責任者離任
役員等の氏名 (経營業務管理責任者の変更)	取締役(常勤) 松本 花男	代表取締役(常勤) 松本 花男	RO/1/1	経營業務管理責任者就任
営業所の新設		大町営業所	RO/1/1	
令第3条の使用人		大町 竹男	RO/1/1	大町営業所
専任技術者		大町 竹男	RO/1/1	大町営業所

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 37

商号又は名称 38

代表者又は個人の氏名のフリガナ 39 マツモト ハナオ

代表者又は個人の氏名 40 松本 花男

主たる営業所の所在地市区町村 41 20220 都道府県名 長野県 市区町村名 安曇野市

主たる営業所の所在地 42 明科中川手4235

郵便番号 43 399-7102 電話番号 0263-62-3257

資本金額又は出資総額 44 15000 (千円)

連絡先 所属等 **総務部** 氏名 **犀川 梅夫** 電話番号 **0263-62-3257**

ファックス番号 **0263-62-2015**

(第二面)

区 分 項番 3
 8 1 3 (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更) 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止
 大臣 知事 コード

許 可 番 号 項番 3 5 10 15 11 13 15
 8 2 2 0 国土交通大臣 許可 (般 01) 第 0 9 8 7 6 5 号 令和 0 1 年 0 6 月 1 5 日
 知事 長 野 県

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 項番 3 5 10 15 20 25 30
 8 3 [] (1. 一般)
 大臣 知事 コード
 変更前 [] (2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ オオマチエイギョウシヨ
 従たる営業所の称 項番 3 5 10 15 20 25 30
 8 4 大 町 営 業 所 []
 大臣 知事 コード
 ※変更があったのが、主たる営業所(本店) のみの場合は、第2面の添付は不要です。

内 容
 従たる営業所の所在地市区町村コード 項番 3 5 10 15 20 25 30
 8 5 2 0 2 1 2 都道府県名 長野県 市区町村名 大町市
 従たる営業所の所在地 項番 3 5 10 15 20 25 30 35 40
 8 6 大 町 1 0 5 8 - 2 []
 郵便番号 項番 3 5 6 10 15 20 25 30
 8 7 3 9 8 - 8 6 0 2 電話番号 0 2 6 1 - 2 3 - 6 5 3 0
 営業しようとする建設業 項番 3 5 10 15 20 25 30
 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般)
 大臣 知事 コード
 変更前 [] (2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ
 従たる営業所の称 項番 3 5 10 15 20 25 30
 8 4 []
 大臣 知事 コード
 変更前 []

内 容
 従たる営業所の所在地市区町村コード 項番 3 5 10 15 20 25 30
 8 5 []
 従たる営業所の所在地 項番 3 5 10 15 20 25 30 35 40
 8 6 []
 郵便番号 項番 3 5 6 10 15 20 25 30
 8 7 [] [] [] - [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 電話番号 []
 営業しようとする建設業 項番 3 5 10 15 20 25 30
 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般)
 大臣 知事 コード
 変更前 [] (2. 特定)

(従たる営業所)

フリガナ
 従たる営業所の称 項番 3 5 10 15 20 25 30
 8 4 []
 大臣 知事 コード
 変更前 []

内 容
 従たる営業所の所在地市区町村コード 項番 3 5 10 15 20 25 30
 8 5 []
 従たる営業所の所在地 項番 3 5 10 15 20 25 30 35 40
 8 6 []
 郵便番号 項番 3 5 6 10 15 20 25 30
 8 7 [] [] [] - [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []
 電話番号 []
 営業しようとする建設業 項番 3 5 10 15 20 25 30
 8 8 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般)
 大臣 知事 コード
 変更前 [] (2. 特定)

記 載 要 領	誤 記 入 及 び 不 備 な 例
<p>1 変更があった事項のみ記載します。</p> <p>2 ③⑥「法人番号」欄は、許可申請者が法人の場合で、法人番号の指定を受けている場合に、当該法人番号(13桁の番号)を記入してください。</p> <p>3 届出の内容が商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、郵便番号、電話番号、資本金額の変更である場合は該当するカラムにも変更後の内容を記入してください。 その際の記載要領は、建設業許可申請書の該当する欄と同様です。</p> <p>4 カラム④③「郵便番号」と「電話番号」は、いずれか一方のみの変更の場合でも、必ず両方記入してください。</p> <p>5 届出の内容が役員等の変更である場合は、他に、変更後の内容を記入した「別紙1 役員等の一覧表」を添付してください。</p> <p>6 届出の内容が営業所の専任技術者の変更である場合は、他に、変更後の内容を記入した「別紙4 専任技術者一覧表」を添付してください。</p> <p>7 届出の内容が営業所ごとに営業する業種、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止である場合は、変更・新設後の内容又は廃止する営業所を記載した「第2面」を添付してください。</p> <p>8 変更内容により、上記の他に「確認書類について(P.13)」に記載の確認書類が必要です。</p> <p>例：常勤役員等（経營業務の管理責任者等）や常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者、営業所の専任技術者の変更の場合は、この届出の他に別途「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」、「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」、「専任技術者証明書（新規・追加）」（又は「届出書」）の提出や添付書類・確認書類が必要です。</p>	<p>・変更年月日が登記事項証明書等の記載と異なっている。</p> <p>・変更内容がカラムに記入が必要な事項であるにもかかわらず、記入されていない。</p> <p>・郵便番号に変更があった場合に、電話番号が記入されていない。</p> <p>・従たる営業所の営業する業種、所在地に変更があったにもかかわらず、第2面が添付されていない。</p>

届 出 書

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
(3) 専任の技術者を削除した
(4) 欠格要件に該当するに至った
} ので届出をします。

令和 〇年 1月 8日

地方整備局長
北海道開発局長
長野県 知事 殿

該当するものに○印

安曇野市大字明科中川手4235
マツモト組建築 株式会社
代表取締役 **松本 花男**

届 出 者

押印不要

許 可 番 号
項番 大臣 コード
知事
5 1 2 0 **長野県** 知事 許可 (**一般** 01) 第 0 9 8 7 6 5 号
許可年月日
令和 0 1 年 0 6 月 1 5 日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経営業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名
5 2 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

生年月日 [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

{ (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(3) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名
5 3 **穂高** **九郎** [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

生年月日 **S** **3** **9** 年 **0** **9** 月 **0** **9** 日

営業所の名称 **安曇野営業所**

建設工事の種類 **建 大**

担当業種の略号を記入

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名
5 3 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

生年月日 [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

営業所の名称 _____

建設工事の種類 _____

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名
5 3 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

生年月日 [] [] [] 年 [] [] 月 [] [] 日

営業所の名称 _____

建設工事の種類 _____

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

()

記 載 要 領	誤記入及び不備な例												
<p>◎ 届出書(様式第22号の3)</p> <p>1 この届は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤役員等(経營業務の管理責任者等)が許可要件を満たさなくなった場合(常勤役員等及び当該常勤役員等を直接補佐する者を含みます。) ・専任技術者が許可要件を満たさなくなり、又は削除の必要がある場合(退職など) ・従たる営業所の廃止する場合(許可要件を満たさなくなったなど) ・欠格要件に該当した場合 <p>に提出が必要です。</p> <p>なお、専任技術者の削除に伴い一部の業種について廃業をする場合は、この届出と廃業届(様式第22号の4)を同時に提出する必要があります。また、従たる営業所を廃止する場合には、この届出と変更届(様式第22号の2)を合わせて提出してください。</p> <p>◎ 廃業届(様式第22号の4)</p> <p>1 この届は、許可を受けている建設業について、一部の業種又は全部を廃業する場合に、提出が必要です。</p> <p>又、特定建設業者が許可を受けている業種について一般建設業の許可を申請する際も、提出が必要な場合があります。</p> <p>2 一部の業種を廃業する場合は、変更事項(専任技術者や経營業務管理責任者の変更や削除等)に係る書類の提出も必要になります。</p> <p>3 【備考】欄の「廃業等の理由」は、(1)～(5)のいずれかに○を付けてください。なお、区分ごとに届出を行う者は、下表の通りです。</p> <table border="1" data-bbox="215 1487 967 2013"> <thead> <tr> <th>廃業等の理由</th> <th>届出を行う者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 個人事業主が死亡したとき</td> <td>相続人</td> </tr> <tr> <td>(2) 法人が合併により消滅したとき</td> <td>役員であった者</td> </tr> <tr> <td>(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき</td> <td>破産管財人</td> </tr> <tr> <td>(4) 法人が2・3以外の事由により解散したとき</td> <td>清算人</td> </tr> <tr> <td>(5) 許可を受けた建設業を廃業したとき</td> <td>法人の役員、個人は本人</td> </tr> </tbody> </table>	廃業等の理由	届出を行う者	(1) 個人事業主が死亡したとき	相続人	(2) 法人が合併により消滅したとき	役員であった者	(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人	(4) 法人が2・3以外の事由により解散したとき	清算人	(5) 許可を受けた建設業を廃業したとき	法人の役員、個人は本人	<p>※ 廃業届の提出は、事実発生から30日以内に行わなければなりません。</p> <p>※ 一部廃業で専任技術者の交替を伴う場合、または廃業しない業種について引き続き専任する場合は、様式第8号(専任技術者証明書)を使用します。後任の専任技術者がいない場合は、様式第22号の3(届出書)を使用します。</p> <p>※ 例示の変更事項の提出期限は事実発生から14日以内です。</p> <p>手引 PART1 P52参照</p>
廃業等の理由	届出を行う者												
(1) 個人事業主が死亡したとき	相続人												
(2) 法人が合併により消滅したとき	役員であった者												
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	破産管財人												
(4) 法人が2・3以外の事由により解散したとき	清算人												
(5) 許可を受けた建設業を廃業したとき	法人の役員、個人は本人												

変 更 届 出 書

令和 ○年 6月 15日

許可番号 長野県知事 許可 (般 - 3) 第 98765 号

法人番号 123456789△△△△

建設業者 安曇野市明科中川手4235
マツモト組建築 株式会社
代表取締役 松本 花男

押印不要

長野県知事 殿

事業年度(第35期 令和△年 4月 1日から令和○年 3月31日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

(1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等変動
計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人税納付済額証明書 (8) 所
得税納付済額証明書 (9) 事業税納付済額証明書 (10) 使用人数 (11) 建設業法施行令3条
に規定する使用人の一覧表 (12) 定款 (13) 健康保険等の加入状況

記載要領

(1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

決算変更届出書の訂正に関する届出書

令和 ○年 7月 13日

許可番号 長野県知事 許可 (般 - 3) 第 98765 号

法人番号 123456789△△△△

建設業者 安曇野市明科中川手4235
マツモト組建築 株式会社
代表取締役 松本 花男

押印不要

長野県知事 殿

先に提出した変更届出書について、下記の書類に訂正がありましたので届出をします。

記

1 訂正のあった事業年度

第35期 令和 △年 4月 1日から令和 ○年 3月31日

2 訂正のあった書類

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
(4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
(7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書 (9) 事業税納付済額証明書
(10) 使用人数 (11) 建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表
(12) 定款 (13) 健康保険等の加入状況 (14) その他 ()

記載要領

(1)から(14)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

記 載 要 領	誤記入及び不備な例
<p>◎ 変更届出書【決算報告用】</p> <p>1 毎事業年度終了後4月以内に提出してください</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>《添付書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事経歴書(様式第2号) ・直前三年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) ・財務諸表 { 法人:様式第15号～第17号の2 } { 個人:様式第18号・第19号 } ・納税証明書 { 大臣許可:法人税(法人)又は所得税(個人) } { 知事許可:法人事業税又は個人事業税 } <p>※ 変更があったとき添付する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用人数(様式第4号) ・令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ・定款 ・健康保険等の加入状況(様式第7号の3) </div> <p>2 1の書類に加え、特例有限会社を除く株式会社の場合には、定時株主総会に提出したものと同一の「事業報告書」を添付してください。 また、資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社は、「附属明細表」を添付してください。なお、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書提出会社の場合には、有価証券報告書の写しを持って、附属明細表に代えることができます。</p> <p>3 「法人番号」欄は、許可申請者が法人の場合で、法人番号の指定を受けている場合に、当該法人番号(13桁の番号)を記入してください。</p> <p>◎ 決算変更届出書の訂正に関する届出書</p> <p>提出した決算変更届出書(上記参照)に添付した書類(工事経歴書等)の内容に訂正があった場合は、この様式に訂正後の書類を添付し、提出してください。</p>	<p>・株式会社だが、事業報告書が添付されていない。</p>

4 譲渡及び譲受け等に関する 認可について

承継等の事前認可について

令和2年10月1日の建設業法の改正により、許可行政庁の認可を得ることで、「譲渡及び譲受け」「合併」「分割」「相続」の際に建設業許可を引き継ぐことができるようになりました。（許可の一部ではなく全部を承継する場合のみ）

○審査期間について

事前認可の標準処理期間は、新規許可や業種追加等の申請と同等（45日）になります。

認可が出るまでに譲渡日（譲受け・合併・分割日）を迎えてしまうと認可となりませんので、**時間的余裕を持って申請書類を提出してください。**

また、申請にあたって不安なことがあるときは、申請前にご相談ください。

それぞれの申請に係る概要は下記のとおりです。

1 譲渡及び譲受け

(1)概要

建設業者が建設業の全部（合併・分割・相続においても同じ。）の譲渡を行う場合、譲渡人（建設業者）及び譲受人（建設業の全部を譲り受ける者）が、あらかじめ当該譲渡及び譲受けについて、許可行政庁の認可を受けた場合は、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に、譲渡人の建設業法の規定による建設業者としての地位を承継します。

※譲渡人が一般建設業の許可を受けている場合にあっては譲受人が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業許可を、譲渡人が特定建設業の許可を受けている場合にあっては譲受人が特定建設業許可に係る建設業と同一の種類の一般建設業許可を受けている場合は申請の対象となりません。

(2)許可行政庁

- ・譲渡人が都道府県知事の許可を受けている場合で、譲受人が建設業の許可を受けていない場合
→譲渡人の許可を出している都道府県
- ・譲渡人と譲受人が同一の都道府県知事の許可を受けている場合
→譲渡人と譲受人の許可を出している都道府県
- ・上記以外の場合
→国土交通省

※長野県知事許可に係る認可申請を国土交通大臣に行った場合は、P.130の届出書（様式第22号の9）を長野県に対して提出する必要があります。

(3)申請者

譲渡人及び譲受人

(4)譲渡及び譲受け後の許可期間

譲渡及び譲受け前に譲渡人及び譲受人が受けていた許可の有効期間に係らず、譲渡及び譲受けの日の翌日から5年間。

2 合併

(1)概要

建設業者である法人(以下「合併消滅法人」という。)が合併により消滅することとなる場合に、合併消滅法人等(合併消滅法人及び合併存続法人(合併後存続する法人))が、あらかじめ当該合併について、許可行政庁の認可を受けた場合は、合併存続法人又は合併により設立される法人は、当該合併の日に、合併消滅法人の建設業法の規定による建設業者としての地位を承継します。

※合併消滅法人が一般建設業の許可を受けている場合にあっては、当該一般建設業の許可を受けている合併消滅法人以外の合併消滅法人又は合併存続法人が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類建設業に係る特定建設業の許可を、合併消滅法人が特定建設業の許可を受けている場合にあっては合併存続法人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合は申請の対象となりません。

(2)許可行政庁

・合併に係る全ての法人が同一の都道府県知事の許可を受けている場合

→その許可を出している都道府県

・合併に係る法人が異なる都道府県知事の許可を受けている場合、合併に係る法人の中に国土交通大臣から許可を受けた法人がある場合

→国土交通省

※長野県知事許可に係る認可申請を国土交通大臣に行った場合は、届出書(様式第22号の9)を長野県に対して提出する必要があります。

(3)申請者

合併消滅法人等(合併消滅法人及び合併存続法人(合併後存続する法人))

(4)合併後の許可期間

合併前に合併消滅法人等が受けていた許可の有効期間に係らず、合併の日の翌日から5年間。

3 分割

(1)概要

建設業者である法人(以下「分割被承継法人」という。)が分割により建設業の全部を承継させる場合、あらかじめ当該分割について、分割被承継法人等(分割被承継法人、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人であって分割被承継法人でないもの及び分割承継法人(分割により建設業の全部を承継する法人))が許可行政庁の認可を受けた場合は、分割承継法人は、当該分割の日に、分割被承継法人の建設業法の規定による建設業者としての地位を承継します。

※分割被承継法人が一般建設業の許可を受けている場合にあつては、当該一般建設業の許可を受けている分割被承継法人以外の分割被承継法人又は分割承継法人が当該一般建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る特定建設業の許可を、分割被承継法人が特定建設業の許可を受けている場合にあつては分割承継法人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合は申請の対象となりません。

(2)許可行政庁

- ・分割に係る法人が同一の都道府県知事の許可を受けている場合
→その許可を出している都道府県
- ・分割に係る法人が異なる都道府県知事の許可を受けている場合、分割に係る法人の中に国土交通大臣から許可を受けた法人がある場合
→国土交通省

※長野県知事許可に係る認可申請を国土交通大臣に行った場合は、届出書(様式第22号の9)を長野県に対して提出する必要があります。

(3)申請者

分割被承継法人等(分割被承継法人、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人であって分割被承継法人でないもの及び分割承継法人(分割により建設業の全部を承継する法人))

(4)分割後の許可期間

分割前に分割被承継法人等が受けていた許可の有効期間に係らず、分割の日の翌日から5年間。

4 相続

(1)概要

建設業者が死亡した場合において、当該建設業者(以下「被相続人」という。)の相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により被相続人の営んでいた建設業の全部を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下「相続人」という。)が被相続人の営んでいた建設業の全部を引き続き営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後30日以内に、許可行政庁に申請を行いその認可を得ることで、建設業法の規定による被相続人の建設業者としての地位を承継します。

※被相続人が一般建設業の許可を受けていた場合にあっては、相続人が当該一般建設業の許可に係る建設業許可と同一の種類の建設業に係る特定建設業許可を、被相続人が特定建設業の許可を受けていた場合にあっては相続人が当該特定建設業の許可に係る建設業と同一の種類の建設業に係る一般建設業の許可を受けている場合は申請の対象となりません。

(2) 許可行政庁

- ・被相続人が都道府県知事の許可を受けている場合で、相続人が建設業の許可を受けていない場合
→被相続人の許可を出している都道府県
- ・被相続人と相続人が同一の都道府県知事の許可を受けている場合
→被相続人と相続人の許可を出している都道府県
- ・上記以外の場合
→国土交通省

※長野県知事許可に係る認可申請を国土交通大臣に行った場合は、P.132の届出書(様式第22号の12)を長野県に対して提出する必要があります。

(3) 申請者

相続人

(4) 相続後の許可期間

相続前に分割被承継法人等が受けていた許可の有効期間に係らず、相続の日の翌日から5年間。

※相続の認可申請を行った場合は、被相続人の死亡の日から認可を受ける日まで(又は認可しない旨の通知を受ける日まで)の間は、被相続人の許可は相続人の許可と見なされます。

譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

基本的な事項の記載の仕方については、許可申請書と同じです。

地方整備局 北海道開発局 長野県知事 殿

申請者 譲渡人 長野市大字南長野字幅下692-2-2 (株)ホクシン内装 代表取締役 北信 一郎
譲受人 長野市大字南長野字幅下692-2-1 (株)ナガノ住宅建設 代表取締役 長野 小太郎

行政庁側記入欄 大臣コード 知事 許可年月日 押印不要
許可番号 01 国土交通大臣 許可 (一般) 第 00000000 号 令和 02 年 03 月 31 日
認可申請年月日 02 令和 02 年 03 月 31 日

譲渡及び譲受け年 月 日 03 令和 02 年 03 月 31 日
譲渡及び譲受けの理由 (例) 建設事業をやめるため、建設事業を他社に譲渡するため。建設事業を親から子へ承継するため。

譲渡及び譲受けの価額 05 譲渡契約書で定めた譲渡の金額を記載 10,000,000 円
譲渡後に使用する許可番号を記載 ※原則譲渡人の番号を記載 譲受人が建設業許可を有している場合は譲受人の番号を記載

引き続き使用する許可番号 06 国土交通大臣 長野県知事 許可 (一般) 第 80000000 号
譲受人が譲受け後に営業する業種を記載(譲渡人の許可+譲受人の許可)

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業 07 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通... (1.一般 2.特定)

認可申請時において許可を受けている建設業 08 譲受人が申請時に受けている許可について記載(許可がない場合は空欄)

商号又は名称のフリガナ 09 ナガノジユウタクケンセツ

商号又は名称 10 (株)ナガノ住宅建設

代表者又は個人の氏名のフリガナ 11 ナガノコタロウ

代表者又は個人の氏名 12 長野小太郎 支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の主たる所在地市区町村 13 都道府県名 長野県 市区町村名 長野市

譲渡及び譲受け後の主たる営業所在地 14 大字南長野字幅下692-2-1

郵便番号 15 382-8570 電話番号 026-232-0111

ファックス番号 026-235-7482

法人又は個人の別 16 1 (1.法人 2.個人) 資本金額又は出資総額 100000 (千円) 法人番号 12345678XXXX

兼業の有無 17 2 (1.有 2.無) 建設業以外に行っている営業の種類 譲受人が申請時に受けている許可について記載(許可がない場合は空欄)

大臣コード 知事 許可年月日 国土交通大臣 長野県知事 許可 (一般) 第 80000000 号 令和 01 年 08 月 01 日

(第2面)

<譲渡人に関する事項>

譲渡す業種 1 9 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般) (2. 特定)

商号又は名称のフリガナ 2 0 ホ ク シ ン ナ イ ソ ウ 譲渡人の許可すべてについて記載 (許可の一部を譲渡することはできないため、譲渡しない業種については、事前に一部廃業が必要)

商号又は名称 2 1 (株) ホ ク シ ン 内 装

代表者又は個人の氏名のフリガナ 2 2 ホ ク シ ン イ チ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 2 3 北 信 一 郎 支配人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村 2 4 2 0 2 0 1 都道府県名 長野県 市区町村名 長野市

主たる営業所の所在地 2 5 大 字 南 長 野 字 幅 下 6 9 2 - 2 - 2

郵便番号 2 6 3 8 0 - 8 5 7 0 電話番号 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 9 3

ファックス番号 026-235-7293

法人又は個人の別 2 7 1 (1. 法人) (2. 個人) 資本金額又は出資総額 1 0 0 0 0 (千円) 法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 x x x x x

兼業の有無 2 8 2 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類

許可番号 2 9 2 0 大臣コード 国土交通大臣 長野県知事 許可 (一般) 3 0 第 7 0 0 0 0 0 号 許可年月日 平成 3 1 年 0 2 月 0 3 日

譲渡人が申請時に受けている許可について記載

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____

ファックス番号 _____

申請者の連絡先を記載
申請業務代行者(行政書士等)がいる場合には、その連絡先も記載する

合併認可申請書

(第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

基本的な事項の記載の仕方については、
許可申請書や譲渡及び譲受け認可申請書と
同じです。

申請者

合併の当事者法人
すべての記載が必要
(押印は不要)

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	項番	3	国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第	5	10	号	令和	11	年	13	月	15	日
許可番号	0	1													
認可申請年月日	0	2													

合併年月日 0 3 令和 年 月 日 **合併予定日を記載**

合併理由 0 4 (例) グループ会社の再編のため。
会社を統合し、新しい建設会社を立ち上げるため。

合併の価格 0 5 **契約で定めた譲渡の金額を記載** 円 **合併後に使用する許可番号を記載**
※原則合併消滅法人の番号を記載するが、合併存続法人が建設業許可を有している場合は、合併存続法人の番号を使用可能

引き続き使用する許可番号 0 6 国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第 号

<合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項>

合併後に営業しようとする建設業 0 7 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 (1. 一般 2. 特定)

認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業 0 8 合併存続法人が申請時に受けている許可について記載(許可がない場合、新設合併の場合は空欄) (1. 一般 2. 特定)

商号又は名称のフリガナ 0 9

商号又は名称 1 0

代表者の氏名のフリガナ 1 1

代表者の氏名 1 2

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード 1 3 都道府県名 市区町村名

合併後の主たる営業所の所在地 1 4

郵便番号 1 5 電話番号

ファックス番号

資本金額又は出資総額 法人番号

資本金額等 1 6 (千円) 法人番号

分割認可申請書

(第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

基本的な事項の記載の仕方については、
許可申請書や譲渡及び譲受け認可申請書と
同じです。

申請者

分割の当事者法人
すべての記載が必要
(押印は不要)

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第 号	令和 年 月 日
認可申請年月日	0 2	令和 年 月 日	

分割年月日 0 3 令和 年 月 日 **分割予定日を記載**

分割の理由 0 4 (例) グループ会社の再編のため。
建設事業を行う部署を独立させるため。

分割の価格 0 5 契約で定めた譲渡の金額を記載 円

分割後に使用する許可番号を記載
※原則合併消滅法人の番号を記載するが、
合併存続法人が建設業許可を有している
場合は、合併存続法人の番号を使用可能

引き続き使用する許可番号 0 6 国土交通大臣 知事 許可 (一般-) 第 号

<分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業 0 7 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 料

認可申請時において許可を受けている建設業 0 8

商号又は名称のフリガナ 0 9

商号又は名称 1 0

代表者の氏名のフリガナ 1 1

代表者の氏名 1 2

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード 1 3 都道府県名 市区町村名

分割後の主たる営業所の所在地 1 4

郵便番号 1 5 電話番号

ファックス番号

資本金額等 1 6 資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号

相続認可申請書

(第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

基本的な事項の記載の仕方については、
許可申請書や譲渡及び譲受け認可申請書と
同じです。

地方整備局長
北海道開発局長
知事

相続人本人について記載
(押印不要)

相続人

行政庁側記入欄

知事 項番 3 国土交通大臣 許可 (一般-) 第 5 10 号 許可年月日 11 13 15 日
 許 可 番 号 0 1 3 知事 令和 年 月 日
 認 可 申 請 年 月 日 0 2 令和 年 月 日

被 相 続 人 の 死 亡 日 0 3 令和 年 月 日 戸籍謄本のとおりに記載
 大臣 コード 知事 国土交通大臣 許可 (一般-) 第 5 10 号
 相続後に使用する許可番号を記載 ※原則被相続人の番号を記載するが、
 相続人が建設業許可を有している場合は、
 相続人の番号を使用可能

引 続 き 使 用 す る 許 可 番 号 0 4 3 国土交通大臣 許可 (一般-) 第 5 10 号
 相続人が相続後に営業する業種を記載 (相続人の許可+被相続人の許可)

<相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業 0 5 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 1. 一般 2. 特定
 認 可 申 請 時 に お い て 相 続 人 が 許 可 を 受 け て い る 建 設 業 0 6 3 5 10 15 25 30 1. 一般 2. 特定
 商 号 又 は 名 称 の フ リ ガ ナ 0 7 23 25 30 相続人が申請時に受けている許可について記載 (許可がない場合は空欄)

商 号 又 は 名 称 0 8 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40
 氏 名 の フ リ ガ ナ 0 9 3 5 10 15 20
 氏 名 1 0 3 5 10 支配人の氏名

被 相 続 人 と の 続 柄 1 1

相 続 後 の 主 た る 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 コー ド 1 2 3 5 都 道 府 県 名 市 区 町 村 名 15 20

相 続 後 の 主 た る 営 業 所 の 所 在 地 1 3 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵 便 番 号 1 4 3 5 6 電 話 番 号 10 15 20
 ファックス番号

兼 業 の 有 無 1 5 3 (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 相続人が申請時に受けている許可について記載 (許可がない場合は空欄)
 大臣 コード 知事

許 可 番 号 1 6 3 国土交通大臣 許可 (一般-) 第 5 10 号 令和 年 月 日

(第2面)

＜被相続人に関する事項＞

許可を受けていた建設業	1 7	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	(1. 一般) (2. 特定)
商号又は名称のフリガナ	1 8	被相続人が受けていた許可すべてについて記載 (許可の一部を譲渡することはできないため、 譲渡しない業種については、事前に一部廃業が必要)																														
商号又は名称	1 9																															
氏名のフリガナ	2 0																															
氏名	2 1	支配人の氏名																														
主たる営業所の所在地市区町村	2 2	3	5	都道府県名														市区町村名														
主たる営業所の所在地	2 3																															
郵便番号	2 4	3	5	6	電話番号											10	15	20														
		ファックス番号																														

兼業の有無	2 5	3	(1. 有) (2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類																							
許可番号	2 6	3	大臣知事	国土交通大臣知事許可 (般 特)										第	5	10	号	許可年月日			11	13	15	日			

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等	氏名	電話番号
ファックス番号		

申請者の連絡先を記載
申請業務代行者(行政書士等)がいる場合には、その連絡先も記載する

譲渡及び譲受け、合併、分割認可申請の際に使用する様式

誓 約 書

申請者は、建設業法施行規則第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する同規則第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
長野県知事 殿

認可申請書に記載された全ての申請者の記載が必要（押印は不要）

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

↑
相続認可申請の際に使用する様式

誓 約 書

申請者は、建設業法施行規則第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する同規則第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
長野県知事 殿

↑
認可申請書に記載された相続人の記載が必要（押印は不要）

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

譲渡・譲受け認可申請書と添付書類

※原則として譲受人に係る書類を作成・提出してください。書類の記載は許可申請に準じて行ってください。
 ※長野県知事許可に係る認可申請を、国土交通大臣に提出した場合は、届出書（様式22号の9）の提出が必要です。

区分	繰る順序	様式番号	申請書及び添付書類	備考
閲覧対象書類	1	様式第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	
	2	別紙1	役員等の一覧表〔法人〕	
	3	別紙2	営業所一覧表	
	4	別紙3	専任技術者一覧表	
	5	様式第2号	工事経歴書 ※申請直前の事業年度に施工した工事を記載	
	6	様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
	7	様式第4号	使用人数	
	8	様式第6号	誓約書（欠格要件に該当しない旨の誓約書）	
	9	様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
	10	様式第15号	貸借対照表〔法人〕	
	(10)	様式第18号	貸借対照表〔個人〕	
	11	様式第16号	損益計算書・完成工事原価報告書〔法人〕	
	(11)	様式第19号	損益計算書〔個人〕	
	12	様式第17号	株主資本等変動計算書〔法人〕	
	13	様式第17号の2	注記表〔法人〕	
	14	様式第17号の3	附属明細表（注）	
	15		定款〔法人〕	
	16	様式第20号	営業の沿革	
17	様式第20号の2	所属建設業者団体		
18	様式第20号の3	主要取引金融機関名		
閲覧対象外書類	1	様式第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	
	2	別紙	常勤役員等の略歴書	
	(1)	様式第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ※様式第7号で証明する場合は提出不要(2-1, 2-2も同様)	
	(2-1)	別紙1	常勤役員等の略歴書	
	(2-2)	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
	3	様式第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	
	4		卒業証明書	
		様式第9号	実務経験証明書 技術検定合格証明書等の資格証明書の写し（監理技術者資格者証の写しでも可）	
	5	様式第10号	指導監督的実務経験証明書 ※特定建設業の申請の場合のみ	
	6	様式第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人）の住所・生年月日等に関する調査	
	7	様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	
	8	様式第14号	株主（出資者）調査〔法人〕	
	9	様式第22号の6	誓約書（認可後必要な届出等をする旨の誓約書）	
	10		譲渡及び譲受けに関する契約書の写し	法人である場合は、株主総会等で承認を受けたもの（会社法で株主総会等での承認が不要とされている場合を除く）
	11		譲渡若しくは譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類〔法人〕	譲渡人又は譲受人が法人である場合に提出（例）株式会社の場合は、株主総会の議事録（株主総会の承認が不要である場合は、取締役会の議事録）
	12		登記事項証明書	
13		納税証明書（県税、建設業許可申請用）		
14		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」は、個人事業主、個人事業主の支配人、法人の役員及び令第3条の使用人について、提出が必要です。	
15		成年被後見人又は被保佐人と見なされる者に該当せず、又破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）		
16		法人番号が確認できる書類		

〔法人〕：法人の場合に提出が必要 〔個人〕：個人事業主の場合に提出が必要

（注）資本金1億円超又は負債総額200億円超の株式会社、但し有価証券報告書提出会社の場合はその写しで可

- ※ 代理人に手続きを委任する場合は、委任状の提出が必要です。
 - ※ 申請書類は原則として押印不要ですが、代理人に手続きを委任する委任状や第三者から発行される証明書等（登記事項証明書、納税証明書、身分証明書、卒業証明書、資格者証等）は、押印のあるものが必要です。
 - ※上記の他に、確認書類の提出（手引P13～）が必要です。
- また、必要に応じて別途他の書類の提出を求める場合があります。

合併認可申請書と添付書類

※原則として合併存続法人等（合併後存続する法人又は合併により設立させる法人）に係る書類を作成・提出してください。また、書類の記載は許可申請に準じて行ってください。

※長野県知事許可に係る認可申請を、国土交通大臣に提出した場合は、届出書（様式22号の9）の提出が必要です。

区分	綴る順序	様式番号	申請書及び添付書類	備考
閲覧対象書類	1	様式第22号の7	合併認可申請書	
	2	別紙1	役員等の一覧表	
	3	別紙2	営業所一覧表	
	4	別紙3	専任技術者一覧表	
	5	様式第2号	工事経歴書 ※申請直前の事業年度に施工した工事を記載	新設合併の場合は不要
	6	様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	新設合併の場合は不要
	7	様式第4号	使用人数	
	8	様式第6号	誓約書（欠格要件に該当しない旨の誓約書）	
	9	様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
	10	様式第15号	貸借対照表（法人用）	新設合併の場合は不要
	11	様式第16号	損益計算書・完成工事原価報告書（法人用）	新設合併の場合は不要
	12	様式第17号	株主資本等変動計算書	新設合併の場合は不要
	13	様式第17号の2	注記表	新設合併の場合は不要
	14	様式第17号の3	附属明細表（注）	新設合併の場合は不要
	15		定款	
	16	様式第20号	営業の沿革	新設合併の場合は不要
	17	様式第20号の2	所属建設業者団体	新設合併の場合は不要
	18	様式第20号の3	主要取引金融機関名	
閲覧対象外書類	1	様式第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	
	2	別紙	常勤役員等の略歴書	
	(1)	様式第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ※様式第7号で証明する場合は提出不要(2-1, 2-2も同様)	
	(2-1)	別紙1	常勤役員等の略歴書	
	(2-2)	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
	3	様式第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	
	4		卒業証明書	
		様式第9号	実務経験証明書 技術検定合格証明書等の資格証明書の写し（監理技術者資格者証の写しでも可）	
	5	様式第10号	指導監督的実務経験証明書 ※特定建設業の申請の場合のみ	
	6	様式第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人）の住所・生年月日等に関する調書	
	7	様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	
	8	様式第14号	株主（出資者）調書	
	9	様式第22号の6	誓約書（認可後必要な届出等をする旨の誓約書）	
	10		合併契約書の写し及び合併比率説明書	法人である場合は、株主総会等で承認を受けたもの（会社法で株主総会等での承認が不要とされている場合を除く）
	11		合併の方法及び条件が記載された書面	
	12		合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類	合併に関係する法人のものを提出 (例) 株式会社の場合は、株主総会の議事録（株主総会の承認が不要である場合は、取締役会の議事録）
	13		登記事項証明書	新設合併の場合は不要
14		納税証明書（県税、建設業許可申請用）	新設合併の場合は不要	
15		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (登記されていないことの証明書)	「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」は、法人の役員及び令第3条の使用人について、提出が必要です。	
16		成年被後見人又は被保佐人と見なされる者に該当せず、又破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）		
17		法人番号が確認できる書類		

(注) 資本金1億円超又は負債総額200億円超の株式会社、但し有価証券報告書提出会社の場合はその写しで可

※ 代理人に手続きを委任する場合は、委任状の提出が必要です。

※ 申請書類は原則として押印不要ですが、代理人に手続きを委任する委任状や第三者から発行される証明書等（登記事項証明書、納税証明書、身分証明書、卒業証明書、資格者証等）は、押印のあるものが必要です。

※上記の他に、確認書類の提出（手引P13～）が必要です。

また、必要に応じて別途他の書類の提出を求める場合があります。126

分割認可申請書と添付書類

※原則として分割承継法人（分割により建設業の全部を承継する法人）に係る書類を作成・提出してください。また、書類の記載は許可申請に準じて行ってください。

※長野県知事許可に係る認可申請を、国土交通大臣に提出した場合は、届出書（様式22号の9）の提出が必要です。

区分	繰る順序	様式番号	申請書及び添付書類	備考
閲覧対象書類	1	様式第22号の8	分割認可申請書	
	2	別紙1	役員等の一覧表	
	3	別紙2	営業所一覧表	
	4	別紙3	専任技術者一覧表	
	5	様式第2号	工事経歴書 ※申請直前の事業年度に施工した工事を記載	新設分割の場合は不要
	6	様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	新設分割の場合は不要
	7	様式第4号	使用人数	
	8	様式第6号	誓約書（欠格要件に該当しない旨の誓約書）	
	9	様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
	10	様式第15号	貸借対照表（法人用）	新設分割の場合は不要
	11	様式第16号	損益計算書・完成工事原価報告書（法人用）	新設分割の場合は不要
	12	様式第17号	株主資本等変動計算書	新設分割の場合は不要
	13	様式第17号の2	注記表	新設分割の場合は不要
	14	様式第17号の3	附属明細表（注）	新設分割の場合は不要
	15		定款	
	16	様式第20号	営業の沿革	新設分割の場合は不要
	17	様式第20号の2	所属建設業者団体	新設分割の場合は不要
	18	様式第20号の3	主要取引金融機関名	
閲覧対象外書類	1	様式第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	
	2	別紙	常勤役員等の略歴書	
	(1)	様式第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ※様式第7号で証明する場合は提出不要(2-1, 2-2も同様)	
	(2-1)	別紙1	常勤役員等の略歴書	
	(2-2)	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
	3	様式第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	
	4		卒業証明書	
		様式第9号	実務経験証明書 技術検定合格証明書等の資格証明書の写し（監理技術者資格者証の写しでも可）	
	5	様式第10号	指導監督的実務経験証明書 ※特定建設業の申請の場合のみ	
	6	様式第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人）の住所・生年月日等に関する調書	
	7	様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所・生年月日等に関する調書	
	8	様式第14号	株主（出資者）調書	
	9	様式第22号の6	誓約書（認可後必要な届出等をする旨の誓約書）	
	10		分割契約書又は分割計画書の写し	法人である場合は、株主総会等で承認を受けたもの（会社法で株主総会等での承認が不要とされている場合を除く）
	11		分割の方法及び条件が記載された書面	
	12		分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類	分割に関する法人のものを提出 （例）株式会社の場合は、株主総会の議事録（株主総会の承認が不要である場合は、取締役会の議事録）
	13		登記事項証明書	新設分割の場合は不要
14		納税証明書（県税、建設業許可申請用）	新設分割の場合は不要	
15		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」は、法人の役員及び令第3条の使用人について、提出が必要です。	
16		成年被後見人又は被保佐人と見なされる者に該当せず、又破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）		
17		法人番号が確認できる書類		

（注）資本金1億円超又は負債総額200億円超の株式会社、但し有価証券報告書提出会社の場合はその写しで可

※ 代理人に手続きを委任する場合は、委任状の提出が必要です。

※ 申請書類は原則として押印不要ですが、代理人に手続きを委任する委任状や第三者から発行される証明書等（登記事項証明書、納税証明書、身分証明書、卒業証明書、資格者証等）は、押印のあるものがが必要です。

※上記の他に、確認書類の提出（手引P13～）が必要です。

また、必要に応じて別途他の書類の提出を求める場合があります。127

相続認可申請書と添付書類

※被相続人の死亡から30日以内に申請してください。
 ※原則として申請者（相続人）に係る書類を作成・提出してください。また、書類の記載は許可申請に準じて行ってください。
 ※長野県知事許可に係る認可申請を、国土交通大臣に提出した場合は、届出書（様式22号の12）の提出が必要です。

区分	綴る順序	様式番号	申請書及び添付書類	備考
閲覧対象書類	1	様式第22号の10	相続認可申請書	
	2	別紙2	営業所一覧表	
	3	別紙3	専任技術者一覧表	
	4	様式第2号	工事経歴書 ※申請直前の事業年度に施工した工事を記載	
	5	様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
	6	様式第4号	使用人数	
	7	様式第6号	誓約書（欠格要件に該当しない旨の誓約書）	
	8	様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
	9	様式第18号	貸借対照表（個人用）	
	10	様式第19号	損益計算書（個人用）	
	11	様式第20号	営業の沿革	
	12	様式第20号の2	所属建設業者団体	
	13	様式7号の3	健康保険等の加入状況	
	14	様式第20号の3	主要取引金融機関名	
閲覧対象外書類	1	様式第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書	
	2	別紙	常勤役員等の略歴書	
	(1)	様式第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ※様式第7号で証明する場合は提出不要(2-1, 2-2も同様)	
	(2-1)	別紙1	常勤役員等の略歴書	
	(2-2)	別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
	3	様式第8号	専任技術者証明書（新規・変更）	
	4		卒業証明書	
		様式第9号	実務経歴証明書 技術検定合格証明書等の資格証明書の写し（監理技術者資格者証の写しでも可）	
	5	様式第10号	指導監督の実務経歴証明書 ※特定建設業の申請の場合のみ	
	6	様式第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人）の住所・生年月日等に関する調書	
	7	様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所・生年月日等に関する調書	
	8	様式第22号の11	誓約書（認可後必要な届出等をする旨の誓約書）	健康保険等の加入状況（様式第7号の3）を提出しない場合
	9		戸籍謄本等	被相続人と申請者（相続人）の続柄が確認できるもの
	10		被相続人が営業していた建設業を、申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書	申請者以外に相続人がいる場合に必要（申請者以外の相続人が、同意の上、住所・氏名を記載して、押印したもの）
	11		登記事項証明書	支配人の登記をしている場合
12		納税証明書（県税、建設業許可申請用）		
13		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」は、個人事業主、個人事業主の支配人及び令第3条の使用人について、提出が必要です。 </div>	
14		成年被後見人又は被保佐人と見なされる者に該当せず、又破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）		
15		法人番号が確認できる書類		

※ 代理人に手続きを委任する場合は、委任状の提出が必要です。
 ※ 申請書類は原則として押印不要ですが、代理人に手続きを委任する委任状や第三者から発行される証明書等（登記事項証明書、納税証明書、身分証明書、卒業証明書、資格者証等）は、押印のあるものが必要です。
 ※ 上記の他に、確認書類の提出（手引P13～）が必要です。
 また、必要に応じて別途他の書類の提出を求める場合があります。

認可後の届出書類

※建設業者の地位を承継した者は、承継の事実が発生した後に以下の書類の届出が必要です。
 ※必要に応じて別途他の書類の提出・提示を求める場合があります。

(1) 譲渡の譲受人、合併存続法人、分割承継法人（新設分割により設立された法人は除く）、相続人（相続認可申請時に提出した場合は除く）

	様式番号	書類名	提出期限
1	様式第7号の3	健康保険等の加入状況（手引P62～63参照）	承継の日から2週間以内
2		健康保険等の加入状況が確認できる書類（手引P13参照）	
3		常勤役員等、専任技術者の常勤性を確認する資料（手引P14～17参照） ※申請時に提出できなかった場合に必要（保険証で確認できない場合は1か月分の出勤簿等）	承継の日から40日以内

(2) 合併により新設された法人、新設分割により設立された法人

	様式番号	書類名	提出期限
1	様式第7号の3	健康保険等の加入状況（手引P62～63参照）	承継の日から2週間以内
2		健康保険等の加入状況が確認できる書類（手引P13参照）	
3		常勤役員等、専任技術者の常勤性を確認する資料（手引P14～17参照） ※申請時に提出できなかった場合に必要（保険証で確認できない場合は1か月分の出勤簿等）	承継の日から40日以内
4	様式第20号	営業の沿革（手引P60参照）	承継の日から30日以内
5	様式第20号の2	所属建設業者団体（手引P61参照）	
6		登記事項証明書（手引P97参照）	

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

長野県知事許可の建設業者が、国土交通大臣許可の業者又は長野県以外の都道府県知事許可の業者と譲渡及び譲受け・合併・分割の認可申請を行った場合に、長野県に提出が必要です。

届 出 書

令和 年 月 日

長野県知事 殿

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
ナガノ土木株式会社

届出者 代表取締役 長野 小次郎

押印不要

以下のとおり、国土交通大臣に 譲渡及び譲受け
合併
分割 の認可の申請を行いましたので届出をします。

不要なものを消してください。

記

1. 届出者に関する事項

名称	ナガノ土木株式会社
許可番号	長野県知事許可（般－1）第 600000 号
許可を受けている建設業	土、と、舗

届出者の許可について記載

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	届出者と同一

譲渡人等の許可について記載
(届出者と同一である場合はその旨を記載)

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	トウキョウ譲受株式会社
許可番号	国土交通大臣許可（特－30）第 750000 号
許可を受けている建設業	建、大、屋、夕、鋼、内

譲受人等の許可について記載
(届出者と同一である場合はその旨を記載)

(3) その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	関東地方整備局
	申請を行った日	令和3年1月20日
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		令和3年5月10日

記載要領

- 1 「

譲渡及び譲受け	}
合	
分	

併割」については、不要なものを消すこと。
- 2 2.（2）について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2.（1）又は（2）について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同一」と記載することで、2.（1）又は（2）の名称以外の部分については記載を要しない。

長野県知事許可に係る相続認可申請を、国土交通大臣に行った場合に、長野県に提出が必要です。

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

届 出 書

届出日を記入してください。

令和 年 月 日

長野県知事 殿

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

ミナミナガノハバシタ建設

届出者 南長野 太郎

押印不要

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、~~相続人~~
~~被相続人~~
に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする ~~相続人~~
~~被相続人~~ に関する事項

不要なものを消してください。

名称	ミナミナガノハバシタ建設
許可番号	長野県知事許可（般－1）第 850000 号
許可を受けている 建設業	と、解

2. 届出者に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている 建設業	届出者と同一

届出者の許可について記載
(届出者が相続人であり、相続人の事項について届出する場合は、その旨を記載)

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	関東地方整備局
	申請を行った日	令和3年2月1日
被相続人の死亡日		令和3年1月19日

記載要領

- 「相続人
被相続人」については、不要なものを消すこと。
1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

参 考

表1 建設工事の内容と例示

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年建設省通達第46号)	許可業種区分の考え方等 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		<p>「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。（と）参照</p> <p>公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事は「土木一式工事」である。（管）、（水）参照</p> <p>農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「土木一式工事」に該当する。（水）参照</p>
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<p>防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p> <p>ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p> <p>建築物に対するモルタル等の吹付けが「左官工事」における「吹付け工事」に該当する。（と）参照</p>
とび・土工・コンクリート工事	<p>イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬設置、鉄骨等の組立て等を行う工事</p> <p>ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事</p> <p>ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事</p> <p>ニ コンクリートにより工作物を築造する工事</p> <p>ホ その他基礎的ないしは準備的工事</p>	<p>イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事</p> <p>ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事</p> <p>ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事</p> <p>ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事</p> <p>ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事</p>	<p>根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」である。（石）、（タ）参照</p> <p>既に加工作された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。（鋼）参照</p> <p>「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式」に該当する。</p> <p>「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事の総称である。</p>

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年建設省通達第46号)	許可業種区分の考え方等 (建設業許可事務ガイドライン)
			<p>「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。(左)参照</p> <p>「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</p> <p>「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</p> <p>現場で屋外広告物の制作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p> <p>ほ装工事に併せて施工されるガードレール設置工事は「ほ装工事」ではなく、「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。</p> <p>トンネル防水工事等の土木系防水工事は「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。(防)参照</p>
石 工 事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。(と)、(夕)参照
屋 根 工 事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<p>「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、またこれら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</p> <p>屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。(電)参照</p>
電 気 工 事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。(屋)参照

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年建設省通達第46号)	許可業種区分の考え方等 (建設業許可事務ガイドライン)
管 工 事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<p>「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>上下水道に関する施設の建設工事のうち、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」である。 (土)、(水)参照</p> <p>し尿処理に関する施設の内、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む）によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当する。 (水)、(清)参照</p> <p>建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当する。(機)参照</p>
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<p>コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・レンガ・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。(と)、(石)参照</p> <p>「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。(屋)参照</p> <p>「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p>
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<p>鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」である。 (と)参照</p> <p>現場で屋外広告物の制作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」である (と) 参照</p>
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	<p>『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧継手、溶接継手、機械式継手等がある。</p>
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<p>舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事は、「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。</p>

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年建設省通達第46号)	許可業種区分の考え方等 (建設業許可事務ガイドライン)
			人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは「舗装工事」に該当する。
しゅんせつ工	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	「建築板金工事」とは、建築物の内装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や、厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみである。(と)参照 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音版、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	「機械器具設置工事」には広く全ての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらは原則としてそれぞれの専門工事の方に区分し、いずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が該当する。 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事である。(管)参照

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年建設省通達第46号)	許可業種区分の考え方等 (建設業許可事務ガイドライン)
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は「電気通信設備工事」に該当する。 なお、保守(電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう)に関する役務の提供等の業務は、「電気通信工事」に該当しない。
造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 「屋上緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する工事である。 「植栽工事」には、植生を復元する工事が含まれる。 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」に該当する。(土)、(管)参照 し尿処理に関する施設の内、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当する。(管)、(清)参照 農業用水道、かんがい用排水施設等の工事は「土木一式工事」に該当する。

建設工事の種類	建設工事の内容 (昭和47年建設省告示第350号)	建設工事の例示 (昭和47年建設省通達第46号)	許可業種区分の考え方等 (建設業許可事務ガイドライン)
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	「金属製避難はしご」とは、火災時等のみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等は該当しない。このような固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	し尿処理に関する施設の内、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。(管)、(水)参照 公害防止施設を単体で設置する工事は「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

表 2-1 技術者有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業+実務経験（3年又は5年））

「4」…法第7条第2号ロ該当（実務経験10年以上）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格者等）

「7※」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）

「7〇」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号イ該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
02	法第7条第2号ロ該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業 「技術検定」	11	一級 建設機械施工管理技士 *13	7			7							7																	
	12	二級 建設機械施工管理技士（第1種～第6種） *13	7			7							7																	
	13	一級 土木施工管理技士 *4	7			7※	7	7	7※			7※	7	7				7	7※		7※		7※		7※	7		7※	7	
	1H	一級 土木施工管理技士補				7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※				7※	7※		7※		7※		7※	7※		7※	7※	
	14	二級 土木施工管理技士（土木） *4	7			7〇	7	7	7〇			7〇	7	7				7〇	7〇		7〇		7〇		7〇	7		7〇	7	
	1J	二級 土木施工管理技士補（土木）				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇				7〇	7〇		7〇		7〇		7〇	7〇		7〇	7〇	
	15	二級 土木施工管理技士（鋼構造物塗装）				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇				7	7〇		7〇		7〇		7〇	7〇		7〇	7〇	
	1K	二級 土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇				7〇	7〇		7〇		7〇		7〇	7〇		7〇	7〇	
	16	二級 土木施工管理技士（薬液注入）				7〇	7	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇				7〇	7〇		7〇		7〇		7〇	7〇		7〇	7〇	
	1L	二級 土木施工管理技士補（薬液注入）				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇				7〇	7〇		7〇		7〇		7〇	7〇		7〇	7〇	
	20	一級 建築施工管理技士 *4		7	7	7	7	7	7			7	7	7				7	7	7	7	7	7	7			7	7	7	7
	2C	一級 建築施工管理技士補				7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※				7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※	7※
	21	二級 建築施工管理技士（建築） *4		7	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇				7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	
	22	二級 建築施工管理技士（躯体） *4			7	7〇	7	7〇	7〇			7	7	7				7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	
	23	二級 建築施工管理技士（仕上げ）			7	7	7〇	7	7			7	7〇					7	7	7	7	7	7			7	7	7	7	7
	2D	二級 建築施工管理技士補			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇					7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇	7〇	7〇
	27	一級 電気工事施工管理技士								7											7※								7※	
	2E	一級 電気工事施工管理技士補																			7※								7※	
	28	二級 電気工事施工管理技士								7											7〇								7〇	
	2F	二級 電気工事施工管理技士補																			7〇								7〇	
	29	一級 管工事施工管理技士									7		7※	7※	7※						7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※
	2G	一級 管工事施工管理技士補											7※	7※	7※						7※	7※		7※	7※	7※	7※	7※	7※	7※
	30	二級 管工事施工管理技士									7		7〇	7〇	7〇						7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇
	3A	二級 管工事施工管理技士補											7〇	7〇	7〇						7〇	7〇		7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇
	31	一級 電気通信工事施工管理技士																											7	
	32	二級 電気通信工事施工管理技士																											7	
	33	一級 造園施工管理技士				7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※							7※	7※		7※	7	7※	7※	7※	7※	7※
	3D	一級 造園施工管理技士補				7※	7※	7※	7※			7※	7※	7※							7※	7※		7※	7	7※	7※	7※	7※	7※
	34	二級 造園施工管理技士				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇							7〇	7〇		7〇	7	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇
	3E	二級 造園施工管理技士補				7〇	7〇	7〇	7〇			7〇	7〇	7〇							7〇	7〇		7〇	7	7〇	7〇	7〇	7〇	7〇
	建築士法 「建築士試験」	37	一級 建築士		7	7				7			7	7							7									
		38	二級 建築士		7	7				7			7								7									
		39	木造建築士			7																								
	技術士法 「技術士試験」	41	建設・総合技術監理（建設） *5	7			7			7				7	7										7					7
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」） *5	7			7			7				7	7										7					7
43		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	7			7																								
44		電気・電子・総合技術監理（電気・電子）							7																				7	
45		機械・総合技術監理（機械）																											7	
46		機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）								7																			7	
47		上下水道・総合技術監理（上下水道）									7																		7	
48		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									7																7		7	
49		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	7			7																								
50		森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																											7	
51		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	7			7																							7	
52		衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									7																			
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									7																			7	
54	衛生工学「廃棄物管理」又は「汚物処理」*1・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									7																			7	

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	登録トンネル基幹技能者				7																									
	登録建設塗装基幹技能者																7													
	登録左官基幹技能者			7																										
	登録機械土工基幹技能者				7																									
	登録海上起重基幹技能者												7																	
	登録PC基幹技能者				7							7																		
	登録鉄筋基幹技能者											7																		
	登録圧接基幹技能者											7																		
	登録型枠基幹技能者			7																										
	登録配管基幹技能者									7																				
	登録鳶・土工基幹技能者				7																									
	登録切断穿孔基幹技能者				7																									
	登録内装仕上工事基幹技能者																		7											
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									7				
	登録エクステリア基幹技能者				7	7				7																				
	登録建築板金基幹技能者							7								7														
	登録外壁仕上基幹技能者				7													7	7											
	登録ダクト基幹技能者									7																				
36 *6	登録保温保冷基幹技能者																					7								
	登録グラウト基幹技能者				7																									
	登録冷凍空調基幹技能者									7																				
	登録運動施設基幹技能者					7							7												7					
	登録基礎工基幹技能者					7																								
	登録タイル張り基幹技能者											7																		
	登録標識・路面標示基幹技能者					7													7											
	登録消火設備基幹技能者																													7
	登録建築大工基幹技能者				7																									
	登録硝子工事基幹技能者																													
	登録土工基幹技能者					7																								
	登録ALC基幹技能者											7																		
	登録ウレタン断熱基幹技能者																													7
	登録発破・破砕基幹技能者					7																								
	登録建築測量基幹技能者					7																								
	登録解体基幹技能者																													7
	登録圧入工基幹技能者					7																								
	登録送電線工事基幹技能者					7				7																				
	登録さく井基幹技能者																												7	
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

- * 1 「汚物処理」は、昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。
- * 2 電気工事士法による「電気工事士試験」、電気事業法による「電気主任技術者国家試験等」、電気通信事業法による「電気通信主任技術者試験」
- * 3 水道法による「給水装置工事主任技術者試験」
- * 4 平成27年度までの合格者に対しては、当該技術検定合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 5 当面の間、当該試験に合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 6 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められる。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行う。
- * 7 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- * 8 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- * 9 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- * 10 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- * 11 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- * 12 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- * 13 令和1年度までの合格者の名称は「建設機械施工技士」です。
- * 14 「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限られます。（資格者証の交付を受けた後3年以上の実務経験が必要）

表 2-2 技術者有資格コード一覧（特定建設業）

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
 「8※」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
 「8〇」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

■は指定建設業7業種

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
01	法第7条第2号イ 該当			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		
02	法第7条第2号ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5		
03	法第15条第2号ハ 該当(同号イと同等以上)	3	3						3	3		3	3										3								
04	法第15条第2号ハ 該当(同号ロと同等以上)			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6		
建設業 「技術者有資格コード」	11	一級 建設機械施工管理技士 *13	9				9							9																	
	12	二級 建設機械施工管理技士(第1種~第6種) *13					8																								
	13	一級 土木施工管理技士 *4	9			8※	9	9	8※			8※	9	8※	9	9		9	8※		8※				8※		9		8※	9	
	1H	一級 土木施工管理技士補				8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※				8※	8※		8※				8※		8※		8※	8※	
	14	二級 土木施工管理技士(土木) *4				8〇	8	8	8〇			8〇	8〇	8			8〇	8〇		8〇		8〇			8〇		8		8〇	8	
	1J	二級 土木施工管理技士補(土木)				8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8〇	8〇		8〇		8〇			8〇		8〇		8〇	8〇	
	15	二級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装)				8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8	8〇		8〇		8〇			8〇		8〇		8〇	8〇	
	1K	二級 土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)				8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8〇	8〇		8〇		8〇			8〇		8〇		8〇	8〇	
	16	二級 土木施工管理技士(薬液注入)				8〇	8	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8〇	8〇		8〇		8〇			8〇		8〇		8〇	8〇	
	1L	二級 土木施工管理技士補(薬液注入)				8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8〇	8〇		8〇		8〇			8〇		8〇		8〇	8〇	
	20	一級 建築施工管理技士 *4		9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9	8※	9				9	8※	8※	8※	9
	2C	一級 建築施工管理技士補				8※	8※	8※	8※	8※			8※	8※			8※	8※	8※	8※	8※	8※	8※				8※	8※	8※	8※	8※
	21	二級 建築施工管理技士(建築) *4				8〇	8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇				8〇	8〇	8〇	8〇	8
	22	二級 建築施工管理技士(躯体) *4				8	8〇	8	8〇	8〇			8	8			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇				8〇	8〇	8〇	8〇	8
	23	二級 建築施工管理技士(仕上げ)				8	8	8〇	8	8			8	8〇			8	8	8	8	8	8〇	8				8	8〇	8〇	8〇	8〇
	2D	二級 建築施工管理技士補				8〇	8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	8〇				8〇	8〇	8〇	8〇	8〇
	27	一級 電気工事施工管理技士								9												8※								8※	
	2E	一級 電気工事施工管理技士補																				8※								8※	
	28	二級 電気工事施工管理技士																				8〇								8〇	
	2F	二級 電気工事施工管理技士補																				8〇								8〇	
	29	一級 管工事施工管理技士									9			8※	8※	8※						8※	8※				8※	8※	8※	8※	
	2G	一級 管工事施工管理技士補												8※	8※	8※						8※	8※				8※	8※	8※	8※	
	30	二級 管工事施工管理技士												8〇	8〇	8〇						8〇	8〇				8〇	8〇	8〇	8〇	
	3A	二級 管工事施工管理技士補												8〇	8〇	8〇						8〇	8〇				8〇	8〇	8〇	8〇	
	31	一級 電気通信工事施工管理技士																						9							
	32	二級 電気通信工事施工管理技士																						8							
	33	一級 造園施工管理技士					8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※			8※	8※		8※		8※			9	8※	8※	8※	8※	
	3D	一級 造園施工管理技士補					8※	8※	8※	8※			8※	8※	8※			8※	8※		8※		8※			8※	8※	8※	8※	8※	
	34	二級 造園施工管理技士					8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8〇	8〇		8〇		8〇			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	
	3E	二級 造園施工管理技士補					8〇	8〇	8〇	8〇			8〇	8〇	8〇			8〇	8〇		8〇		8〇			8〇	8〇	8〇	8〇	8〇	
	建築士法 「建築士試験」	37	一級 建築士		9	9			9			9	9								9										
		38	二級 建築士			8			8			8									8										
39		木造建築士			8																										
技術士法 「技術士試験」	41	建設・総合技術監理(建設) *5	9				9						9	9										9					9		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」) *5	9				9						9	9										9					9		
	43	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	9				9																								
	44	電気・電子・総合技術監理(電気・電子)							9														9								
	45	機械・総合技術監理(機械)																				9									
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)												9								9									
	47	上下水道・総合技術監理(上下水道)											9															9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)											9														9	9			
	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	9				9										9														
	50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)																								9					
	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	9				9																			9					
	52	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)											9																		
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)											9															9				
54	衛生工学「廃棄物管理」又は「汚物処理」*1・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)											9															9	9			

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
電電 気気 工事通 事業信 士業事 法業法	免 状	55	第一種 電気工事士																												
		56	第二種 電気工事士 3年																												
		58	電気主任技術者（第1種～第3種） 5年																												
		59	電気通信主任技術者 5年																						8						
		*2	35	工事担任者 3年 *14																					8						
水 道 法 *3	免 状	65	給水装置工事主任技術者 1年																												
消 防 法	免 状	68	甲種消防設備士																											8	
		69	乙種消防設備士																											8	
職 業 能 力 開 発 促 進 法 一 技 能 検 定 一	合 格 証 書	57	とび・とび工				8																							8	
		64	型枠施工		8	8																									
		66	ウェルポイント施工				8																								
		67	路面標示施工															8													
		70	建築板金(選択科目「ダクト板金作業」)					8									8														
		71	建築大工		8																										
		72	左官			8																									
		73	コンクリート圧送施工				8																								
		74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																												
		75	給排水衛生設備配管																												
		76	配管*8・配管工																												
		77	タイル張り・タイル張り工									8																			
		78	築炉・築炉工・れんが積み									8																			
		79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8			8																				
		80	石工・石材施工・石積み					8																							
		81	鉄工*8・製罐																												
		82	鉄筋組立て・鉄筋施工*9												8																
		83	工場板金															8													
		84	建築板金(選択科目「内外装板金作業」) 板金工・板金(選択科目「建築板金作業」に限る)*10					8										8													
		85	板金・板金工・打出し板金															8													
		86	かわらぶき・スレート施工					8																							
		87	ガラス施工																8												
		88	塗装*12・木工塗装・木工塗装工																8												
		89	建築塗装・建築塗装工																8												
		90	金属塗装・金属塗装工																8												
		91	噴霧塗装																8												
		92	畳製作・畳工																			8									
		93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施 工・表装・表具・表具工																			8									
94	熱絶縁施工																				8										
95	建具製作・建具工・木工*12・カーテンウォール施工・サッシ施 工																									8					
96	造園																														
97	防水施工																			8											
98	さく井																									8					
3 6 *6	3 6 *6	40	基礎ぐい工事				8																								
		60	解体工事																											8	
		61	地すべり防止工事 1年				8																				8				
		62	建築設備士 1年																												
		63	計装 1年																												
		登録電気工事基幹技能者																							8						
		登録橋梁基幹技能者					8																								
登録造園基幹技能者																															
登録コンクリート圧送基幹技能者					8																										
登録防水基幹技能者																				8											

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
36 *6	登録トンネル基幹技能者					8																								
	登録建設塗装基幹技能者																	8												
	登録左官基幹技能者				8																									
	登録機械土工基幹技能者					8																								
	登録海上起重基幹技能者																8													
	登録PC基幹技能者					8							8																	
	登録鉄筋基幹技能者												8																	
	登録圧接基幹技能者												8																	
	登録型枠基幹技能者				8																									
	登録配管基幹技能者																													
	登録薦・土工基幹技能者					8																								
	登録切断穿孔基幹技能者					8																								
	登録内装仕上工事基幹技能者																			8										
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																									8				
	登録エクステリア基幹技能者					8	8				8																			
	登録建築板金基幹技能者							8									8													
	登録外壁仕上基幹技能者					8													8	8										
	登録ダクト基幹技能者																													
	登録保温保冷基幹技能者																					8								
	登録グラウト基幹技能者					8																								
	登録冷凍空調基幹技能者																													
	登録運動施設基幹技能者					8																								
	登録基礎工基幹技能者					8																								
	登録タイル張り基幹技能者											8																		
	登録標識・路面標示基幹技能者					8													8											
	登録消火設備基幹技能者																												8	
	登録建築大工基幹技能者				8																									
	登録硝子工事基幹技能者																	8												
	登録土工基幹技能者					8																								
	登録ALC基幹技能者											8																		
登録ウレタン断熱基幹技能者																					8									
登録発破・破砕基幹技能者					8																									
登録建築測量基幹技能者					8																									
登録解体基幹技能者																													8	
登録圧入工基幹技能者					8																									
登録送電線工事基幹技能者					8																									
登録さく井基幹技能者																									8					
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）		8	8	8	8	8		8		8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

- * 1 「汚物処理」は、昭和57年総理府令第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。
- * 2 電気工事士法による「電気工事士試験」、電気事業法による「電気主任技術者国家試験等」、電気通信事業法による「電気通信主任技術者試験」
- * 3 水道法による「給水装置工事主任技術者試験」
- * 4 平成27年度までの合格者に対しては、当該技術検定合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 5 当面の間、当該試験に合格後、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要
- * 6 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められる。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行う。
- * 7 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- * 8 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- * 9 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- * 10 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
- * 11 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- * 12 塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- * 13 令和2年度までの合格者の名称は「建設機械施工技士」です。
- * 14 「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は「総合通信」の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限られます。（資格者証の交付を受けた後3年以上の実務経験が必要）

表3 建設業の業種別指定学科

(建設業法施行規則第1条〔建設業法第7条第2号イに規定する学科〕)

許可を受けようとする 建 設 業	学 科
土 木 工 事 業 舗 装 工 事 業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建 築 工 事 業 大 工 工 事 業 ガ ラ ス 工 事 業 内 装 仕 上 工 事 業	建築学又は都市工学に関する学科
左 官 工 事 業 と び ・ 土 工 工 事 業 石 工 事 業 屋 根 工 事 業 タ イ ル ・ れ ん が ・ ブ ロ ッ ク 工 事 業 塗 装 工 事 業 解 体 工 事 業	土木工学又は建築学に関する学科
電 気 工 事 業 電 気 通 信 工 事 業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管 工 事 業 水 道 施 設 工 事 業 清 掃 施 設 工 事 業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼 構 造 物 工 事 業 鉄 筋 工 事 業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板 金 工 事 業	建築学又は機械工学に関する学科
防 水 工 事 業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消 防 施 設 工 事 業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱 絶 縁 工 事 業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造 園 工 事 業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さ く 井 工 事 業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建 具 工 事 業	建築学又は機械工学に関する学科

表4 建設業許可と他の法令における工事業の関係

解体工事業（建設リサイクル法）	
内 容	担当機関
<p>(1) 軽微な工事(建設業許可が必要ない工事)のみを請け負い、土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可を受けずに解体工事業を営もうとする者は、解体工事を施工しようとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。</p> <p>(2) 登録を受けて解体工事業を営もうとする者は、土木施工管理技士等の一定の資格を有する者を技術管理者として置かなければなりません。</p>	<p>県庁建設部 建設政策課建設業担当</p> <p>【TEL】 026-235-7293</p> <p>【所在地】 長野市大字南長野字幅下 692-2</p>
浄化槽工事業（浄化槽法）	
内 容	担当機関
<p>(1) 土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けた者が、浄化槽工事業を開始する場合には、浄化槽工事を施工しようとする区域を管轄する都道府県知事に届出をしなければなりません。</p> <p>(2) 軽微な工事(建設業許可が必要ない工事)のみを請け負い、土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けずに浄化槽工事業を営もうとする者は、浄化槽工事を施工しようとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。</p> <p>(3) 浄化槽工事業を営もうとする者は、浄化槽設備士の資格を有する者を営業所に置かなければなりません。</p>	<p>県庁建設部 建設政策課建設業担当</p> <p>【TEL】 026-235-7293</p> <p>【所在地】 長野市大字南長野字幅下 692-2</p>
消防施設工事業（消防法）	
内 容	担当機関
<p>消防施設工事のうち、消防法で定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置工事を施工する場合は、消防法に基づく消防設備士免状を受けた者を置かなければなりません。</p>	<p>(一財)消防試験研究センター</p> <p>【TEL】 026-232-0871</p> <p>【所在地】 長野市大字南長野字幅下 667-6 長野県土木センター1階</p>

電気工事業（電気工事業法）	
内 容	担当機関
<p>(1) 建設業の許可を受けた者が、電気工事業を開始する場合は、営業所を1つの都道府県の区域内に設置する場合はその区域を管轄する都道府県知事に、営業所を2つ以上の都道府県の区域内に設置する場合は経済産業大臣に届出をしなければなりません。</p> <p>(2) 軽微な工事(建設業許可が必要ない工事)のみを請け負い、建設業の許可を受けずに電気工事業を営もうとする者は、上記(1)の都道府県知事又は経済産業大臣の登録を受けなければなりません。</p> <p>(3) 登録を受けて電気工事業を営もうとする者は、第一種電気工事士等の資格を有する者を主任電気工事士として営業所に置かなければなりません。また、電気工事士の資格を有しない者を電気工事の施工に従事させることはできません。</p> <p>※ 第一種電気工事士は、電気工事士法により、前回の講習受講日(新しく免状交付を受けた者は交付日)から5年以内に講習を受講することが義務づけられています。</p>	<p>営業所の所在地を管轄する 県地域振興局商工観光課</p>
	【佐久】 0267-63-3158
	【上田】 0268-25-7141
	【諏訪】 0266-57-2922
	【上伊那】 0265-76-6829
	【南信州】 0265-53-0432
	【木曾】 0264-25-2228
	【松本】 0263-40-1933
	【北アルプス】 0261-23-6523
	【長野】 026-234-9528
【北信】 0269-23-0219	
電気通信工事業（電気通信事業法）	
内 容	担当機関
<p>電気通信工事のうち、電気通信回線と端末設備等を接続する工事を施工する場合は、工事担任者の資格を有する者を置かなければなりません。</p>	<p>総務省 各総合通信局・通信事務所</p>

表5 建設業許可申請受付機関一覧

部 署	所 在 地	電 話 番 号
県庁 建設部 建設政策課建設業担当	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7293

○書類の経由、申請書等（副本）の閲覧

※建設事務所では申請書類の受付・審査は一切行いません。

建設事務所	管轄地域	郵便番号・所在地	電話番号
佐久建設事務所	小諸市、佐久市、 南佐久郡及び北佐久郡	〒384-0301 佐久市臼田2015	0267-82-3101
上田建設事務所	上田市、東御市及び 小県郡	〒386-8555 上田市材木町1-2-6 上田合同庁舎5F	0268-25-7161
諏訪建設事務所	岡谷市、諏訪市、 茅野市及び諏訪郡	〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎4F	0266-57-2933
伊那建設事務所	伊那市、駒ヶ根市及び 上伊那郡	〒396-8666 伊那市荒井3497 伊那合同庁舎4F	0265-76-6845
飯田建設事務所	飯田市、下伊那郡	〒395-0034 飯田市追手町2-678 飯田合同庁舎6F	0265-53-0448
木曾建設事務所	木曾郡	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 木曾合同庁舎5F	0264-25-2237
松本建設事務所	松本市、塩尻市、 安曇野市及び東筑摩郡	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本合同庁舎4F	0263-40-1961
大町建設事務所	大町市、北安曇郡	〒398-8602 大町市大町1058-2 大町合同庁舎4F	0261-23-6530
長野建設事務所	長野市、須坂市、 千曲市、坂城町、 上高井郡及び上水内郡	〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1 長野合同庁舎4F	026-234-9537
北信建設事務所	中野市、飯山市、 下高井郡及び栄村	〒383-8515 中野市大字壁田955 北信合同庁舎3F	0269-23-0791

表6 申請手数料納入 例（知事許可の場合）

申請区分	現在受けている許可	受けようとする許可	例(既許可業種⇒申請業種)	手数料
1 新規	—	一般建設業	なし ⇒ <u>般-土</u> <u>般-と</u> 新9	9万円
	—	特定建設業	なし ⇒ <u>特-土</u> <u>特-と</u> 新9	9万円
	—	一般+特定建設業	なし ⇒ <u>般-土</u> <u>特-と</u> 新9 新9	18万円
2 許可換え新規	国土交通大臣許可	知事許可 (新規と同様)	(同左)	(同左)
3 般・特新規	一般建設業	特定建設業	般-土 ⇒ <u>特-土</u> <u>特-と</u> 新9	9万円
	特定建設業	一般建設業	特-土 ⇒ <u>般-建</u> <u>般-と</u> 新9	9万円
		一般建設業 (既許可業種を含む場合)	[特-土 ⇒ <u>般-土</u> <u>般-と</u> 新9 特-建 ※特-土の廃業が必要	9万円
4 業種の追加	一般建設業	一般建設業	般-土 ⇒ <u>般-と</u> <u>般-水</u> 追5	5万円
	特定建設業	特定建設業	特-土 ⇒ <u>特-と</u> <u>特-水</u> 追5	5万円
	一般+特定建設業	一般建設業	[般-土 ⇒ <u>般-水</u> 特-と 追5	5万円
	一般+特定建設業	特定建設業	[般-土 ⇒ <u>特-水</u> 特-と 追5	5万円
	一般+特定建設業	一般+特定建設業	[般-土 <u>般-建</u> <u>般-管</u> ⇒ 追5 特-と <u>特-水</u> 追5	10万円
5 更新 ※有効期間の調整をする場合を含む	一般建設業	一般建設業	[般-土 ⇒ <u>般-土</u> <u>般-水</u> 般-水 更5	5万円
	特定建設業	特定建設業	[特-土 ⇒ <u>特-土</u> <u>特-水</u> 特-水 更5	5万円
	一般+特定建設業	一般+特定建設業	[般-土 <u>般-土</u> ⇒ 更5 特-水 <u>特-水</u> 更5	10万円
		一般建設業(有効期間調整しない場合)	[般-土 ⇒ <u>般-土</u> 特-水 更5	5万円
		特定建設業(有効期間調整しない場合)	[般-土 ⇒ <u>特-水</u> 特-水 更5	5万円

(注)1 「例」の欄の見方

許可を受けようとする建設業 一般建設業 = **般** 特定建設業 = **特** → 般-土 ← **業種**

申請区分 新規(許可換え新規、般・特新規を含む) = **新** → 新9 ← **手数料(万円)**

業種の追加 = **追**

更新 = **更**

2 「許可の有効期間の調整」とは、別個に二以上の許可を受けている場合、一の許可の更新を申請する際に、有効期間の残っている他の建設業の許可についても同時に一件の許可の更新として申請し、全てをあわせて一件の許可の更新として許可することをいう。

申請区分	現在受けている許可	受けようとする許可	例(既許可業種⇒申請業種)	手数料
6 般・特新規 + 業種の追加	一般建設業	㊦ 特定建設業 ㊧ 一般建設業	般-土 ⇒ 特-建 般-水 新9 追5	14万円
	特定建設業	㊦ 一般建設業 ㊧ 特定建設業	特-土 ⇒ 般-建 特-水 新9 追5	14万円
		㊦ 一般建設業 (既許可業種を含む場合) ㊧ 特定建設業	{ 特-土 ⇒ 般-土 特-水 特-建 新9 追5 ※特-土の廃業が必要	14万円
7 般・特新規 + 更新	一般建設業	㊦ 特定建設業 ㊧ 一般建設業	般-土 ⇒ 特-建 般-土 新9 更5	14万円
	特定建設業	㊦ 一般建設業 ㊧ 特定建設業	特-土 ⇒ 般-建 特-土 新9 更5	14万円
		㊦ 一般建設業 (既許可業種を含む場合) ㊧ 特定建設業	{ 特-土 ⇒ 般-土 特-建 特-建 新9 更5 ※特-土の廃業が必要	14万円
8 業種の追加 + 更新	一般建設業	㊧ 一般建設業 ㊨ 一般建設業	般-土 ⇒ 般-と 般-土 追5 更5	10万円
	特定建設業	㊧ 特定建設業 ㊨ 特定建設業	特-土 ⇒ 特-と 特-土 追5 更5	10万円
	一般+特定建設業	㊧ 一般建設業 ㊨ 一般+特定	{ 般-土 般-建 ⇒ 追5 特-水 般-土 特-水 更5 更5	15万円
		㊧ 特定建設業 ㊨ 一般+特定	{ 般-土 特-建 ⇒ 追5 特-水 般-土 特-水 更5 更5	15万円
		㊧ 一般+特定 ㊨ 一般+特定	{ 般-土 般-建 特-管 ⇒ 追5 追5 特-水 般-土 特-水 更5 更5	20万円
9 般・特新規 + 業種の追加 + 更新	一般建設業	㊦ 特定建設業 ㊧ 一般建設業 ㊨ 一般建設業	特-建 新9 般-土 ⇒ 般-と 般-水 追5 般-土 更5	19万円
	特定建設業	㊦ 一般建設業 ㊧ 特定建設業 ㊨ 特定建設業	般-建 般-と 新9 特-土 ⇒ 特-水 追5 特-土 更5	19万円
		㊦ 一般建設業 (既許可業種を含む場合) ㊧ 特定建設業 ㊨ 特定建設業	{ 般-土 般-と 新9 特-土 ⇒ 特-水 特-建 追5 特-建 更5 ※特-土の廃業が必要	19万円

表7 市町村コード一覧

地域	市 町 村	コード	地域	市 町 村	コード	地域	市 町 村	コード
佐久	小 諸 市	20208	飯田	飯 田 市	20205	大町	大 町 市	20212
	佐 久 市	20217		下伊那郡松川町	20402		北安曇郡池田町	20481
	南佐久郡小海町	20303		〃 高森町	20403		〃 松川村	20482
	〃 佐久穂町	20309		〃 阿南町	20404		〃 白馬村	20485
	〃 川上村	20304		〃 阿智村	20407		〃 小谷村	20486
	〃 南牧村	20305		〃 平谷村	20409	長野	長 野 市	20201
	〃 南相木村	20306		〃 根羽村	20410		須 坂 市	20207
	〃 北相木村	20307		〃 下條村	20411		千 曲 市	20218
	北佐久郡軽井沢町	20321		〃 売木村	20412		埴科郡坂城町	20521
	〃 御代田町	20323		〃 天龍村	20413		上高井郡小布施町	20541
〃 立科町	20324	〃 泰阜村	20414	〃 高山村	20543			
上田	上 田 市	20203	〃 喬木村	20415	上水内郡信濃町		20583	
	東 御 市	20219	〃 豊丘村	20416	〃 飯綱町		20590	
	小県郡青木村	20349	〃 大鹿村	20417	〃 小川村		20588	
	〃 長和町	20350	木曾	木曾郡上松町	20422		北信	中 野 市
諏訪	岡 谷 市	20204		〃 南木曾町	20423	飯 山 市		20213
	諏 訪 市	20206		〃 木祖村	20425	下高井郡山ノ内町		20561
	茅 野 市	20214		〃 王滝村	20429	〃 木島平村		20562
	諏訪郡下諏訪町	20361		〃 大桑村	20430	〃 野沢温泉村		20563
	〃 富士見町	20362	〃 木曾町	20432	下水内郡栄村	20602		
	〃 原 村	20363	松本	松 本 市	20202			
伊那	伊 那 市	20209		塩 尻 市	20215			
	駒ヶ根市	20210		安曇野市	20220			
	上伊那郡辰野町	20382		東筑摩郡麻績村	20446			
	〃 箕輪町	20383		〃 生坂村	20448			
	〃 飯島町	20384		〃 山形村	20450			
	〃 南箕輪村	20385		〃 朝日村	20451			
	〃 中川村	20386		〃 筑北村	20452			
	〃 宮田村	20388						

